第36回府立高教組定期大会
議案

1983. 5. 26～27
教育文化センター

温井

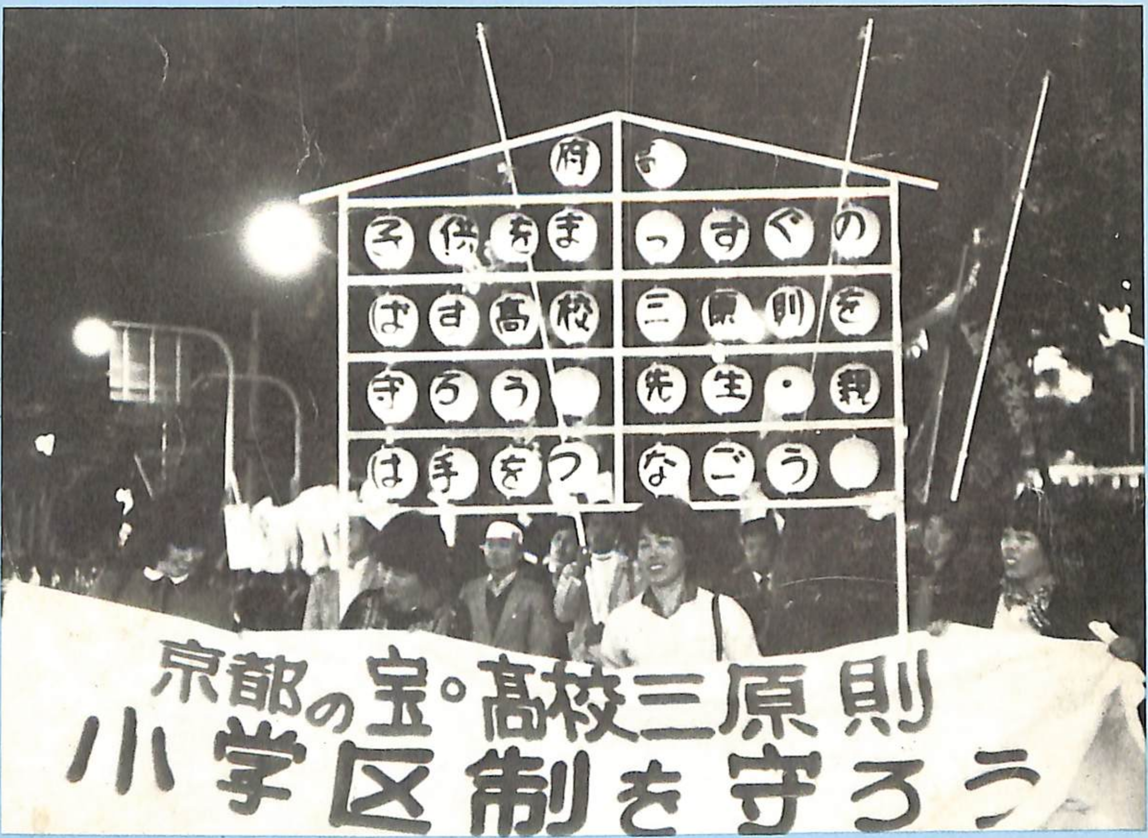
府高
子供をまっすぐの
ばす高校三原則を
守ろう
先生・親
は手をつ
なごう
京都の宝。高校三原則
小学区制を守ろう

京都府立高等学校教職員組合

（資料(1)）

府民の願いを踏みにじる吉谷私案を斬る!!

小学区制つぶしへの〝布石〟にさせない運動のもり上がりを!!

府教委の「本音」と思われる小学区制つぶしが高校教育懇談会の一委員の〝発案〟の形で出されました。十月二八日に開かれた府教委の第十回高校教育懇談会の席上で吉谷源太郎委員（元府立高校校長会長）より「吉谷私案」の形で提示されたものです。これは林田知事就任以来の「せめて中学区制に」という主張を全面的に受け入れた内容となっています。「地元の高校に通わせたい」「高校増設と私学助成をもっと進めてほしい」など父母・府民の切実な声は全くといってよいほど反映されていません。しかもこの懇談会では来年の一月十三日で最後の「まとめ」を強引に出そうとさえしており、京都の教育は最も重大な事態をむかえています。吉谷私案の全文は次の通りです。

第10回高校教育懇談会に提示された「吉谷私案」

本府の実態に即した職業教育・学区制について

一、職業教育を考えるにあたり

(一) 職業教育は地方の発展、地域産業振興に大きな意義がある。袋小路論は、戦後の単線型教育制度による過熱した高学歴指向にねざした論と考えられる。

(二) 職業教育には金がかかる。公立が負う教育と考えられる。公立でも綜合制小学科分散では、財政的対応に限度があり、職業教育にふさわしい環境づくりも困難である。可能な限り統合し、職業高校を新設すべきである。

(三) 普通科における職業専門科目の選択履習は、職業的教養には意義があるが職業教育とは言い切れない。職業教育は、学理をもとに業い（経営）、職業生活、技術、技能など広くまとまりが大切である。

二、学区制を考えるにあたり

(一) 高校進学率九〇％以上とは、生徒の個性、能力、進路の多様性を示しているとみられる。これに対応し伸すことが今日の課題である。各学校が教育課程、指導法を創意実践する独自性、特色ある学校づくりが大切である。そのためにはある程度の学校選択できる制度をとる必要がある。

(二) 本府は南北帯状になっており、また大都市、中都市、農山漁村、過疎・過密、産業実態も多様である。更に丹後、中丹、南丹、京都市・南部の四地域は、古くから社会経済的、行政上も一定の特色、まとまりがある。学区制を考えるには、これら実態に即し小学区綜合、中学区綜合、中学区単独など柔軟に考えるべきだ。理念や建前にこだわった画一制度ではひずみが増し効果があがらぬ。

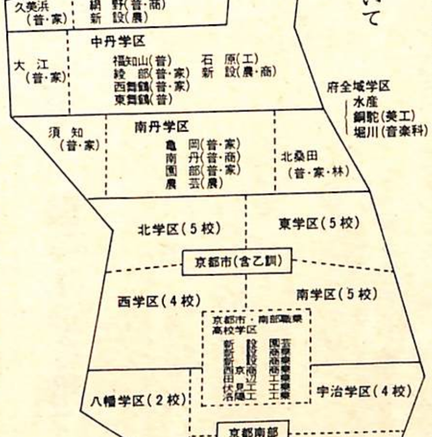

㊟京都市以南の学校名は「私案」に出ていないが，58年度開校予定の南八幡高，西城陽高も含めての案と考えられる。

三、職業教育、学区制の具体案について（全日制）

(一)～(四)省略

(五) 総合選抜制を廃止して、各校の単独選抜に改める。

いま、なぜ「吉谷私案」が——

- 高校三原則・小学区制つぶしをねらう林田知事や府教委の意図に沿ったもので、彼等の言い分を代弁している。
- 「京都の教育の良さを守ろう」との声が高まる中で府教委が自らの手で「手直し」をはかることへの〝布石〟としようとしている。
- 極めて悪質なプラン提示によって府民の眼をごまかし、一定の世論操作を図ろうとしている。
- 府当局がすすめる第三次府総合計画の教育版としての地域分割プランが提示されている。

「吉谷私案」が実行されたら大変な事態に——

一、中学区制や職業単独校化の導入による高校三原則破壊によって、小・中学校の教育も含めた京都の教育の全面的改悪を意図したものである。

二、再来春以降の新設校はすべて職業単独校となっており、従来の総合制高校の解体による職業科の再編とも合わせて、職業単独校の固定化をはかろうとしていることは明白である。京都で今日まですすめてきた進路のちがいをこえて学び合う「全人教育」の否定につながるものである。

三、地元の高校へ通える制度「小学区制」をくずすことで、高校が地域から切り離され、保幼小中高が連携して地域にねざした教育をすすめることがきわめて困難になる。また、父母も子どもたちも遠い高校へ通わされ、高額の通学費に泣かされることになる。

四、学校間に格差が生み出されることで「一流校」「二流校」……とそれぞれに中学浪人がつくり出されるという、今日まで京都の教育が追及してきた高校全入への道が塞がれる大変な事態になる。特に、中学卒業生急増期をむかえ、各地でおこってきている高校増設の願い、運動を地域の高校でなくなることとも相まって、ごまかし、抑え込むというねらいをもつものである。

五、高校の間に生み出された格差が中学校に拡大し、小学校教育にまで歪みをもたらすという、一人ひとりを大切にする小・中・高のゆきとどいた教育実現を困難にするものである。

六、学校間に生み出された格差によって、父母間、教職員間、そして子どもの間にまで優越感、劣等感を生み出し、父母・教職員がともに地域の子育て、教育運動をすすめることを困難にするものである。

府民ぐるみの運動で高校三原則を守ろう

——私たち府民の願い——

- 高校三原則・小学区制を守り、その充実・発展を。
- 地域の要求にこたえた高校増設で中学浪人の不安の解消を。
- 私学への公費助成を増やし、公立高授業料のすえおきを。
- 40人学級の早期実現とマンモス学校の解消を。
- 学校施設・設備の改善でゆきとどいた教育の実現を。

——ヤマ場にさしかかった運動の強化を——

「吉谷私案」が現実のものとなるか否かは、私たちの運動の展開によって決まるといっても過言ではありません。当面、十二月議会にむけたとりくみを中心に、京都の教育の良さを生かしたいと願うすべての府民の声を結集して、高校三原則をはじめとした京都の教育を守る大運動を強化しましょう。

（資料(2)）

—子どもらに明るい未来を—

希望するすべての子どもに高校教育を

「高等学校教育懇談会」まとめの批判

一九八三・一
京都教育大運動連絡会
京都教職員組合

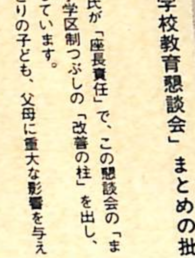

京都の子どもが危ない —今、重大な事態—

一月十三日、「高等学校教育懇談会」（京都府教委設置）の座長田畑茂二郎氏が「座長責任」で、この懇談会の「まとめ」を強行しました。府教委はこの「まとめ」を受けて、三月末までに小学区制つぶしの「改善の柱」を出し、早ければ今の中学二年生、遅くとも一年生の高校入学から実施すると発表しています。

五年前に林田知事が「せめて中学区制に」と言ってきましたが、一人ひとりの子ども、父母に重大な影響を与える「小学区制つぶし」を許すのかどうか、今重大な事態に至っています。

問答無用！ —一方的な「まとめ」のやり方—

「まとめ」（案）は、懇談会の当日では充分討論できないから、前もってみんなに配布して下さいという数人の要望を田畑座長は拒否しました。

当日は、「まとめ」についての質問さえ無視したり、一人ひとりの意見や感想が述べられましたが、これらの意見はその場で聴くだけで「まとめ」には全く取り入れられませんでした。もう一度発言したいという要望にも応えていません。民主主義に反する独断・専制そのものと言えます。

また両論併記といいながら、府教委の考えに沿わない意見はとり入れられていない部分が各所に見られます。

PTAや先生の声が届かない —「高等学校教育懇談会」の姿—

府教委の意向に沿った「懇談会」委員の選出が強行されたため、PTAや先生など府民の声が届かないようになっていました。例えば、中学校や高校で直接授業を考えたり、クラスで指導する先生は一人もいません。これでは生徒の実態をしっかりつかみ、どう改善したらよいか討論することはとても不可能です。

その上「密室」の討論で、「中間まとめ」などを出して府民に発表することなども一度も行っていません。

京教組などでは、PTAや先生の声が反映されるよう民主的な委員の選出や討論の公開を何度も求めましたが、府教委は一切受けつけませんでした。

子どもと親の切実な願いを踏みにじった「懇談会」まとめ

●事実と違う内容になっている「まとめ」●

「まとめ」では「非行が減少せず」「退学者が多く」「運動能力や競技力は停滞気味」「大学進学が悪く」「授業が理解できない」を問題点としています。

退学者は府教委の資料でも、全国平均より少なくなっています。運動能力のことや授業が理解できないことなどについて、京都が他府県より悪いという事実は一つも示されていません。

公立高校の昭和55年度の中途退学者の状況

（57年に府教委が示したもの）

全国平均	1.20％
京　都	1.19％

事実とちがうウソの典型は大学進学です。京都の「新設高校では……大学進学状況もよい」などとも述べていますが、これもウソ。どちらかといえば、文化・経済環境に恵まれた地域・既設校の方が大学進学ではよい結果になっています。（高校問題研究会の調査）

どれを取り上げても事実がハッキリしていなかったり、他府県との比較がなかったり、事実をねじまげてウソとなったりしていることばかりです。

こんなことを前提にして、教育の大切な柱である制度をいじることなどさせてはなりません。

●PTAなど府民の声を無視●

五年前、府教委がPTA代表を集めて、「教育懇談会」を五回開きましたが、小学区制はみんなの協力ができるから守って充実して欲しいという意見が圧倒的でした。また、京都市内や郡部のPTAなどが行ったアンケート、読売新聞の世論調査（裏面参照）でも、小学区制を守って育てるべきだという声が同じように多くなっています。同時に「わからない」の回答者が非常に多くあることから、もっともっとみんなで討論することが大切です。この点からも「まとめ」はPTAや府民の声が少しも反映されないものになっています。

●「中学浪人はさせたくない」という親の願いは無視●

今の中学三年生から始まる「戦後第二のベビーブーム」について、親の一番切実な願いは「高校に入れてあげたい」ことです。そのために、公立高校を増設して、私学助成を増やして欲しいということです。「懇談会」でもこのことについて討論がされましたが、「まとめ」の中では全て削られてしまいました。

しかも、「勉強が嫌な生徒まで高校に入れるべきではない」という意見を「まとめ」に入れるありさまです。

中学卒業生数の推移

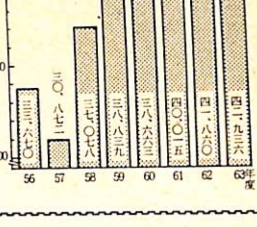

●「受験地獄」を激化させる「小学区制つぶし」●

「受験地獄」の根源は、教育の分野だけから見れば、高校が足りないことと高校間に格差があることにあるのは全国的にハッキリしてきています。そして「受験地獄」のために、どんなに子どもの成長がゆがめられ、家族の心配ごとになっているか、毎日の新聞で報道されているとおりです。

「風雨の経験を与える制度」とは、他人を引きづり降ろさなければ自分が助からないような小学区制つぶしでなくて、みんなが励まし合って、協力の中でお互いに高めあえる競争を保障する小学区制でこそ、その目的が達成できるものです。

全国では「受験地獄」を少しでもなくするために、京都のような小学区制に近づける学区縮小を進めている時、「競争を助長」させるために小学区制をつぶすなどということは、それこそ時代の流れに逆行したものです。

特色ある学校づくりと学区制について

府教委の「高等学校教育懇談会」まとめより抜粋

このテーマに関しては、重要な問題として懇談会の中でも多くの意見が交わされ、特色ある学校づくりや学校選択に関する論議にはじまり、学区制については、現行制度の今日における問題点や、改革案を伴う意見が述べられる一方、現行制度を堅持する立場からの意見もあった。

一、特色ある学校と学校選択

まず、特色ある学校という点に関して、私学はそれぞれの特色を持ち、校風を確立しているが、公立高校では学校間に格差をつけないという平等主義が前面に出て、教育課程も共通の編成要領に基づく学習が展開され、各校ごとの特色を出す余地がない。そのためトップクラスの生徒は公立離れの傾向にあるといった意見があり、また、公立学校の教員で自分の子どもは私立高校に通わせている人が多いのに疑問を感ずるという意見も述べられた。

これに関し、生徒の個性や能力が十分発揮できる学校が必要で、教師の創意と工夫により学校独自の校風や伝統を育て、特色ある学校をつくるべきであるとか、頑張れば大学への進学が可能だという希望の持てる学校生活を保障することも、特色ある学校づくりを考える上での一つの課題であるとか、生徒の多様な進路や適性に応じた類型やコースを設けたり、自主活動を振興することも、特色づくりの一環となるという意見がかなり多く述べられた。

これに対し、公立高校に学校ごとの特色がある方がおかしい、どの学校でも同質の教育を保障するのが公立高校の役割であって、早くからコース等に分けず、幅広く判断のできる基礎知識を生徒に保障すべきであるという意見があった。

次に学校選択に関し、高校への進学も自由競争の原理に従い、学校や学科を自由に選択させ、独立心や責任感を養い、誇りをもたせることが大切であるとか、15～18歳の頃は自我や自立性が目覚め、素質が開花し個性が伸長するので、この時期に好ましい競争原理を導入して選択の自由を与え、それぞれの特性が生かせる制度が望ましいといった意見が述べられた。また、公立高校の生徒の運動能力や競技力は停滞気味で、これを充実させるため、特性にあった学校を選んで進学できる制度が必要であるとの意見もあった。

また、以上の点に関し、①生徒個人の希望する方向を生かして、ある程度地域外からの枠を入学生に対して広げてはどうかとか、②小学区制のままで、進学校を数校指定して生徒に選択させ、「一期校」として若干名を先に受験させるのも一つの方法であるといった具体的な意見が述べられた。なお、これらを受けて、特色ある学校づくりを進め、特色を公表して生徒に学校を選ばせるためには、教育制度や入試制度等を具体的に変更していく必要があるとの意見もあった。

二、学　区　制

今日までの本府における小学区制に関して、高校が府内一円に適正に配置でき、国立や私立も含めた学区制になっているのなら、小学区制は理想的な制度だが、実際には国立や私立は学校選択が自由であるなど、公立高校の統制された小学区制に不満の声が強いという章見や、小学区制は競争力疎外の保護制度であり、能力主義を排除するあまり、生徒の個性や能力を無視した悪平等の制度で、生徒の無気力や甘えもここに根ざしているという意見をはじめ、学校選択の自由を一二年間にわたって奪っている上、小・中・高の地域が固定されているので、良い意味での競争原理が働かず、学習への意欲に乏しい。一方教員も他校としのぎを削る条件が無いために無気力化しているとか、小学区制は「先生が楽のできる制度」だとも言われ、そのせいか、この三〇数年の間に生徒も親も学校や教師を信用しなくなったという声が多いといった意見が述べられた。

また、総合選抜地域における小学区制に関して、大都市における人口の動態と高校所在地の偏在のため、もはや小学区制の名に値する学区の編成は物理的に困難で、これ以上小学区制にこだわるなら、いびつな変形のものとなり、地域との連携というたい文句とはかけ離れたものしか策定できないという意見も出された。

こうした意見を受け、今日、準義務教育化した高校の状況や大学への進学者が増えて完成教育ではなくなってきた実態などを考える時、小学区制に固執せず、次の時代に備えて改善の方策等を積極的に模索する必要があるという意見をはじめ、個性の差は当然でそれぞれの能力や適性に見合った教育を受け、自己実現を図ることのできる制度が望まれるといった意見や、小学区制の保護・管理制度は、その体質が小・中学校にまで波及している。雨にも負けず、風にも耐える生徒を育てるため、風雨の経験を与える制度が必要であるとか、生徒の個性・能力が多様化した今日、各学校が特色ある学校づくりを行い、生徒が学校を選択できる制度とする必要があるなどの意見が出された。

以上の事に関連して、次のようないくつかの改革案を伴った意見が数人の委員より述べられた。①本府を四ブロック（丹後・中丹・南丹・京都市及び南部）に分け、地域の実態に合わせて小学区制・中学制を併用し、総合選抜を廃止して各学区（小学区は各校）内で単独選抜を行う。②京都市内とその近接地域では一学区に数校を包含する中学区制とし、その範囲内で自由志望、単独選抜を行い各校の特色の創造と競争を助長する。③学区の安定している北部は現状のままとし、京都市内及び周辺部は、郡・市・区を単位とし二～三校を含む学区を地域基盤として固定し、志望校選定ないし、選抜の在り方を検討する。④固定学区にして各学校がそれぞれの特色を明確にし、四～五校間で各校の募集定員の一〇～二〇%ぐらいは他の校区からの入学を認める。

なお、こうした改革を行うに当たって、制度再編成の時期は、生徒が急増する高校増設期を逸しては不可能だとする意見もあった。これらの意見に対して、高校進学率が九四%を越え、国民的教育機関となった今日、高校教育を地域から切り離して考えることはできない、小学区制はさらに条件整備しながら充実していく必要があるという意見や、小学区制を崩して自由選択を許すなら、輪切りの進路指導によって高校間に格差を生じ、底辺校や新設校では大学進学や生徒指導が困難になるとか、均質な生徒の集団で本当の教育ができるかどうか検討する必要があるといった意見が述べられた。また、小学区制の下では大学進学率が悪いと言われるが、これは学校・生徒の努力や進路指導の問題で、学区制の問題とは関係がないとか、生徒が生きていくうえでの最低限必要な知識を保障するという大前提がくずれるような学区制には反対であるという意見もあった。

なお、昭和六十三年以降の生徒減少期に、学校規模を適正化すれば定員の微調整によって通学区の固定化は可能であり、現行制度の下でも、進学指導や教育内容を充実すれば社会の批判は減少するという意見も述べられた。

さらにまた、小学区制の充実を求める立場から、生徒急増期を控えて制度の改革よりも、高校教育をどのように保障すべきかが大切であり、そのため、①希望する生徒の高校への進学保障②小学区制を生かした学校づくり③職業教育の正しい充実④全日制・定時期・通信制・障害児校のすべてにおける高校教育の保障⑤教職員・父母・地域住民の努力の教訓を生かすこと、などによって生徒の全面的発達を保障する必要があるとの内容をもつ私案も示された。

次に制度の改変に関して、高校の教育制度で絶対的なものはない。他府県の制度を参考にして、その変遷や長所・短所についても十分検討し、時代に即応した生きた制度を考える必要がある。他府県では、ほぼ一〇年ごとに制度を修正して、地域の実態に合わせ、時代の流れに対応してきているとか、新しい京都方式の制度を考えるとすれば、現行制度の良いところを残しつつ、生徒の能力や適性に応じた学校を選ばせることができるような配慮が必要であるといった意見が述べられた。これに対し、全国的な課題については他府県の例を十分調査し、前車の轍を踏まないように留意すべきであるとか、制度をいったん変えると、他府県が経験しているように、たとえ弊害が生じても簡単に元に戻すことはできないといった慎重論もあった。

なお、制度の問題に関連して、制度だけを変えても効果は少ない。学校管理や運営等の中味も合わせて改善することが必要であり、特に教員の組織や研修についての施策が大切であるとの意見もあった。

ＰＴＡや府民の意見

1. 鴨沂高校PTAの意見（回答者849名）「小学区制（地域制）についてどう思いますか」(82.1)

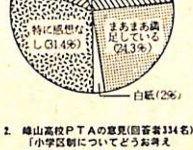

2. 峰山高校PTAの意見（回答者334名）「小学区制についてどうお考えですか」(82.6)

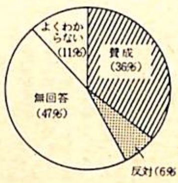

3. 修学院中学校PTAの意見（回答者824名）「高校三原則について、どう思われますか」(82.11)

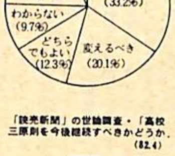

4. 「読売新聞」の世論調査・「高校三原則を今後継続すべきかどうか」(82.4)

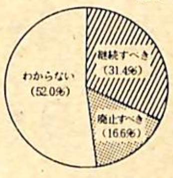

京都教育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る教育会館内
電話（752）0011
発行人 湯浅 晃
本紙の購読料は組合費に含まれています。

号外
1983. 4. 5

高校三原則をはじめとした京都の民主教育を発展させるため、八三政治戦勝利にむけ奮闘しよう。

高校三原則

小学区制を生かした教育活動の推進で非行をなくし、どの子も伸ばす学校づくりを

「能力主義」教育の導入で教育荒廃に道ひらく府教委の「高校教育制度改革案」

京都府教育委員会は三月二十四日、記者会見で「京都府高等学校教育制度改善の基本」を発表しました。この「改革案」は先の「高等学校教育懇談会のまとめ」（一月十三日発表）の中から〝小学区制つぶし〟を強調した部分を抽出した極めて意図的なものとなっています。今後、「制度検討委員会」で十二月をめどに高校三原則の見直し検討に入るということになり、府教委が公式に「三原則の見直し」の作業に踏み切ったことになり、極めて重要な意味をもっています。私たちは、府民や教育関係者の意向を全く無視した府教委発表に強く抗議するとともに、新年度を迎え、京都の地域制を生かした教育活動を旺盛に展開していくとりくみを強めることが大切になってきています。

教育臨調をもくろむ「中曽根構想」のお先棒を担ぐ府教委の反動的姿勢

一斉地方選挙や国政選挙を前にして、中曽根内閣は外交路線での「レーガン肩入れ」が国民の怒りを買いつつあると判断し、国政の中心に教育問題を持ち出しました。続発する非行問題をとらえて教育制度の見直しを全閣僚でとりくむ「教育臨調」構想を打ち出し、文部省は三月初めに「校内暴力等に関する調査」を各府県教委におろし、管理主義教育の強化を狙っています。これらの中央反動勢力の推しすすめようとする教育改革は、京都にのみ残る民主的教育制度等を一掃、悪く地ならししておかなければ断行できないことは明らかです。「学校管理運営規則」の一方的制定指導や今回の「高校三原則改悪化」等は、中曽根構想のお先棒を担がんとする府教委のファッショ的反動体質を露わにしたものです。全国的には二十数年も前から改悪化がすすみ、今、教育荒廃の深刻化の中で高校学区の縮小化が迫られている状況にあることを知りながら、時代に逆行した改悪を断行しようとしているのです。非行問題の正しい解決のひとつの道として地域と学校の綿密な連携の必要性を否定する人は誰もいません。京都では小学区制のもとでこの事を完全に保障しているからこそ、他府県に比べて凶悪な非行事件が少ないといわれています。中曽根プランや林田公約にのみ忠実であろうとする府教委の姿勢の中には、もはや教育の条理が全く見い出せなくなっており、教育行政としての責任を全く放棄したものと言わなければなりません。

府民代表の意見を聴取した形をとりながら〝小学区制つぶし〟のみを狙った意図的な『制度改革案』

『制度改革案』は、林田知事就任以来の数年にわたる論議を尽くしたかのように装いながら、その実は幅広い府民や教育現場の声を全く閉ざした形で懇談されたものを、意図的にまとめたものとなっています。マスコミやPTAの多くの世論調査によっても「小学区制見直すべき」とする意見は常に多数にあらず、「守るべき」とする意見が上回っています。PTA会長、校長等をあつめての昭和五十三・五十四年の「教育懇談会」でも「三原則の充実・発展」が圧倒的多数を占めています。また、一応両論併記の形をとったと言われる「懇談会まとめ」からは、制度見直し派の意見ばかりをとりあげ、府教委の考え方に反する意見は封殺されており、府民の意見をとり入れた提起とは全くなっていません。

また、教育の基本原理である憲法や教育基本法には一切言及せず、三十年余に及ぶ京都の「高校三原則」の成果については何ら評価していません。能力主義にもとづく学歴志向を前面に打ち出し、「三原則・小学区制罪悪論」でもって、今日の高校教育のかかえる課題や矛盾を説明しており、従来、府教委が重視してきた教育の機会均等や全面発達保障の観点が完全に欠落しています。また、非行克服や学力保障とかかわり、高校増設をはじめとした、ゆきとどいた教育実現のための条件整備こそが急務であるのに、それらには一切ふれず、もっぱら制度問題に終始している一面的主張となっています。

この府教委の方針を受けて「高校教育制度検討委員会」で、更に検討を深めるとしていますが、単なるポーズにすぎず、府民不在のままにすすめようとしていることを見抜き、「検討委員会」設置反対の運動を展開することが重要になっています。（批判のポイントは裏面に）

ゆきとどいた教育推進のため、高校増設等の教育条件改善こそが急務

今春の高校入試で「公立高普通科定員割れ」（京都市域中心に）という〝異変〟が起りました。この理由の大きなものとして、府教委や一部の府民は「中学校の進路指導で厳しく輪切りされ、受験希望さえ押えられた」ことを主張しています。しかし、〝中学浪人〟を出すまいとする指導を余儀なくされた根本的な問題はひのえうま翌年の中学卒業生急増に見合うだけの定員増や高校新設が抑えられたことにあります（前年度九月調査では、定員の約一・六倍の全日制普通科希望者があった）。この〝異変〟について〝公立離れ〟、〝三原則敬遠〟と評価するならまさに筋ちがいな分析と言わねばなりません。

今、府教委が高校三原則の制度検討と並行してすすめている急増・急減問題は今後の京都の教育を左右する重要な問題です。府と府教委が三月十六日に京教組や私教連等「教育大運動連絡会」の抗議を押し切って強行設置した『公私立高校設置者急増急減対策協議会』では、昭和六十年以降、公立高校の新設を極力押え、四十五人を超える過大学級やプレハブ等による急場しのぎで急減期に備えようとする案で「公・私」の政治的妥協を図ろうとしています。全国第四十三位まで急転落した高校進学率を高めるために公立高増設や公費による私学助成増こそ最優先すべき課題であるとの父母・府民の声は日に日に高まっています。このような教育条件を改善するための施策を棚上げして、もっぱら制度改革の検討を先行させるやり方は希望するすべての子どもに高校教育を保障する視点をもたない非教育的・反府民的なものと言わざるをえません。

民主的学校づくりや中学校区共闘の強化で、小学区制つぶしを断じて許さないたたかいを

「学校管理運営規則」の制定強行や高校三原則の見直し策動を許さず、従来の民主教育を発展させるカギは学校現場のとりくみにあります。子どもたちが生き生きする学校生活を送るには何よりも教職員集団が確信と展望を持ちうる民主的な集団でなければなりません。新年度を迎え、多忙な日程の中でも必ず分会会議を開き、放置しておけば行政ペースの学校管理が進行していくことに歯止めをかける闘いを重視しなければなりません。当面、選挙戦勝利と結びつけ、次のとりくみを重視します。

―分会段階のたたかい―

①情勢学習を深め、『改革案』への批判検討を強めよう。

②新年度をスタートするにあたっての教育方針の確立、学校体制の民主化、教育課程の自主編成等、「学校管理運営規則」の職場持ち込みを許さない意志統一を固める。

③校長交渉をもち、学校運営の民主化、高校三原則を生かしたとりくみの推進、分会活動の保障等の確認を迫り、管理職による非民主的な管理強化の対応があれば批判を強めよう。

④「非行、暴力のない学校づくり」、「金のかからない学校づくり」を具体的にすすめるために、子どもたちの自主活動を重視するとともに、父母・地域住民に対しても積極的な方針を提起しよう。

⑤府教委に対し「高校三原則、小学区制つぶしをやめ、府民・関係者の声を聞け」の抗議を電話、ハガキ、決議文の送付等で集中しよう。

―中学校区共闘段階のたたかい―

①早急に小集会や懇談会を開き、『制度改革案』の批判的学習を深め、「小学区制つぶし」反対・抗議の意志を直接申入れを含め、府教委に届けよう。

②地方選の全候補者に高校三原則や教育問題での公開質問を展開し、賛同署名の輪を一気に広げよう。

③地域のくらしの要求や労働者の春闘と連帯した共闘を展開しよう。

④京教組提起の教育問題での父母アンケートにとりくむ体制を確立し、地域の教育政策をつくりあげよう。

⑤年度変わりでの事務局体制を強化し、共闘を広げる組織化にとりくもう。

「京都府高等学校教育制度改革案」批判のポイント

1. 特色ある学校づくりについて

- 小学区制であるが故に学校間格差をつくらないので特色ある学校づくりが出来ないとするが、「特色」の実体が不明確である。能力主義にもとづく格差のある学校のもとでは、能力による「ランク付け」こそされ、真に特色のあるユニークな学校づくりはできない。
- 学校選択のできないことや「同一集団構成」による進学実態のもとでは「競争原理」にもとづく教育が出来にくいことを懸念しているが、他府県では、この「競争原理」の導入の中で深刻な教育荒廃をもたらしており、地域制の下での励まし、助け合いの集団的教育効果こそが、今日、最も求められているものである。
- 国民としての基礎的教養を身につけることを軽視する「高校新学習指導要領」の路線を押しつけ、教育課程の弾力的運用のもとに能力主義にもとづいて格差のある学校づくりを推進している。
- 履習事項の軽重や能力別指導の導入による「伸びる子」のみの「学力向上」を意図し、到達度評価の理念を全く無視した能力主義を全面に出している。

2. 職業教育のあり方について

- 「科学技術の急速な進歩」や変化する社会で働く力を身につけさせるためには、多様化され「職業学科」「専門教育」の強化ではなく、総合制を生かした職業教育の充実こそが重要である。
- 進路指導上の不備が、職業教育への不適応を引きおこしているとの指摘は、自らの行政責任の怠慢ぶりをすりかえた考え方である。
- 既設校の職業学科の整理・統合をすすめる中で、職業学校の単独化をねらっている。
- 職業教育の充実は専門教科の強化にあらず、基礎学力をきちんとつけるための学習こそが必要とされている。

3. 選抜方法と学区制について

- 小学区制の良さを否定できないままに、小学区制を生かし切れない矛盾をあれこれ引き出し、その解決のための高校増設やマンモス化解消等の行政責任を放棄している。
- 適正な地理的範囲のもとで学校選択を認める方向は、中学区制もしくは、一定ブロック内での「相互乗入れの枠」をつくる実質上の小学区制つぶしを狙ったもので、他府県での学区拡大による教育弊害については不問としている。
- 中学卒業時の生徒に「特色ある学校・進路」の選択をさせることは、未来を閉ざすものでむしろ自由を奪うものとなり、「希望を生かす」という名のもとに生徒・父母の願いをふみにじるものである。

資料

「京都府高等学校教育制度改善の基本」

昭和58年3月24日 京都府教育委員会

京都府高等学校教育制度の改善に当たって

高等学校教育の目的は、中学校における教育の基盤の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことにある。

京都府における高等学校教育はこの目的に沿い、個人の尊厳を重んじ、知・徳・体の調和のとれた発達を図るとともに、中学校における教育の成果を更に充実・発展させ、未来への確かな見通しと使命感をもって主体的・創造的に生き抜く心豊かな人間の育成と、生涯にわたる学習の基礎を培うことを基本的な目標として進めてきている。

今日高等学校は青少年の大多数を教育する国民教育機関としての性格を強めてきており、そのため高校教育の在り方について専門的に検討を要する課題が多くなり、教育内容や教育制度を含め改善が望まれているところである。

本府においては、昭和二十三年の教育改革以来三十余年を経過する間に、①高等学校への進学率の著しい上昇に伴い、生徒の能力・適性・進路や、興味・関心などが極めて多様化するとともに、校内における学力格差が広がり、これらに対応する幅広い高等学校教育が求められるようになってきたこと、②高学歴社会が普通科志向を強め、普通科単独校が増加する一方、職業科においては科学技術の進歩や産業構造の変化に応じた専門教育としての職業教育がますます必要となってきたこと、③社会の急速な進展に伴って生活圏が拡大するとともに、人口の激しい流動により、過疎や過密の現象が起こり、それぞれにおいて通学区と学校教育の関係に多くの課題が生じてきていることなど、さまざまな問題があり、それに応じて教育制度も発足当時のねらいや姿を大きく変化させ、現実に対応しながら今日に至っている。

京都府においては、当面するこうした高等学校教育の諸問題について、かねてから検討を進めるとともに、広く府民の意見を聴取するため、昭和五十三年と五十四年の二ヵ年にわたり学校関係者及び保護者の代表による「教育懇談会」を開催し、引き続き昭和五十六年と五十七年には学識経験者、教育関係者、地方公共団体代表など各界・各層の方々による「高等学校教育懇談会」を開催した。この二年間にわたる「高等学校教育懇談会」の意見内容は、「懇談会まとめ」として昭和五十八年一月十三日に田畑茂二郎座長より提出されたが、教育委員会ではこれを率直に受け止めて慎重に分析を行い、

(1) 現在既に施策として実施しており、今後更に充実すべきもの

(2) 直ちに施策として実施に移せるもの

(3) 重要な課題であり、専門的な検討を更に加える必要のあるもの

に分類・整理し、これらを順次行政施策に生かすとともに、教育現場においても、実施できるものから実行に移すことによって、本府の高等学校教育の充実と改善を図ることにした。

こうした状況の下で、本府における高等学校の今日の実態を正しく把握し、二十一世紀を担う良識あるたくましい青年を育て、本府の教育目標を実現するため生徒を中心に据えた高等学校教育の在り方を求め、次のような観点から改善の方途を検討するものである。

1. 特色ある学校づくりを進め、生徒それぞれの能力・適性に応じた教育を行う

- 今日高等学校教育の普及に伴い、幅広い高校教育を創造する必要が生じているにもかかわらず、地域制（小学区制）下にある本府の高等学校においては各学校間の教育内容に差が生じないよう配慮して教育課程の共通化を図っているため、各校の努力にもかかわらず生徒それぞれの能力・適性、進路や、興味・関心に必ずしも十分に対応できているとはいえない。

  また、この制度の下では希望して高等学校を選べないことや、限られた地域のほぼ同一の集団構成のまま高等学校に進学していることなどが生徒の学習・生活・進路に少なからず影響を及ぼしている。
- 新学習指導要領においては、今日多様化した生徒の実態への対応に配慮を加え、教育課程の基準を弾力化し、学校の主体制を尊重して特色ある学校教育が行えるよう学習する生徒の実態に即して、改訂が図られたところである。

  こうした状況の下で本府の高等学校の現状を改善するためには、この改訂の趣旨を生かしつつ、それぞれの学校の教育目標を明確にさせ、教育課程の編成や指導方法をはじめ、芸術・文化、体育・スポーツの振興など創意工夫によって、独自の校風を目指し特色ある学校づくりを進めるとともに、生徒それぞれが能力・適性、進路などに応じ自ら目的意識をもって学校を選択し、誇りを持ち意欲ある学校生活を送ることができるような制度や方法を考えなければならない。

  更にまた、生徒一人ひとりの持つ多様な能力や適性をいっそう伸長させるため、教科・科目の学習負担の適正化や学力差に対応した指導法についても検討を加え、全体的に学力向上の方策を講ずる必要がある。

2. 職業に関する学科の内容を改善・充実するとともに、その規模や配置の適正を図る

- 科学技術の急速な進歩や産業構造の変化など変動の多い経済社会に、適切に対処できる望ましい人材の育成を図るため、専門教育としての職業教育が果たす役割は極めて大きい。

  ところで、今日本府の職業学科の多くは事実上普通科との併置の形におかれていることもあって、教育課程をはじめ施設・設備や教材・教具の状況など専門学科の学習を行う上で必ずしも満足できる状態にあるとはいえない。

  また、職業学科への進路指導上の問題もあって、入学する生徒の中には専門教育に対する目的意識や学習意欲に乏しい生徒も見受けられ、学校や学科に適応できないことなど職業教育の成果がなかなか得られにくい状況にある。
- 職業教育は将来の生活に大きな影響を及ぼす教育であるだけに、職業的自立を図るため、専門分野の基礎・基本を重視するとともに、経済社会の変化に対処できるようにするなど職業教育の目指すべき方向やその在り方を明確にしていくことが大切である。

  また、そのための設置校の適正規模や学科構成あるいはその適正配置についても、地域的な条件を考慮しながら検討を加え、地域の特性を生かした魅力ある教育課程を創造し、展望の持てる職業教育を目指す必要がある。

  目的意識を持った生徒が適性を生かし希望と誇りを持って学習できるように教育環境を整えるとともに、意欲的な生徒の入学を促す推薦制度など選抜方法の改善や体験入学の拡充による進路指導の充実についても十分考慮しなければならない。

  なお、職業学科修了者がその専門性を更に伸ばせるよう進学についても配慮することが必要である。

3. 一定の地域を通学圏として設定するとともに、選抜方法の改善を図る

- 本府における高等学校は、小・中学校との連携を保ちながら、地域との関連を重視した教育を進めることをねらいとし、地域制（小学区制）の下で出発した。

  しかしながら、その後交通機関の発達をはじめ、社会の急速な変化に伴い、生活や行動が広い範囲にわたるなど生活圏が拡大するとともに、人口の著しい社会変動により小学校区を更に細分化した通学区の編成や、また年度ごとに通学区の大きな変動があり、学校の適正規模と通学区の関係においても地域の教育機能を活用する上でさまざまなむずかしい問題が生じてきている。
- 通学区の編成は、本来高校教育の普及と振興を図るものであるが、同時に生徒が義務教育終了に当たって、能力・適性、進路などに応じた教育を選択できるようにすることともかかわって、地域的条件を考慮した適正な範囲設定が望まれるところである。

  こうした中で、共通の生活・文化・産業などを持つ生活圏を基盤とした一定の範囲において望ましい教育活動の展開が図れるよう適切な通学圏を設定し、地域社会の教育内容と連携しながら、能力・適性、進路や興味・関心など今日多様化している生徒一人ひとりがいきいきとした学校生活を送り、希望を生かし学校の特色を選んで志願することができるような選抜方法を導入し、進路の拡大を図らなければならない。

  なお、その際長時間の通学による心身の負担や過度の競争がもたらす教育上の支障について十分な配慮をする必要がある。

（資料(4)）

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL（751）1645

1982年
12月4日
号外

高校三原則特集号
（第4弾）

格差のない学校で

希望するすべての子どもが地元で学びあえるために！

11月30日、府教委の「高等学校教育懇談会」において、井上委員は基本的教育論議の不充分さを指摘しつつ、今日の高校教育の課題とその正しい解決の方向を示した「私学」を提案しました。そして現場教職員や府民的教育論議の中でさらにすばらしい全体的案が創造されることを呼びかけています。

京都の宝・高校三原則
小学区制を守ろう
京都教職員組合

京都の高校教育の発展をめざして（私案）

井上　進

1　なぜ、今発表するのか

京都においても「戦後第二のベビーブーム」を迎えています。高校教育をめぐって、一人ひとりの生徒をまっすぐに伸ばすための課題を追及しつつも、希望する全ての生徒に高校教育を保障する課題が最も重要かつ緊急なものになっています。そのため、大急ぎで高校増設を進めて欲しいという府民的な要求と運動が広がっています。ところが、一人の子どもも泣かせてはならないという父母・府民の心の底からの願いにもかかわらず、高校増設が遅れ、高校進学率が大幅にダウンし、たくさんの子どもや家庭・地域で悲劇が生まれてきています。

こういう重大な事態のなかで十月二十八日第一〇回「高等学校教育懇談会」の中で、今後の高校教育について、吉谷委員から「私案」が提案されました。その吉谷「私案」は京都府下のほとんどの地域で小学区制を中学区制にし、職業単独校を設置するという内容と昭和五十九年度以降の高校増設については五校、しかも亀岡市以南の人口急増地域においては三校という内容になっています。また私学助成の必要については一切述べられていません。従ってこの吉谷「私案」の内容は大多数の府民の基本的要求に応えるものになっていません。それどころか、仮りにこのような案が実施されるなら、とりわけ人口急増地域で高校進学率は極端に落ち込み、中学浪人の悲劇がどの中学校のどのクラスにも続出するということにもなりかねません。また吉谷「私案」では「特色ある学校づくり」の名の下に、実際には一流校、二流校、三流校などの高校をつくり、テストによって輪切りにし選別・差別し切り捨ててもかまわないという極めて反教育的な内容となっています。このような反府民的内容をもつ「私案」を私はどんなことがあっても許すわけにはいきません。

従って私は今後の各地域における中学校卒業生の急激な増加の状況とその地域が必要とする高校増設の見通しを明らかにすることが重要であると考えます。また子ども・生徒が自分に対して自信と誇りをもって成長し、地域のみんなの力で高校を育て、今抱えている教育問題を正しく解決するために、高校の間に格差をつくらず、地域に結びついた高校とする小学区制をはじめとした高校三原則がどんなに重要か、またどのような役割を果していけるのか提案したいと思います。

さらに、この懇談会の中で、小学区制をはじめとした高校三原則をくずしてもよいではないかという意見もありましたが、高校三原則をくずした後に当然予想され、他府県で実際に深刻な問題となっている受験地獄、単に高校への影響だけでなく、偏差値による高校進学指導の生徒と教員の悩みと不信の広がり、子どもの焦りや不安や絶望など小・中学校に与える重大な問題、父母・地域への影響などについて、それをどうしたら解決できるのか、一つも議論されなかったことを明らかにしておきます。

このことに見られる通り「高等学校教育懇談会」の論議だけでは極めて不十分です。

高校教育を一層充実させるためには、P・T・Aや父母、府民、教育関係諸団体や教育研究者、現場の教職員などによる民主的な府民的な教育論議が最も大切で、しかも不可欠であると考えます。

この立場から私は府民的討論にも積極的に参加するため私の「案」を提案します。今後とも引き続いて各分野や地域で活発な教育論議がなされ、子ども、生徒に学びがいのある教育と明るい未来を与え、府民的合意のできるすばらしい全体的な案が作り上げられることを心から願うものです。

2　基本的視点

父母・府民・国民の要求と努力の中で準義務教育化の段階に到達した高校教育を、憲法と教育基本法の精神にもとづき、子ども・生徒の全面的な発達を保障し、父母・府民の願いに応えて一層前進させるために、

(1) 希望する生徒がみんな高校に入れるように

今の中学三年生から「戦後第二のベビーブーム」を迎え、昭和六十三年まで急激に中学卒業生が増えます。京都府下各地で急速に広がってきている高校増設と私学助成の要求と運動に今こそ応えることが最も基本的な課題となっています。将来のこの見通しを明らかにすることが大切です。

(2) どのような学校づくりを進めるかについて

生徒にとって学びがいのある学校、教職員にとって働きがいのある学校、父母にとって安心して生徒を通わせられる学校、地域にとって誇れる学校、そして小・中・高と地域の協力の輪で生徒と教育を守ることができること。学校づくりはこの五つの視点が大切です。この中で、しっかりした学力と生きる力を身につけ、自分の進路を切り拓く生徒が育てられると考えます。そのためには、地域に結びついた高校にする小学区制は最も大切な制度であり、その小学区制を生かしたとりくみをさらに進めることが大切です。

(3) 職業教育の正しい充実に向けて

職業に就いてすぐれた力量を発揮するには、その職業についての知識や技術とともに、生き方や社会・自然についての教養や力が必要です。ところが、職業教育は全国的に政府・文部省の政策動向のなかで最も徹底した多様化（細分化）が行われ、教育の矛盾が集中しました。

従って、高校教育の中では、生徒の全面的な発達を保障しつつ、将来それぞれの産業分野の中でさまざまな変化が起ったとしても、それを克服していく将来の展望の切り拓けるいわば「その分野の主人公」となれる基礎的な資質を大切にした教育が求められています。

(4) 全日制の公立高校だけでなく、私立高校や定時制・通信制・障害児学校など全体で高校教育を保障するように

全ての生徒の高校教育を保障する立場から、全日制の公立高校だけでなく、私立や定時制・通信制・障害をもった生徒が学ぶ障害児学校など全体で高校教育を保障し、前進させるよう検討することが大切です。

(5) 今までの努力が生かされ、さらに発揮されるように

今日までの高校生の活動、また現場教職員のとりくみ（高校だけでなく、小・中学校なども含めて）、さらに父母・地域住民の努力やとりくみなどの貴重な教訓がいっそう豊かに発揮されるような提案が必要だと考えます。そのような方向の中で、みんなが自信と勇気をもって今日の教育の課題を解決できるものと確信します。

3　具体的内容

〈提案1〉希望する生徒がみんな高校に入れるように

(1) 地元が必要とする高校増設を

京都ではこの四・五年高校増設が遅れ高校進学率が大きく低下し、今年度では右図のように二％近くも全国平均を下まわりました。一方、今の中学三年生から「戦後第二次のベビーブーム」に入り、六十三年には五十五年比で約九、〇〇〇人増加するという重大な事態を迎えています。さらに、大阪や滋賀などの他府県からたくさんの生徒が京都の私立高校に入ってくることが予想されています（五十六年でも八、〇〇〇人を超える）。ところが、このような事態を知りつつ、京都の高校増設の計画は五十八年に二校（統廃合された農芸高校は定員増とならないため含めず）、五十九年二校だけの発表となっています。一人の子どもも泣かせてはならないという父母・府民の要求と運動に行政は応えなくてはなりません。

例えば、京都市の場合五十七年度の高校進学率は九〇・九％であり、他府県からの大量流入という重大な事態が予想されますが、そのことを考慮しない場合でも、六十三年のピーク時まで府下レベルの九二・四％の進学率を維持するだけでも、私の試算によれば最低七校必要であり、国レベルの進学率九四・三％まで引き上げるにはどうしても九校は必要となっています。

（私立高校の増設は予定されていませんし、学校増も五十八年度ではほぼ限界と予想されます）。また、京都から宇治に通わなければならない生徒（五学級二二五名）、乙訓地域から京都市に通わなければならない生徒（三学級約一三〇名）などのひずみも解消しなければなりません。そのためには人口の急増地、山科・伏見・右京・西京・乙訓地域などを中心に早急に増設計画が必要となっています。行政においても早急に今後の中学卒業生数の推移と必要高校数を明らかにして頂きたい。

また、全日制を希望しつつも、全日制の定員の枠の

ため定時制に通わざるを得ないという状況は、高校増設の中で解決しなくてはなりません。一方今日の厳しい経済状況の下で、働きながら学ぶことのできる保障も重要であり、通学に困難のないように各地域に定時制を設置しておくことが必要です。障害をもった子どもたちが地元で学べるよう中丹地域に、父母の要求にもとづいた養護学校の新設が求められています。また病虚弱児の教育保障は重要な課題です。

希望する生徒がみんな高校に行ける基本的な条件は、高校増設と同時に「地元の高校」に通えるようにすることです。他府県では新設したその年から、高校間格差や通学条件（通学時間や通学費・下宿費）などの理由で定員割れするという例さえある程です。従って高校の間に格差がなく、地元の学校に通えるという小学区制は、まさに義務教育化した高校教育を保障する上できわめて重要な役割を果しています。

(2) 私学助成の強化を

京都にはたくさんの私立高校があり、京都市内ではおよそ二人に一人が私学に通っています。高校教育の保障のため、また希望する生徒がみんな高校に通えるために私学助成の強化は重要な一つの柱です。五十六年度の一年生の納付金平均は四四万円を超えていますが（五十六年京都府調査）、私学助成を抑えようとする動きが国政レベルで強まっています。これ以上の学費値上げがされるなら、高校入学を泣く泣くあきらめなければならない人がたくさん出てきます。国や地方自治体における私学助成の強化は今こそ大切です。

(3) 中学卒業生の減少に向けての展望

中学生が急に増加する六十三年までの期間に、充分な高校増設をする中で、六十四年以降には次のような明るい展望があります。

人口急増地域の総合選抜地域ではそれぞれの高校の規模を弾力的にすることができて、通学区がほぼ固定化することです。現在、一部の地域で兄弟がそれぞれ別の公立高校に行かなければならないということが解決されます。

またマンモス高校も解消できます。京都の公立高校は全国的に大規模で一校一学年一〇学級となっていますが、このマンモス校が現在の高校教育の前進の上で極めて重大な障害となっています。埼玉県は高校増設をどんどん進める中で、一校一学年八学級の規模にまでさせています。京都の場合中学卒業生が減少する期間は大きく前進させることができます。

高校における四〇人学級の実現に向けて明るい展望が生まれます。今、日本の学級規模は世界でも最も劣悪で、日本教育新聞（一九八〇・一〇・二〇）によれば三七ヵ国中下から五番目という状況です。生徒減少期には少しでも学級規模を縮少し、ゆとりのある、ゆきとどいた教育の保障が可能となります。

このような展望の中で、京都では公立と私立とによって高校教育を保障できるものと考えます。この事実に立って、教職員代表を含めた民主的な公私立高校協議会の設置が緊急の課題といえます。

〈提案2〉一人ひとりの生徒をのばす高校教育に向けて

(1) こんな高校生に育って欲しい―高校生像―

まっすぐに伸びてほしい―健康でやさしく思いやりがあり、人の命や人権を大切にし、しっかりした学力を身につけ、社会の常識やルールを守り、平和・民主主義を大切にし、自分の進路を切り拓ける―こんな生徒に育ってほしいとみんなが思っています。この柱をしっかり押えて学校づくりを進める必要があるでしょう。

従って、例えば英語や数学など大学受験科目だけを極端に多くし、上記のような全面的な発達をも犠牲にした大学受験中心の教育が全国のいたるところで見うけられますが、このような傾向には反対します。

また「競争の原理」で子どもは育つという主張もありますが、楽しさや厳しさ、思いやりのある、お互いに高めあえる競争こそ大切にし、他の人を蹴落とし、いがみ合わなければならないような競争はあってはなりません。

(1) 学力をさらに高めるために

生徒はそれぞれ多様に能力を開花させるべきですが、その前提として誰にも必要な基本的な学力（教養）はみんなに保障すること、従って、始めから多様な道をつくって生徒を選り分けるのではなく、みんなが共通の基礎的なものを学び、そして、それぞれ自分の能力を多様に伸ばしていけること。みずみずしい感性をもつ青少年期の特徴をおさえて、学習意欲の源泉となっている「自分に対する自信や誇り、将来の進路や展望」を持てること、そして自ら学ぶ力や仲間とともに学び合う力を培えること。そして、学力問題の基本的な解決のために保・幼・小・中・高の連携でさらに、一貫した教育内容を創造すること。学力をさらに高めるためには以上のような基本的視点に基づくとりくみを強めることが必要です。

京都では、そのために一流・二流・三流などというランクづけをされた高校をつくったり、さらに学校の中でもテストの点数で分けた学級（習熟度別学級）をつくることはやめ、生徒は低学生では共通の基礎的なものを学び、中高学年に進むにつれて自分で、進路や関心にもとづいて科目を選ぶ制度（選択制）などを発展させてきました。また到達度評価のとりくみや、小・中・高の合同教育研究集会のように、一貫した教育内容の創造のとりくみを進めてきています。大学進学に向けての父母・府民の願いにいっそう応えるために、進路補習や個別指導など特別な手だても行いながら、京都では普通科のある公立高校からは全て国公立大学に進学する生徒がいるという全国には例のない実績があります。こうした小学区制の精神をいかしたとりくみこそ、私たち教職員の努力やみんなの協力によってもっと大きく前進させなければなりません。このような努力の方向でなく、生徒に学力差があるから、学力ごとの高校をつくり、学力ごとの学級をつくるなどという方向は、ほとんど全ての生徒に「あきらめと絶望」を生み出し、今日の教育問題を解決するどころかいっそう悪くさせるものです。

当面のこととして、英語や数学など学力の差が大きくなりがちな科目だけでも人数の少ない授業を行えるようにすること、生徒の進路や関心にもとづく教育を保障するため、選択科目をさらに配置できるようにすることなど条件整備が重要です。このことは京都府の独自の措置として可能なことです。ただちに全面的に実施できない場合であっても可能なところから実現することです。このような指置だけでも、父母・府民の願いに応えた教育は大きく前進します。

(2) 生き生きとした高校生活に向けて

高校教職員の努力とともに、生徒の中に積極的な集団があることが極めて大切です。全国的には生徒会のない学校や、あっても活動が停滞・後退していると指摘されています。京都では文化祭や体育祭、討論集会や共同教育（障害をもった生徒との交流）が盛んに行われていますが、それができるのはどの学校にもリーダーとなれる生徒集団があるからです。これらのとりくみをもっと活発にしていかなければなりません。

また、男女ともにさまざまな仲間のいる中で生活できることは、人格形成の上できわめて重要な条件です。お互いの良さや不十分さを理解しながら一緒に成長し、いわば社会の縮図のような条件の中で鍛えられることが大切です。

同和教育や障害児教育は京都ではとりわけ重視され、そのとりくみが進んできました。これは学校教育全体のなかで、差別や選別をしないことを基本にしてきたからに外なりません。

以上のように、高校の間に格差をつくらない小学区制が、生き生きとした高校生活の上でどんな重要な役割をはたしてきたか明らかです。

(3) 職業教育の充実のために

高校教育の中では、生徒の全面的な発達を保障しつつ、将来それぞれの産業分野の「主人公」となれる基礎的な知識や技術を身につけることが大切です。また地域と結びついた職業教育が重要です。将来、どの生徒も職業に就くことから、どの生徒にも職業や労働についての教育が受けられるよう検討を進めることも課題です。

職業教育の中では実験・実習が重要な柱の一つとなっており、施設・設備の充実、教職員の定員の拡大を大きく前進させる必要があります。

また職業科の学区の縮少も緊急かつ重要となっています。父母、地域住民や教職員の合意によって、可能な分野から検討していくことが求められていると思います。

(4) 父母・PTA、地域住民と教職員の協力

他府県とちがって京都では、高校段階でも、父母・PTA、地域住民と教職員との協力が生徒をまっすぐ伸ばす上できわめて大きな力を発揮しています。とりわけ、PTA活動が活発に行なわれ、学校と父母の間で相互信頼と協力の輪をひろげる中で、生徒をシンナー類や暴力などの非行から守り、育てることができます。また、教職員との協力の輪を地域住民まで広げることによって、地域の教育力が大きく育つことはまちがいありません。

この意味で、私たちは、父母、地域住民と教職員の結びつきをもっと強めていかなければなりません。このことを容易にする条件としての小学区制の意義は大きいと言えます。

〈提案3〉地域の要求にもとづく高校を

地域にとって誇れる学校、地域で育てられる学校、地域制を生かした学校づくりを進めたいと思います。

また、今後新設される高校については、地域の要求にもとづいて、父母・PTA・地域住民と教職員と教育行政などで検討して、どのような高校にしたらよいか決めていくことがとりわけ大切です。このような要求と検討のなかで「わたしたちの高校」としてみんなが力を合わせて育てることができると考えます。

具体的には、地域別に次のような計画が必要と考えられます。

(1) 丹後・与謝地域では、
① 丹後に一校の高校増設を。

(2) 舞鶴・中丹地域では、
① 舞鶴市の一校の高校増設を。
② 福知山市では、石原高校に地域制を生かして普通科設置を。また、一校の高校増設を。
③ 中丹地域に養護学校の新設を。

(3) 口丹・北桑地域では、
① 亀岡市に一校の高校増設を。
② 須知高校の農業科の充実・発展を。

(4) 京都市・乙訓地域では、
① 最低全国平均の高校進学率の回復に向けて、九校の高校増設を（五十九年度の二校も含む）。とりわけ、伏見、西京、山科、右京、乙訓を中心に。
② 地域の要求や運動、さらに他府県からの流入状況を見て、さらに高校増設の追加計画を。

(5) 山城地域では、
① 最低全国平均の高校進学率の回復に向けて八校の増設を（五十八年度の二校を含む）。とりわけ、宇治、八幡、城陽、田辺、木津、精華、山城を中心に。
② さらに地域の要求や運動、生徒数の増加状況をみて高校増設の追加計画を。

(6) 京都全体で、働きながら学ぶ生徒の学習権を保障するため、通学条件に困難のないように各地域に定時制を置くこと。

(7) 病・虚弱児の教育保障を早急に確立すること。

◀あまりにも遅れている日本の学級規模

●各国の学級編制基準

（日本教育新聞・1980. 10. 20）

注：＊印は特定の州・県

	国名	初等	中等
OECD諸国	トルコ	49	–
	日本	45	45
	オランダ	40	28～30
	オーストリア	36	最大36 平均30
	西ドイツ＊	35	校種別23 28
	ベルギー	32	–
	ニュージーランド	1年31 30	1年20
	ギリシア	30	40
	スペイン	30	–
	ノルウェー	30	27
	デンマーク	28	–
	カナダ＊	学年別28 30	教科別8 31
	イタリア	25	25～30
	スイス＊	25	校種別18 25
	フィンランド	学年別25	校種別24 学年別40
	フランス	学年別25 35	学年別24 40
	アメリカ	学年別25 30	35
	スウェーデン	学年別20 27	学年別22 27

	国名	初等	中等
ソ連・東欧	ソ連	40	35
	チェコ	30～40	–
	東ドイツ	32	–
	ブルガリア	30	35
アジア	アフガニスタン	40	前期36 後期33
	イスラエル	42	–
	イラン	35	–
	韓国	60	前期70 後期50
	サウジアラビア	35	35
	シンガポール	44	40
	タイ	40	40
	パキスタン	40	–
	バングラデシュ	40	前期40 後期50
	フィリピン	45以上	45以上
	ヨルダン	30～50	40
	レバノン	20～40	20～40
	中国	45	–
	ガーナ	46	35

	国名	初等	中等
アフリカ	ケニア	50	低学35 高学25
	シェラレオネ	40	20
	スーダン	50	50
	ナイジェリア	40	–
	マラウイ	1・2年50 40	30～40
	モーリシャス	40	40
	モロッコ	40	–
	リビア	31	前期– 後期25
中南米	エルサルバドル	40	–
	ガテマラ	40	–
	コスタリカ	35	40
	ドミニカ	30	42
	ハイチ	30	42
	パナマ	35	–
	アルゼンチン	25	–
	ウルグアイ	30	前期35 後期35
	エクアドル	40	–
	ガイアナ	40	35
	ボリビア	50	–

林田府政で落ちこんできた京都の高校進学率 ▼

年度	京都府	全国
50	94.1	91.9
51	94.6	92.6
52	94.4	93.1
53	93.9	93.5
54	94.4	94.0
55	92.9	94.2
56	92.9	94.3
57	92.4	94.3

○国立・公立・私立を含む。
○指定統計第13号「卒業後の状況調査」より。

		55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
向・長・大	A）	2,158	2,153	1,966	2,091	2,357	2,399	2,595	2,770	2,853	2,912	2,653
	B）	−	△ 5	△ 187	125	266	42	196	175	83	59	△ 259
	C）	−	△ 5	△ 192	△ 67	199	241	437	612	695	754	495
京都市・乙訓全体	A）	21,513	21,529	19,461	23,069	23,927	23,641	24,355	25,194	25,584	25,071	24,114
	B）	1,551	16	△ 2,068	3,608	858	△ 286	714	839	390	△ 513	△ 957
	C）	−	16	△ 2,052	1,556	2,414	2,128	2,842	3,681	4,071	3,558	2,601

（注）○57・5・1「公立学校基本数調査」による。　○数字の中には私学を含んでいない。
○58年度以前は前年5月1日の実数としている。　○京都市乙訓全体の欄は，56・5・1の調査によるもので私学も含む数字としている。

中卒予定者数及び高校進学予定者数の変化と必要高校数（京都市・乙訓地区）

選抜する年度		55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
中学3年生数（中卒予定者数）		21,513	21,529	19,461	23,069	23,927	23,641	24,355	25,194	25,584	25,071	24,114
対前年比増減		−	16	△ 2,068	3,608	858	△ 286	714	839	390	△ 513	△ 957
S 55 年度比増減		−	16	△ 2,052	1,556	2,414	2,128	2,842	3,681	4,071	3,558	2,601
京都の高校進学率92.4%の場合（S 57）	進学予定者数	−	（19,592）	（17,749）	21,316	22,109	21,844	22,504	23,279	23,640	23,166	22,281
	同上増減	−	−	（△1,843）	3,567	793	△ 265	660	775	361	△ 474	△ 885
	必要学級数	−	−	（△ 40）	79	18	△ 6	15	17	8	△ 11	△ 20
	必要学校数	−	−	＊	＊＊ 2	2	−	1	2	−	−	−
94.3%の場合全国高校進学率（S 57）	進学予定者数	−	（19,592）	（17,749）	21,754	22,563	22,293	22,967	23,758	24,126	23,642	22,740
	同上増減	−	−	（△1,843）	4,005	809	△ 270	674	791	368	△ 484	△ 902
	必要学級数	−	−	（△ 40）	89	18	△ 6	15	18	8	△ 11	△ 20
	必要学校数	−	−	−	3	2	−	1	2	1	−	−

（注）○数字は56・5・1調査による。私学を含む。　○＊＊58年度の増学級数（60　公立35　私立25）
○（　）内数字は実数　○必要学級数は4捨五入
○＊57年度の減学級数（△40　公立20　私立20）

山城地域の中学卒業生数の推移

地域		55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
宇治城陽久世	A）中 3	3,172	3,148	3,190	3,858	4,259	4,259	4,817	5,208	5,256	5,337	5,278
	B）対前年比	−	△ 24	42	668	401	0	558	391	48	81	△ 59
	C）55 年 比	−	△ 24	18	686	1,087	1,087	1,645	2,036	2,084	2,165	2,106
宇治	A）	2,024	1,990	2,034	2,418	2,637	2,612	2,977	3,177	3,165	3,232	3,136
	B）	−	△ 34	44	384	219	△ 25	365	200	△ 12	67	△ 96
	C）	−	△ 34	10	394	613	588	953	1,153	1,141	1,208	1,112
城陽	A）	950	977	995	1,220	1,366	1,387	1,520	1,706	1,743	1,702	1,761
	B）	−	27	18	225	146	21	133	186	37	△ 41	59
	C）	−	27	45	270	416	437	570	756	793	752	811
久御山	A）	198	181	161	220	256	260	320	325	348	403	381
	B）	−	△ 17	△ 20	59	36	4	60	5	23	55	△ 22
	C）	−	△ 17	△ 37	22	58	62	122	127	150	205	183
八幡綴喜相楽	A）	2,134	2,099	1,997	2,615	2,758	3,008	3,409	3,583	3,847	3,991	3,886
	B）	−	△ 35	△ 109	618	143	250	401	174	264	144	△ 105
	C）	−	△ 2	△ 111	507	650	900	1,301	1,475	1,739	1,883	1,778
八幡	A）	660	698	710	863	958	1,103	1,183	1,277	1,462	1,542	1,562
	B）	−	38	12	153	95	145	80	94	185	80	20
	C）	−	38	50	203	298	443	523	617	802	882	902
田辺	A）	495	455	453	644	670	717	853	927	937	1,007	925
	B）	−	△ 40	△ 2	191	26	47	136	74	10	70	△ 82
	C）	−	△ 40	△ 42	149	175	222	358	432	442	512	430
井手宇治田原	A）	208	231	194	253	212	231	237	263	292	295	282
	B）	−	23	△ 37	59	△ 41	19	6	26	29	3	△ 13
	C）	−	23	△ 14	45	4	23	29	55	84	87	74
和束加茂	A）	189	185	128	192	217	229	241	244	279	255	249
	B）	−	△ 4	△ 57	64	25	12	12	3	35	△ 24	△ 6
	C）	−	△ 4	△ 61	3	28	40	52	55	90	66	60
木津精華山城	A）	507	472	445	569	631	655	767	797	772	812	788
	B）	−	△ 35	△ 27	124	62	24	112	30	△ 25	40	△ 24
	C）	−	△ 35	△ 62	62	124	148	260	290	265	305	281
南山城笠置	A）	75	58	67	94	70	73	128	75	105	80	80
	B）	−	△ 17	9	27	△ 24	3	55	△ 53	30	△ 25	0
	C）	−	△ 17	△ 8	19	△ 5	△ 2	53	0	30	5	0
山城地域全体	A）	5,306	5,247	5,187	6,473	7,103	7,404	7,873	8,554	8,929	9,245	9,116
	B）	842	△ 59	△ 60	1,286	630	301	469	681	375	316	△ 129
	C）	−	△ 59	△ 119	1,167	1,797	2,098	2,567	3,248	3,623	3,939	3,810

(注)　•57. 5. 1「公立学校基本数調査」による。　•数字の中には私学を含んでいない。
•58年度以前は，前年5月1日の実数としている。　•山城地域全体の欄は56.5.1の調査によるもので，私学も含む数字としている。

山城地域における高校進学予定者数の変化と必要高校数

（92.4%の場合）　S57　京都の高校進学率

※ 基礎数はS56・5・1の調査によるもの

選抜年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
進学予定者数	−	−	4,793	5,981	6,563	6,841	7,275	7,904	8,250	8,542	8,423
対前年比	−	−	−	1,188	582	278	434	629	346	292	△ 119
必要学級数	−	−	△ 5	26	13	6	10	14	8	6	△ 3
必要学校数	−	−	−	2	2	−	1	2	1	−	−

（94.3%の場合）　S57　全国の高校進学率

選抜年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
進学予定者数	−	−	4,891	6,104	6,698	6,982	7,424	8,066	8,420	8,718	8,596
対前年比	−	−	−	1,213	594	284	442	642	354	298	△ 122
必要学級数	−	−	△ 5	27	13	6	10	14	8	7	△ 3
必要学校数	−	−	−	2	2	−	1	2	1	−	−

(注)　•58年度 増学級予定数（18　府16　私2），高校増設数2　•必要学級数は4捨5入

（57・12・1の府教委の定員発表にともない必要学級数を1部訂正）

地区別中学3年生数推計（1981. 5. 1）

学区	選抜する年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
京都市・乙訓	Ⓐ 中3生徒数	21,513	21,529	19,461	23,069	23,927	23,641	24,355	25,194	25,584	25,071	24,114
	Ⓑ 対前年比	1,551	16	△ 2,068	3,608	858	△ 286	714	839	390	△ 513	△ 957
	Ⓒ 55年度比	−	16	△ 2,052	1,556	2,414	2,128	2,842	3,681	4,071	3,558	2,601
宇治・城陽	Ⓐ	3,875	3,834	3,837	4,111	4,515	4,617	4,878	5,325	5,415	5,526	5,472
	Ⓑ	598	△ 41	3	−	404	102	261	447	90	111	△ 54
	Ⓒ	−	△ 41	△ 38	−	399	501	762	1,209	1,299	1,410	1,356
八幡・田辺木津	Ⓐ	1,431	1,413	1,350	2,362	2,588	2,787	2,995	3,229	3,514	3,719	3,644
	Ⓑ	244	△ 18	△ 63	−	226	199	208	234	285	205	△ 75
	Ⓒ	−	△ 18	△ 81	−	197	396	604	838	1,123	1,328	1,253
亀岡	Ⓐ	879	864	879	1,022	1,213	1,255	1,348	1,395	1,481	1,536	1,609
	Ⓑ	87	△ 15	15	143	191	42	93	47	86	55	73
	Ⓒ	−	△ 15	0	143	334	376	469	516	602	657	730
北桑田	Ⓐ	217	191	146	178	190	169	170	188	184	169	146
	Ⓑ	△ 7	△ 26	△ 45	32	12	△ 21	1	18	△ 4	△ 15	△ 23
	Ⓒ	−	△ 26	△ 71	△ 39	△ 27	△ 48	△ 47	△ 29	△ 33	△ 48	△ 71
園部	Ⓐ	446	417	382	435	445	458	446	455	450	421	435
	Ⓑ	△ 8	△ 29	△ 35	53	10	13	△ 12	9	△ 5	△ 29	14
	Ⓒ	−	△ 29	△ 64	△ 11	△ 1	12	0	9	4	△ 25	△ 11
須知	Ⓐ	290	268	228	261	276	279	278	274	291	298	287
	Ⓑ	13	△ 22	△ 40	33	15	3	△ 1	△ 4	17	7	△ 11
	Ⓒ	−	△ 22	△ 62	△ 29	△ 14	△ 11	△ 12	△ 16	1	8	△ 3
綾部	Ⓐ	582	599	518	638	654	637	665	675	708	706	680
	Ⓑ	△ 13	17	△ 81	120	16	△ 17	28	10	33	△ 2	△ 26
	Ⓒ	−	17	△ 64	56	72	55	83	93	126	124	98
福知山	Ⓐ	1,013	968	890	1,103	1,112	1,110	1,160	1,199	1,332	1,277	1,264
	Ⓑ	78	△ 45	△ 78	213	9	△ 2	50	39	133	△ 55	△ 13
	Ⓒ	−	△ 45	△ 123	90	99	97	147	186	319	264	251
大江	Ⓐ	139	116	109	142	115	106	100	145	122	108	120
	Ⓑ	△ 1	△ 23	△ 7	33	△ 27	△ 9	△ 6	45	△ 23	△ 14	12
	Ⓒ	−	△ 23	△ 30	3	△ 24	△ 33	△ 39	6	△ 17	△ 31	△ 19
舞鶴	Ⓐ	1,389	1,327	1,200	1,476	1,506	1,462	1,522	1,588	1,680	1,646	1,495
	Ⓑ	32	△ 62	△ 127	276	30	△ 44	60	66	92	△ 34	△ 151
	Ⓒ	−	△ 62	△ 189	87	117	73	133	199	291	257	106
宮津	Ⓐ	577	599	501	612	582	552	564	585	579	572	586
	Ⓑ	△ 37	22	△ 98	111	△ 30	△ 30	12	21	△ 6	△ 7	14
	Ⓒ	−	22	△ 76	35	5	△ 25	△ 13	8	2	△ 5	9
加悦谷	Ⓐ	347	346	341	349	358	323	344	349	366	332	342
	Ⓑ	△ 19	△ 1	△ 5	8	9	△ 35	21	5	17	△ 34	10
	Ⓒ	−	△ 1	△ 6	2	11	△ 24	△ 3	2	19	△ 15	△ 5
峰山	Ⓐ	610	568	471	608	646	611	564	586	596	577	567
	Ⓑ	25	△ 42	△ 97	137	38	△ 35	△ 47	22	10	△ 19	△ 10
	Ⓒ	−	△ 42	△ 139	△ 2	36	1	△ 46	△ 24	△ 14	△ 33	△ 43
網野	Ⓐ	534	460	375	507	507	491	443	472	433	454	414
	Ⓑ	7	△ 74	△ 85	132	0	△ 16	△ 48	29	△ 39	21	△ 40
	Ⓒ	−	△ 74	△ 159	△ 27	△ 27	△ 43	△ 91	△ 62	△ 101	△ 80	△ 120
久美浜	Ⓐ	202	171	185	205	205	165	183	201	201	197	179
	Ⓑ	△ 5	△ 31	14	20	0	△ 40	18	18	0	△ 4	△ 18
	Ⓒ	−	△ 31	△ 17	3	3	△ 37	△ 19	△ 1	△ 1	△ 5	△ 23
府	Ⓐ	34,044	33,670	30,873	37,078	38,839	38,663	40,015	41,860	42,936	42,609	41,354
	Ⓑ	2,545	△ 374	△ 2,797	6,205	1,761	△ 176	1,352	1,845	1,076	△ 327	△ 1,255
	Ⓒ	−	△ 374	△ 3,171	3,034	4,795	4,619	5,971	7,816	8,892	8,565	7,310

（注）　S.58年度以前は，前年5月1日の実数としている。宇治・城陽地区は57年以前は田辺を含む。また58年以降は「55年度比」を「58年度比」に読み替えること。

京都市・乙訓地域の行政区別中学卒業生数の推移

		55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
北	A）中 3	1,376	1,427	1,236	1,555	1,487	1,484	1,774	1,769	1,747	1,707	1,654
	B）対前年	−	51	△ 191	319	△ 68	△ 3	290	△ 5	△ 22	△ 40	△ 53
	C）対55年	−	51	△ 140	179	111	108	398	393	371	331	278
上京	A）	1,145	1,044	966	1,088	1,028	991	1,185	1,228	1,207	1,082	1,024
	B）	−	△ 101	△ 78	122	△ 60	△ 37	194	43	△ 21	△ 125	△ 58
	C）	−	△ 101	△ 179	△ 57	△ 117	△ 154	40	83	62	△ 63	△ 121
左京	A）	1,911	1,919	1,702	2,001	2,113	1,969	2,174	2,213	2,304	2,175	2,158
	B）	−	8	△ 217	299	112	△ 144	205	39	91	△ 129	△ 17
	C）	−	8	△ 209	90	202	58	263	302	393	264	247
中京	A）	1,653	1,573	1,304	1,646	1,602	1,546	1,365	1,373	1,402	1,321	1,199
	B）	−	△ 80	△ 269	342	△ 44	△ 56	△ 181	8	29	△ 81	△ 122
	C）	−	△ 80	△ 349	△ 7	△ 51	△ 107	△ 288	△ 280	△ 251	△ 332	△ 454
東山	A）	673	628	525	632	575	557	636	679	661	604	573
	B）	−	△ 45	△ 103	107	△ 57	△ 18	79	43	△ 18	△ 57	△ 31
	C）	−	△ 45	△ 148	△ 41	△ 98	△ 116	△ 37	6	△ 12	△ 69	△ 100
山科	A）	1,620	1,700	1,523	1,912	2,058	2,036	2,357	2,580	2,500	2,579	2,545
	B）	−	80	△ 177	389	146	△ 22	321	223	△ 80	79	△ 34
	C）	−	80	△ 97	292	438	416	737	960	880	959	925
南	A）	1,076	1,034	932	1,277	1,277	1,367	1,421	1,502	1,535	1,467	1,524
	B）	−	△ 42	△ 102	345	0	90	54	81	33	△ 68	57
	C）	−	△ 42	△ 144	201	201	291	345	426	459	391	448
下京	A）	932	938	808	909	892	817	1,030	993	1,064	995	941
	B）	−	6	△ 130	101	△ 17	△ 75	213	△ 37	61	△ 59	△ 54
	C）	−	6	△ 124	△ 23	△ 40	△ 115	98	61	122	63	9
右京	A）	2,584	2,514	2,268	2,684	2,773	2,702	2,950	3,063	3,073	3,050	2,906
	B）	−	△ 70	△ 246	416	89	△ 71	248	113	10	△ 23	△ 144
	C）	−	△ 70	△ 316	100	189	118	366	479	489	466	322
西京	A）	1,117	1,283	1,226	1,694	1,838	1,919	2,126	2,208	2,357	2,370	2,358
	B）	−	166	△ 57	468	144	81	207	82	149	13	△ 12
	C）	−	166	109	577	721	802	1,009	1,091	1,240	1,253	1,241
伏見	A）	3,097	3,188	2,924	3,454	3,885	3,884	4,320	4,493	4,762	4,831	4,774
	B）	−	91	△ 264	530	431	△ 1	436	173	269	69	△ 57
	C）	−	91	△ 173	357	788	787	1,223	1,396	1,665	1,734	1,677

（資料(8)）

（府高ニュース号外）

NO.1

校長会での不当な府教委説明を断る

1982、10、20

府高書記局

10月19日府立学校校長会で府教委仲管理部長が行なった説明は極めて不法・違法なものです。以下、その問題点を明らかにするとともに、校長交渉での追及の視点を紹介します

《その1》"校長の判断の余地なし"とは法律無視の暴言、暴論

教特法の研修の規定は、教師の自主的・自発的研修を制度的に保障したものです。そのため、その20条2項は、他の公務員には例のない勤務時間中の勤務場所外の自主研修の便宜を保障しおり、その承認の権限を本属長（校長）に認めています。

ところが、今回出された府教委の10/15付通知及びその説明に当たった仲管理部長は、上記教特法20条2項の趣旨を全く無視し、一方的に校長権限を侵害するという、重大な誤りを犯かしています。

法律で明確に規定された内容を、一片の府教委通知や下位法で制限するなどは、許されない行為といわねばなりません。（札幌高裁判決ですら校長の裁量権を認めている）

《その2》"出張・専免"の取扱いは、"労使不介入"・"便宜供与禁止"の原則に反しない

勤務時間中の組合活動の禁止条項は、決して"便宜供与"一般を無条件に否定しているわけではありません。現に、地公法55条の2の6項では、「条例で定める場合を除き」禁止されるとし、条例による除外例を認めています。私たちが組合の機関会議や団交への参加を"専免"扱いとされているのがその典型です。研修専免が条例で認められているのも同様です。

ましてや、私たちの自主研修の保障を条例より上位の法律で規定しているもとで、研修性を認める限り、主催者団体の如何を問わず"出張・専免"等一定の便宜を図るのは当然のことといわねばなりません。

"労使不介入"・"便宜供与禁止"の原則は、どこまでも"組合支配（弱体化）・御用組合化"の排除を目的にしたものであり、そのおそれのない場合には、その限りではありません。府教委はその点をゴマ化しているのです。

《その3》校長の服務監督権・裁量権を一方的に侵かすファッショ的府教委

任命権者である府教委は、各校々長に所属職員の服務監督の権限を委任し、円滑な学校運営が進められてきました。ところが今回、《その1》でみたように、"校長の判断の余地なし"とし、教職員の管理・統制の手段として有効な研修とり扱い権限を校長から召し上げる暴挙に出てきています。

このことは、①民主的な学校運営を大きく阻害していく、②学校の教育活動・教職員の研究・研修に行政の介入を許す、ことに道を開いていくものとして断じて認められません。教特法の立法趣旨にも反します。

今回の府教委通知とその説明については、①府教委の御都合主義による"校長権限のつまみ食い"は許さない、②通知の内容は、研修取扱い上の基準であり、最終の判断は校長が行ない、府教委はそれを尊重する、との主旨であることを認めさせることが必要です。（校長の監とく権は地教行法38条でも認められている）

① 組合教研は研修性は認めるが、どこまでも組合活動の一環であり、便宜の供与（出張専免）はできない

② 府教委の10/15通知は、今後のとり扱いを決めたもので、校長の判断の余地はない

③ 10/15以降の取扱いについては、通知どおりやれ

④ S.45時点までの事実の追認をしただけで、その内容が将来に及ぶものではない。これまでの取扱いは適正でなかった。今回それを訂正した

⑤ 校長の裁量権は認めるが、それは設置者の指示をふまえてのもので、違法にならない範囲においてのもの、今回の通知には従え

校長会（10/19）での府教委（仲管理部長）説明の要旨

《その4》確認書は生きている

確認書2項にみられるように、府教委の研修とり扱いの基本方針を、それまでの事実の追認の上に立って確認したものです。当然、その方針は、今日まで生きているもので、現時点でも破棄されていません。

NO.2

全組合員参加の波状的大衆団交で教育の生命〜研修権の確立を !!

府教委の不当・不法な通知・指示をはねかえし、自主研究・研究の自由を守るためにも、校長交渉を徹底して重視し、職場の団結と闘争力の一層の強化をはかりましょう

《校長交渉のすすめ方と追及の視点》

1 校長交渉をもつにあたってのかまえ

1) 全組合員参加のもとでの大衆団交を基本とする

役員レベルでの折衝・交渉も含めつつ、圧倒的組合員の参加の中で校長を追及することが必要。そのことが組合員の怒りとエネルギーを総結集する重要な条件です。

2) 波状的団交をやりきる

決して安易な妥協をせず、くり返しくり返えし、徹底して納得つくまでやり抜くことです。

3) 団交を通じて学習をすすめること

(1) 自主的、自発的研修が教育を発展させる生命であること、それにとりくむことが重要な権利であり、また必要不可欠な労働内容であること

(2) 組合教研の果してきた役割を明らかにしつつ、自主研修の発展こそが、官制研修攻撃をうち破っていくことになること

(3) 自主的な研修が行なえる民主的な職場づくり、学校運営の重要性と、不当攻撃には反撃しうる職場の闘争力・団結力をつよめること

2 追及する3つのポイント

1) 一片の通知で、教特法の規定に制限を加えていることの不当性

2) 府教委による"校長権限のつまみぐい"の不当性

3) 労使間の問題として、一方的な勤務条件・労働条件の変更を強制することの不当性

服務の取扱いの変更は、勤務条件の変更であり、当然労使間の合意が必要であり、それを無視することはできない

4) 以上、3点を中心に、校長の態度表明と府教委への意見具申・質問を行なわせつつ、当面する教研への対応を決めさせる

3 当面する具体的対応

1) 高校教研・京都教研当日まで徹底してつめること

2) 私たちの主張で合意をみない時は、ざん定（仮の）措置をとり、教研終了後、再度交渉でつめる。（この立場を最後まで堅持する）

《ざん定措置の内容》

① 仮の「出張」・「専免」手続きをする

② 校長と口答で「当面たな上げ」「教研後、交渉でつめる」ことを確認する

3) ざん定措置すら認めない場合

(1) 高校教研の場合は 10月22日 午後4時 ｝時点で本部へ報告・協議して対応する
(2) 京都教研 〃 10月29日 〃

4 とりくみの留意点

法律論争のみに陥いらず、職場の教育、民主的学校運営をすすめる上でどうすることがプラスになるのか、校長はどういう姿勢をとることが必要かの立場から、徹底して交渉を行なう

（版下として活用して下さい）

（資料⑾）

ここがちがう２つ（井上・吉谷）の私案

「高校教育懇談会」の中では，２つの私案が出されました。その委員の名前をとって「井上私案」「吉谷私案」と言われていますが，ここにその対比を紹介します。重要なことは，この「吉谷私案」の精神が懇談会の一方的な「まとめ」の中心的な内容となっていることです。どちらが，子ども・親・教職員の願いが反映され，今日の教育課題を解決する展望があるか一 **御判断ください。**

	井上（小学区制堅持）私案	吉谷（中学区制志向）私案
基本的視点	憲法と教育基本法の精神にもとづき，子ども，生徒の全面的な発達を保障し，父母・府民の願いにこたえる。	憲法・教育基本法の精神否定。父母・府民の願いをふみにじり，自民党や林田府政の政策に沿ったもの。
めざす高校生像	健康でやさしく，思いやりがあり，人の命や人権を大切にし，しっかりした学力を身につけ，社会の常識やルールを守り，働くことや平和・民主主義を大切にし，自分の進路を切りひらけること。	高校生像なし，差別・選別の「能力主義教育」の持ち込み。職業科の「袋小路論は，戦後の単線型教育制度による過熱した高学歴志向にねざした論」
学力保障	基本的学力をすべての生徒に保障，その上に多様な能力の開花を。すべての高校で大学進学も保障。「幼・小・中・高の一貫した教育」でさらに高い学力を。お互いが高めあえる学習。各学校のとりくみを励ます教育条件整備。	小学区制つぶしで，歪んだエリート教育と，あきらめと絶望の高校生活。小・中・高がバラバラに。 お互い，けおとし合いの競争。
非行克服など	いろんな生徒（リーダーもいれば協力する人もいる）の中で，自主活動の活発化を。父母・PTA・地域住民と教職員の協力の輪で。 男女ともに成長できるように。差別・選別の教育を持ち込まないで，同和教育や障害児教育も重視。	対策の案出せず。ただし，自主活動や男女共学，父母・PTAや地域住民と教職員の協力などを困難にしたり，不可能にする中学区制や職業単独校の構想を出す。
職業教育	総合制のもとで「生徒の全面発達を保障しつつ，将来その分野の「主人公」となる基礎的な知識や技術」を大切に，「どの生徒も職業や労働についての教育がうけられるよう」に，施設・設備の充実，教職員定員の拡大を。	「可能な限り統合し職業校の新設」を。「総合制，小学科分散では財政的対応に限界」。 新設校はすべて職業単独校，普通科での職業教育の軽視または無視。
第二次ベビーブームに	「希望する生徒がみんな高校に入れるように」過密地も含めて高校進学率を最低全国平均まで引き上げるために，63年までに21校，養護学校１校の増設を。 私学助成の強化。	急増する中学生の切りすて，63年までにわずかに５校の新設（農業高校3. 商業高校2.），63年には，およそ7,000人の中学浪人。 私学助成には全く触れず。
学区制	小学区制の堅持・充実。「高校の間に格差をつくらず，地域に結びついた高校」。小学区制のもとでこそ父母・地域・教職員の協力で学力の保障，非行の克服，自主活動のとりくみが前進。	中学区制に。「特色ある学校づくり」の名のもとに一流校，二流校，三流校…をつくり，テストによる輪切りによって，選別・差別し，大多数を切りすて。 中・大学区制の幣害の解決策なし。
どんな高校づくりを	「地域の要求にもとづく高校を」 「地域にとって誇れる学校，地域で育てられる学校」を。 地域の要求にもとづいて 石原校に普通科を 中丹地区に養護学校を 須知校の農業科の充実・発展を 各地域に定時制高校を 病・虚弱児の教育保障を	地域の要求やとりくみを無視。上からの学校づくり，地域の実状を無視した職業科の統合。 地域と切り離された高校 石原校の普通科設置要求拒否 須知校から農業科を廃止 田辺校を工業高校にあともどり 京都市・南部の商業科はすべて商業高校に統合
将来展望	将来，通学区の移動の解消， マンモス校の解消，40人学級へ。	急増期には，つめこみ，マンモス化。 急減期には，小規模校の廃校も。

資料⑿

高校生の君たちに、どうしても考えて欲しいことがあります。君たちの弟や妹、後輩、ひいては君たち自身にもきわめて重大な事なのです。一言でいえば、今、君の通っている高校は他の高校となんら優劣はありません。ところが京都府と京都府教育委員会は、これを変えて、テストの点数ごとに高校をふりわけし、一流校・二流校・三流校……○○流校というふうに高校に格差をつけようというのです。しかも、君たちや君たちと毎日接している私たち教職員や親・地域の人たちの意見もきくこともなく、この秋にも変えようというのです。私たちは、真実と事実、私たちの主張を君たちみんなに真剣に訴えなければならないと思います。

君たちはどう思う

高校三原則 若者が手放してはならないもの

希望を持てること、自分に誇りを持てること

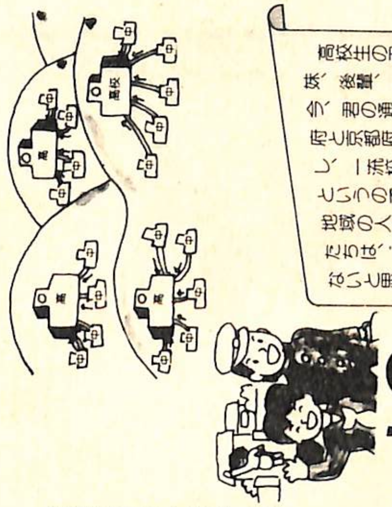

小学区制の京都では

■希望と誇りが持てる。

自分の将来に対する夢と希望、自分に対する誇り、これは君たち若者の「命」ともいえるものです。君や君の友だちがのびのびしているのは、この「命」が大切にされているからでしょう。「こうしたい」「こうなりたい」という君たちの願いこそ、君たちの力を伸ばすエネルギー源です。

高校の間にランクがないということが、このことをしっかり支えている制度です。

■小・中・高と友だち。

今の高校には、小・中・高と友だちとなっている仲間がたくさんいるでしょう。クラブ活動の時間や文化祭の準備の時間が充分あります。これは、地元の高校に通える小学区制のためであることは君たちも知っている通りです。

私たちの主張

■みんなの声をきいて下さい。

小学区制や高校三原則について、読売新聞では「継続すべき」が「反対」の約三倍、鴨沂高校では約二・五倍、峰山高校では四・三倍となっています。高校生や子ども、親、教職員の声を踏みにじる反民主的やり方は許してはいけないと思います。

■仲間で高め合える教育を進めて下さい。

心も体も学力も、みんな大切にされることこそ教育です。そして自分の授業に希望をもち、自分に誇りをもって仲間とお互いに高め合えることが必要です。

そういうことを犠牲にして、大学受験中心の学校にし、友だち同士で、け落とし合わなければならない教育を許してはなりません。高校三原則を守るかどうかは、その分れ道となっています。

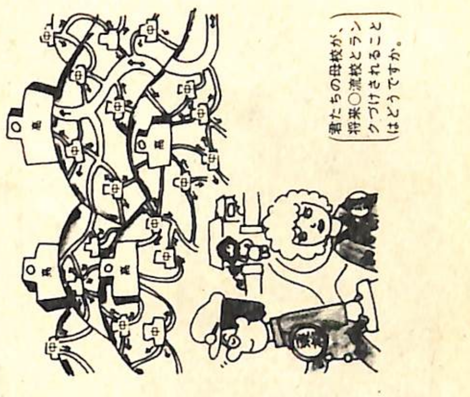

君たちの母校が、将来○流校とランクづけされることはどうですか。

小学区制を崩した他県では

■「私の高校には入らない方がいい……」

テストの点数で、友だちも兄弟もバラバラに、一流校、二流校……と決められる他県の高校生。中レベルの高校でさえ、「私の高校には入らない方がいい」「自分の高校には誇りが持てない」「地域の人も尊敬してくれない」と思っている生徒が十人のうち九人もいます。高校の入学式の日が屈辱と挫折の日とはあまりにも悲しすぎます。

（「高校間格差」福武書店から）

■遠くの高校への通学でクタクタ。

テストの点数で、高校が決められるため、近くの高校には行けない人がたくさんでています。一時間も二時間も通学にかかり、冬では家から出るのも、帰り着くのも、すっかり暗くなっています。

高校三原則って？

- ●高校間にランクをつくらない――――小学区制
- ●男女差別をしない――――男女共学
- ●学科がちがっても共に学ぶ――――総合制

1982年

京都府立高教組
分会

（資料13）

第30次集会の大成功を
君の意欲的な参加で

第30次平和憲法記念
京都高校生の集い
春季討論集会
これでいいのか 高校生活
ぶっつけよう この叫びを
'82 6.20
AM10:30～
ところ 乙訓高・長岡第4小
主催 第30次春季討論集会
中央実行委員会

第30次京都高校生の集い
春季討論集会中央実行委員会

●第30次記念

「青春と生きがい」は わたしたちがつくる

30年―「春討」の歴史の証明

「何か物足らない」「もっとすばらしい何かがつかめるはずだ」今の自分をふりかえるとそんな感じがしないか。そして私たちは一生の中でも一番感性の豊かな、自分の力をぐんと伸せる、かけがえのない青春時代をまちがいなく生きている。「今」の生活の中で、たしかな「生きがい」を君も私も求めている。そこにかぎりない情熱を寄せながら「青春と生きがい」をつくりだそう。私たちの先輩ができたように私たちにもできる。30年の歴史がそのことをしっかりと証明している。

喜びと勇気を生み出す 交流と仲間の輪

「ぼくだって働きたい」と訴える障害児の仲間、クラブと勉強・受験の両立に悩む仲間……。自分の不安が仲間の不安とわかる時、自分の悩みを仲間が理解してくれる時、仲間の真剣な生き方を知る時…… 仲間との交流は喜びと勇気を生み出す。

公立・私立、全・定・通・障害児学校、普通科・職業科、男女などのわくをのりこえて数千名の京都の高校生が交流する。これが「春討」だ。広島や長野の仲間も参加するなど、全国の仲間と手を結びあい励ましあっている。

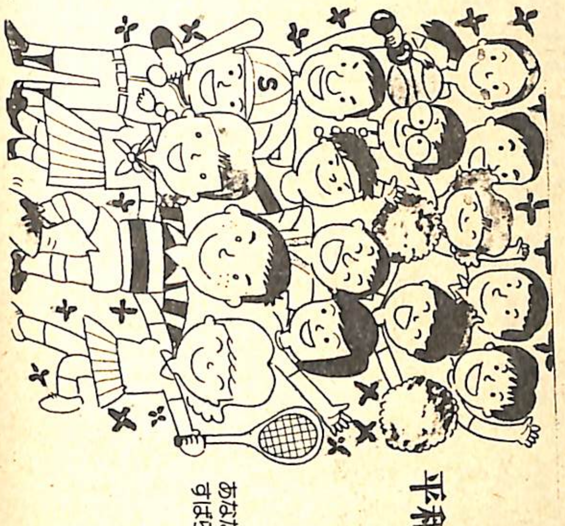

平和と民主主義の日本と世界をきずくため

あなたにもわたしにもできる
すばらしいこと

日本の軍国主義による15年の侵略戦争は 300万余の日本人、2,000万人のアジア人の命を奪った……。再び戦争をおこさない決意をこめてつくられた「平和憲法」。日本から米軍爆撃機が朝鮮に飛びたち、「自衛隊」がつくられた時、いったいどうしてこういうことが起きるのか、どう考えたらよいのかと、私たちの先輩は1953年「平和憲法記念」として弁論大会を始め、それをひきつぎ討論集会を発展させた。

いま、核戦争が人類と世界を脅かし、1日に330億円の軍事費が浪費されている時、一方では10億人の子どもが飢えに苦しんでいる今、また核兵器の廃絶を求める運動が世界と日本に起っている時、私たちは平和と基本的人権と国民主権の憲法にもとづく日本と世界のあり方を大いに討論し、学習しあおう。

NUCLEAR WEAPONS ZERO

（資料14）

（1）1982年11月20日 京都府高 号外

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル 教育会館内
TEL（751）1645

1982年
11月20日
号外

秋期・年末闘争、全員討議資料

府立高教組執行委員会

人勧凍結撤回、臨調・軍拡路線反対
秋闘の正しい発展のために

日教組秋年闘争山場の戦術「午前半日ストライキ」の早朝批准投票にあたって

日教組は、人勧凍結撤回闘争の山場における戦術について、京教組をはじめ多くの県・高教組の反対を押しきり、「午前半日ストライキ」を中央委員会（11／4～5）で決定しました。

この方針についての全組合員の意思を問う批准投票が、11月22日㈪～26日㈮の間に実施されます。（開票・集約は、11月27日㈯・拡闘で行う）

この批准投票にあたって、職場で活発な討議が行なわれるための一助に、9月以降拡闘委で討議された内容を紹介し、正しい戦術選択の判断に資したいと考えます。

1 情勢の特徴

1 人勧凍結と不当な決定

鈴木内閣は臨調基本答申をうけ、9月24日の閣議で、国家公務員に対する人勧の凍結を決定しました。自治省はただちに各自治体に対して私たち地方公務員についても同様の措置をするよう、きびしい通達を発しています。

2 圧倒的国民の生活に大打撃

一九四九年以来はじめての人勧凍結は、不当・不法なものであり、国民全体への重大な攻撃であるといわなくてはなりません。

第一に、歴代自民党政府の大企業奉仕の結果である財政危機のつけを公務員におしつけるものです。

第二に、私たち公務員労働者と、その家族の生活を脅かすばかりでなく、年金や恩給、生産者米価、最低賃金、仲裁裁定、人勧準拠の労働者（農協、病院、私立学校教職員など）、福祉関係諸手当、など五〇〇〇万をこえる国民諸階層の生活に重大な打撃を与えるものであり、来春闘における民間労働者の賃上げを一層困難にする条件をつくり出すものです（資料1）。このことは結局、国民の購買力をひくめ、消費不況をいっそう深刻化するという悪循環を深めることとなります。

第三に、労働基本権の「代償措置」としての人勧凍結は、まさに政府自らが法律をふみにじる暴挙であり、組合員の激しい憤りが高まっています。

第四に、人勧凍結は、軍事費は拡大しながら、国民のくらしや福祉・教育を切りすて、国鉄の公共性を否定して分割・民営化など大企業のくいものにするなどの臨調路線の一環であり、公務員と非公務員・国民を分断しつつそれを推進するための突破口にしようとするものです。

3 政府・財界の攻撃のもつ矛盾・弱点と闘いの展望

(1) 大規模で周到な計画のもとにすすめられている彼らのこの攻撃は、さけることのできない矛盾・弱点をもたざるをえません。

それは、いや応なく圧倒的国民と対立せざるをえないという点です。そうすることなしに、政府・財界が、今日の危機をのりこえることが出来ないところまで追いこまれているといえます。

彼らは、攻撃の反国民的性格をかくすために様々な手段を駆使します。官・民分断攻撃は、まさにそのための一つです。

だが、国民は生活上の犠牲や被害を強いられる時、その本質を見抜き闘いに立ち上ります。このエネルギーを結集した国民的闘争の発展こそ、私たちの展望をきり開くものです。

(2) 鈴木首相の突如の総裁選不出馬表明（10／12）は、そのことの典型的出来ごとだといえます。

国会では絶対多数の与党をもち、党内では田中角栄の全面支援のもと「安定」を誇っていた鈴木首相が、こうした事態に追いこまれたのは、単に自民党内の派閥間の調整に失敗したからではなくて、自らの公約の何一つとして実現しえないもとでの政策的破綻をした点にこそあり、国民の不満・不支持による政権放棄といわれるものです。

自民党の悪政が、国民諸階層間にひきおこす矛盾の激化に、安定し強固にみえる自民党政権の基盤が大きくゆり動かされていることをドラマチックに証明したものといえます。

(3) 私たちの闘いの方向

第一に、軍事費削減・臨調路線反対の旗幟を鮮明にかかげ、軍拡・臨調路線によって犠牲にも打撃をこうむるあらゆる国民諸階層の要求をみずからの要求としてかかげ、国民的闘争発展のために全力を挙げてたたかうことです。

第二に、軍拡・臨調路線の反国民的本質を一刻も早く一人でも多くの国民の中に明らかにすることです。そのひろがりが闘争発展のテンポを決めます。

第三に、私たちの人勧完全実施の要求が、国民全体の利益擁護に結びつくものであることに確信を持ち、広範な国民の中に、大胆に支持・理解を訴えることです。

第四に、父母・国民の切実な教育要求を実現、教育危機に拍車をかける教育府民運動と結合したたたかいをすすめることです。

第五に、このたたかいが自民党政治の根幹に迫るものであることをふまえ、地方政治の革新、統一戦線の発展の方向にそってとりくみをすすめることです。

資料1
稲山経団連会長談
（11月8日）

公務員給与の人勧を来年度たださせないため、民間の賃上げも五%以下に押さえる必要がある。特に、今年度の人勧（四・五八%）が凍結されれば、実質的にゼロに押さえねばならないであろう。

2 総評・日教組方針の重大な弱点

こうした私たちに求められている闘いの基本的立場からいって、総評・日教組方針は重大な弱点をもっています。

(1)「行革」断行を方針とする、同盟主導の労働四団体共闘（注1）を基軸にした闘いに固執していることです。

このような同盟との共闘に軸足をおく方針では「軍事費削減」や「臨調路線反対」などいかに立派なスローガンを掲げたとしても、実践がともなわず、結局は「人勧完全実施」を「行革関連一括法案」の審議促進の裏取引きの材料とした昨秋の二の舞を演ずることになりかねません。（注2）

(2) 日教組は、私たちの反対を押しきって国会審議の山場に、公務員共闘の統一行動として、「人勧完全実施」に目標を絞った全国一律の午前半日ストライキを決定しました。

しかし、この戦術は要求実現のみちを切り開くものではありません。

第一に、日教組六〇万組合員の怒りと、もてる力量を結集しうる戦術ではないということです。今回の人勧凍結の攻撃に、文字通り一〇〇%に近い組合員が心から怒りを示しています。画一的な戦術のおしつけではなく各県教組がそれぞれ組合員の圧倒的多数を結集できる戦術をもちより全国統一行動としてもり上げるようにしなくてはなりません。

第二に、午前半日や二時間の授業カット、しかも賃金要求を中心目標にしたストライキは、今日の状況の下で父母・国民の支持や共感をえられる戦術とはいえません。

とくに、教職員のストライキは生産労働者のストライキとちがい資本に経済的、物質的打撃を与えるものではなく、要求の切実さや決意のつよさを示し世論の結集をはかるところに最大の意義があるだけに、第一、第二の弱点は、決定的な意味をもっています。

第三に、ストライキ目標を、事実上人勧一本にしぼり、多数を結集できないストライキをぶちあげ、しかも軍拡臨調とはたたかえない労働四団体路線を基軸としてたたかおうとする方針は、実はとりひき路線のための舞台づくりにすぎません。

第四に、今日までの日教組のスト万能論の闘争指導は、毎年の教援資金が一四〇億円までふくれ上がるという事態を生みだしています。今後の長期にわたるたたかいをたたかいぬく上からも、画一的な午前半日ストライキは、全国の圧倒的多数の組合員が結集し、参加することのできる戦術とは考えられません。

(3)「保革連合政権」構想に連動したストライキは、本来の"人勧完全実施"を目標としたものから、社会党の長期低迷傾向に歯止めをかける総評・日教組指導部による"思いつき的"政治目的に奉仕するものに変質されかねないものであり、全たく組合員を愚ろうしたものとなっています。

（注1）四団体共闘路線 ＝ 総評・同盟・中立・新産別の労働団体共闘を基軸にした路線。四団体は、人勧や仲裁裁定問題では一致しても同盟は、臨調推進、軍拡に反対しない方針をとっており、これでは政府・財界の攻撃とはたたかえない。

82春闘では減税要求で四団体共闘をくんだが「軍事費を削れ」という要求をかかげられず（同盟は「行革推進で財源を」）要求を前進させられなかった。

（注2）「とりひき路線」 ＝ 81秋闘では、人勧、仲裁裁定ねぎりと「行革一括法案」が大きな課題となったが、総評・公務員共闘は、二つの課題で大闘争をくむのではなく「行革一括法案」を人勧・仲裁裁定ねぎりをくいとめるための国会でのとりひき材料としてスイスイと国会を通してしまった。

このことが、鈴木内閣に自信をあたえ官公労どうかつの人勧凍結という攻撃をひきだしたともみられる。

3 私たちの具体的な闘いのすすめ方

(1) 学習と職場討議を重視し、意志統一を図る。

(2) 臨時国会にむけ、父母・国民諸階層への宣伝、中央行動を組織する。

(3) 十二月府会へむけ、私たちの賃金確定闘争及び、地域の労働者・住民の要求実現のとりくみに連帯して諸行動を展開する。

また、府会への請願行動をはじめ地元出身の国会議員にも、人勧凍結に反対し、軍拡・臨調による地域住民、国民への犠牲のおしつけに反対するよう働きかける。

(4) 高校三原則を守り、発展させ、世論づくり、教育条件整備等教育要求実現のとりくみを府民運動として展開し、京都の子どもと教育を守る闘いを飛躍させる。

(5) 軍拡・臨調推進の同盟路線に追随する全民労協の発足に反対し、労働四団体を基軸とした闘かいでなく、軍拡・臨調に反対する国民的な統一闘争として発展するよう努力していく。

(6) 各職場・地域での創意あるとりくみを工夫し、軍拡・臨調に反対する草の根運動を発展させる。

(7) 全国統一行動の戦術については、全国一律の午前半日ストライキは支持できない。

京教組・府高は、父母・府民との連帯と圧倒的組合員を結集し、職場を基礎としたストライキ闘争を成功させるため「午後三時行動開始による統一行動（ストライキ）」を整然と行います。

（具体的とりくみは府高拡闘、⑫中央委員会議案参照）

臨調・人勧闘争のポイント

職場からの疑問に答えて

臨調・軍拡路線と対決を

問　「人勧完全実施」にかかわる国会審議の、これからの見通しは、一体、どうなっていくのでしょうか。

答　自民党の後継総裁選びは、十一月二十五日の本選挙で決まる予定です。政府と自民党はそれをうけて、二十六日に臨時国会を召集、直ちに首班（総理大臣）指名を行なうとしています。しかし、新しい総理大臣のもと、国会の解散・総選挙といったことも考えられます。そうなれば「人勧」の審議はふっとんでしまいます。

こう考えると、総評の「全一日ストで国会解散に追いこみ…」という臨時大会の方針は、結果として、国民になんの利益もない、「保革連合」政権づくりだけが目的となってしまいます。

こうしたことが、私たちの「人勧完全実施」の要求実現になんの役にも立たないことは明らかです。

また、解散がない場合でも、国会における「人勧」審議の見通しについては、今迄のように政府から「給与法」が出てこないので、見通しをつけることはなかなか困難な実情です。

ですから、私たちは、こうした国会の状況にただ一喜一憂しているだけでなく、「臨調・行革」に対決する国民運動を一層、強化していくことが重要です。

消えた〝山場〟と政府を包囲する〝山場〟づくり

問　すると、総評・日教組がストライキを行うとしている国会の〝山場〟というのは、一体どの時期をさしているのですか。

答　今年の「人勧凍結反対」「完全実施」の闘いは、これまでのものと大きく異なっている点があります。

私たちは、六〇年代から七〇年代のはじめにかけて、「人勧」の実施時期を値切らせない闘いにとりくみました。その頃は、秋の臨時国会に政府が「人勧」実施のための「給与法」を提案し、その審議が行なわれたので、その審議に合わせてそれなりの〝山場〟がありました。

しかし、今年は「人勧」の〝凍結〟が政府方針ですから、政府が給与法を国会へ提出することをしません。ですから〝議員立法〟の提案でもしないかぎり、いわゆる法案審議の〝山場〟はないわけです。そのため日教組・総評の方針も「臨時国会における最重要段階」を「議員立法による給与法審議の山場」としていました。

ただ、この議員立法の提案には多くの困難点があります。まずその予算の財源をどうするのか、例え財源が確保できてもそれが「議運」を通って審議の対象になるかどうか、審議されたとしても可決されるかどうか等です。もし、国会で否決されたとなると、「人勧凍結」の政府責任が免罪されるだけでなく、その後の地方の確定闘争に重大なマイナスを与えます。ですから、総評・日教組が一番あてにしている社会党も〝議員立法〟の提出についての態度を決めかねているのが実状です。

こうした状況を反映してか、先の日教組中央委員会の提案では、この〝山場〟を削除し、それに代わる〝山場〟として「補正予算の予算委員会審議」の時期を打ち出しました。しかし、給与法自体が提案されない国会の予算委員会審議を〝山場〟とするといってみても、これは〝山場〟はなくなったといっているのと同じです。

ですから、「臨調・行革」で被害をうけるすべての国民を結集して、政府を包囲し、譲歩を迫る一大国民運動を発展させ、私達自身の運動で〝山場〟をつくらなければ、〝山場〟はないわけです。

こうしたもとで日教組が半日のストライキの提案をするということは、まさに無謀というほかありません。

人勧完全実施 実現の真の保障

問　では、こうした情勢のもとでの人勧完全実施をめざす闘いは、どのようにすすめればいいのでしょうか。

答　「人勧凍結」は軍拡・臨調路線の突破口であり、日教組もこの点では私たちと同じ位置付けをしています。

ですから、私たちが本当に「人勧完全実施」を実現させようとすれば何よりも、まず、国民総被害、教育・福祉切りすての「軍拡・臨調路線」と真向うから闘うことが重要です。なぜなら、そのことによってはじめて被害を受けるすべての国民と固く団結して、その力で軍事費や大企業奉仕の予算を大幅に削減させ、教育と国民のくらしを守る国民大運動を展開することができるからです。

軍拡・臨調に反対する広範な国民的合意をつくりあげ、政府・自民党・林田府政を大きく包囲し、彼らに譲歩を迫る闘いと結合した闘いこそ、「人勧完全実施」を実現していく真の保障であることを、今こそ明確にして運動をすすめることが極めて大切です。

ところが、総評・日教組は、「臨調・行革」容認の「労働四団共闘」を闘争の基軸に、反共四野党と協議したうえで闘争をすすめようとしています。

ですから、「人勧完全実施」の実現など到底できるはずがありません。というのも、もともと「臨調」はその答申の中で、「人勧」の実施は政府と国会がその時の「財政事情」を考慮して決定すべきとし、「人勧」の値切りそのものを正当化しているからです。

槇枝委員長は、自ら「やってみなければわからない」（日教組戦術会議）と公言しているように、指導部自体が「全一日スト」・「半日スト」で要求が解決できるという見通しをもっていません。それは、「人勧凍結」が「軍拡」の突破口であり、それに反対する国民大運動の高揚以外に、要求の基本的前進の道は切り拓くことができないからです。

誰もが参加でき、国民的連帯が強まる戦術を

問　世論で包囲することの大切さはよくわかりますが職場には、「この際だから半日ストでも打つべき」との意見もありますが…。

答　「人勧完全実施」を実現する闘いの基本方向は、既に明らかにしました。

今、私たちがとる戦術は、軍拡・臨調に反対する国民的合意の形成と闘いに最も有効に働くものであることが必要です。

今回の総評・日教組の「全一日」・「半日」ストが、いかに無謀で、要求実現とは無縁のものであることは、すでに述べましたし、「保革政権」構想の項でも述べています。

同時に、教職員にとってのストライキ戦術のもつ特殊性も重要です。

第一に組合員の総決起が必要ですが、日教組の画一戦術ではそれは不可能です。十一月三日の戦術会議の集約でも、午前半日ストを支持している教組は半数を切っています。これは、過去のデーターをみても明らかです。

第二に、午前半日ストによる授業カット、しかも賃金要求を中心目標にしたストライキは、今日の状況の下で父母、国民の支持や共感をえられる戦術とはいえません。

ですから私たちは、重要段階では、民主勢力や父母・府民との連帯を重視し、全組合員が参加でき、しかも団結を一層強めることをめざし、午後三時行動開始のストライキを提起しているわけです。

何としても闘いを全面的に発展させ、その高まりの中で、軍拡・臨調路線を粉砕し、人勧完全実施をかちとる展望をきり拓くことが必要です。

1977年春闘（午前　半日）

%	県名
90～	ナシ
80～	神奈川　大分
70～	三重　兵庫　長崎　鹿児島
60～	北海道　山梨　沖縄
50～	岩手　石川　広島　福岡
	省略
	成立　13県

1981年　秋闘（午後3時－）

%	県名
90～	山梨
80～	東京　神奈川　滋賀　京都　大阪 兵庫　大分　沖縄　三重　和歌山
70～	北海道　長崎　鹿児島
60～	埼玉　奈良　広島　高知　福岡
50～	山形　石川　岡山　熊本　宮崎 福島
40～	青森　秋田　岩手　群馬　千葉 富山　福井　愛知　鳥取　山口 佐賀　新潟　山形(障)
30～	茨木　長野　静岡
	成立　25

重大な救援資金問題

問　こんどのストで、日教組は、深刻な救援資金の問題について、どのように考えているのですか。

答　これは、たいへん重大な問題となっています。

日教組はこれまでの処分の累積により、現在でも、延べ十一万四千人におよぶ救援対象者を抱え、救援資金会計は年間で百七十五億円にも達し、組合費の大部分を占めています。ですからストライキ戦術を検討する際、この問題の真剣な討議は、どうしてもさけて通ることはできません。

しかし、日教組の本部は、ことしの春闘のときは、その直前に意図的とも思えるほど救援資金財政の危機を宣伝し、一切の処分も出さないということで、結果的には二十九分カットの戦術もとりませんでした。ところがこんどは、春闘のときとはうって変って、救援資金をどうするのかという問題については、組合員の前に何一つあきらかにしようとはしませんでした。そして画一的な「午前半日スト」の戦術だけを先行させてきました。

そして先の中央委員会で突然、組合員一人当り二〇〇〇円の臨時闘争資金を提案、強行可決したのです。

またこのほかに、戒告以上の処分による昇格延伸の保障が、かなり膨大となることも見込まれています。

スト参加者に必ず全員処分がでるという県が多いなかで、全国的な画一ストは、救援資金の面からも抜本的な再検討が必要です。

危険な〝保革連合〟

問　今度、総評幹部は、いきなり〝保革〟連合政権構想を言い出しましたが、それがどうして重大な誤りなのですか。

答　理由は、三つあります。

まず第一は、労働組合のあり方として、根本から間違っているからです。

本来、「政権構想」というのは、政党間の問題です。個人の思想・信条を問わず、要求で団結している労働組合が、特定の理念に基く「政権構想」を決めること自体、組合内の不団結を拡大し、労働組合のあり方を根本から逸脱するものです。

第二は、その否定的役割です。

総評の幹部は、「新しい政権」には「自民党の一部が加わってもかまわない」と述べています。

いま、国民にとって必要なことは、自民党政治の根本的な転換です。そのとき、槇枝氏や富塚氏がこういうことを言いだすことは、国民にそれを隠し、自民党政治そのものを免罪し、国民の革新的エネルギーを脇道にそらすものです。

第三に、その構想の反国民的な内容です。

すでに各紙が報道しているように、総評指導部は「河本首相」の実現を構想しています。

河本氏は、鈴木内閣の有力閣僚として、「行革」（56中業）に基づく軍拡（総額二十兆円）の積極的推進者であるばかりでなく、その政治資金の出所についても、〝黒い噂〟の絶えない人物です。このような人物の〝首班〟実現が、どうして労働者や国民の利益と一致するのでしょうか。

しかもこの構想はすでに総評から同盟にも協力依頼がなされ、同盟から「現段階では軽率」として拒否されたと各紙が報じています。

自らの党派的利益のための「社公合意」にひきつづき、こんどは自民党の一部までも対象にした、こうした思いつきの〝政権構想〟に、またもや私たちをまきこもうとするこの企てを、私たちは断じて許すことはできません。

遠いようで近い道 革新統一の追求で

問　それでは、自民党政治の根本的転換は、どのようにしたら実現できるのでしょうか。

答　そこが一番基本的な問題です。

いま、国の政治をめぐって、国民と反動勢力との間には、三つの根本的な対決点があります。

その第一は、平和の問題、つまり、安保条約を破棄して日米軍事同盟と手を切り、日本の中立を実現すること。

その第二は、国民のくらしの問題、つまり現在のように大企業のための政治ではなく、国民のくらしを守る政治に変えていくこと。

その第三は、民主主義の問題、つまり現在進められている軍国主義やファシズムへの方向に反対して、日本の民主主義を確立することです。

この三点については「革新三目標」として、社会党も共産党も一致していた内容でした。ところが、社会党が、八一年の「社公合意」によって、「安保肯定、自衛隊容認」に踏み切り、革新統一に背をむけてしまいました。また総評も過日の臨時大会で、「自衛隊を認める、軍備力をもつことを認める、安保条約に賛成することを認める組合とでも『共闘』することが大切だ」（富塚事務局長）と言い切るところまで、『右転落』をしてしまいました。こうして、私たちの国政革新の闘いに、いま、新たな困難が生まれているのは事実です。

しかし、まさかと思われた「鈴木退陣」に示されているように、反国民的な自民党政治への怒りと、政治の革新を求める国民のエネルギーは、日に日に大きく蓄えられつつあります。ですから、このエネルギーを信頼し、「軍拡・臨調」に真正面から反対する国民的闘いをひろげて、「革新三目標」に基づく革新統一戦線をねばりづよく追求していくこと、それが一見まわり道のように見えても、結局は一ばんの近道なのです。

一貫して「革新統一」を追求している「革新懇話会」（四五〇万）や「統一労組懇」（一五〇万）のめざましい発展が、このことの具体的な何よりの証しです。

（資料⑮）

京都教育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る教育会館内
電話（752）0011
発行人　湯浅　晃
本紙の購読料は組合費に含まれています

号外
1982年12月1日

全組合員討議資料

臨時国会・府会の重要段階に向け軍拡・臨調反対、人勧凍結撤回、京都の教育を守るため、批准投票を大きく成功させ、ストライキ権の確立、多様なたたかいの一層の前進を

一九八二年十二月一日　京都教職員組合執行委員会

教育大運動の新たな一歩をふみだした教育府民集会（11月13日）

今、軍事費削減、くらしといのち、教育守れの国民的総反撃のたたかいが各地でまきおこっています

戦後最悪の中曽根角栄内閣が十一月二十六日発足して臨時国会が開会され、十二月十日からは府会が開会されることから、秋期年末闘争も、いよいよ、重大な局面を迎えてきています。

中曽根内閣は、冒頭から、軍拡・臨調路線の一層の推進や、改憲迄表明しその右翼・ファッショぶりをかくそうとせず、自民党林田府政もまた、老人医療有料化宣言や三原則つぶしの一層の具体化など府民生活破壊・教育破壊の攻撃を強めてきています。

このような中で、今、軍拡臨調反対・くらしと平和・教育を守る国民的総反撃のたたかいが大きく前進してきています。京都統一労組懇は、短期間に、署名八二万、三次に渡る中央行動に七三四名の代表を送り、政府交渉、議会要請を行ない、十月下旬には、全府下の縦断行動で、京都府下全ての市町村に、軍事費削減・人勧凍結撤回・京都の教育守れの申し入れを行なってきました。また、十一月上旬には、自治労の七、〇〇〇人の集会、京教組の七、五〇〇人集会、私学デー三、五〇〇人集会など、分野別・地域別に波状集会を成功させるなど、今日、軍事費削減・くらしといのちを守るたたかいは府民的なたたかいへと発展してきています。

京都のこの様なたたかいの前進は、京教組の今日迄の教育共闘組織の結成や教育懇談会の積み上げ、教育署名・十一項目署名の推進・要請行動や地域、職場の要求にもとづく要求闘争など、多様なたたかいの積み上げの中でうまれてきています。

「京都の教育を守れ」のたたかいも、幅広い労働組合・民主団体のたたかいにしっかり、位置づけられてきています。運輸一般という労働組合は一〇〇台のトラックパレードで「高校三原則・京都の教育守れ」の横断幕をかかげ、京建労や府職労はチョウチンデモで教育要求実現のシュプレヒコールをくり返し、京都市職は、そのジャンボビラの中で人勧など他の要求とともに教育問題を正面にすえてたたかってきています。

このようなたたかいの広がりに確信をもって、国会・府会の重大局面に向け、軍拡臨調反対・人勧凍結撤回・京都の教育守れの多様なたたかいを職場・地域から一層、前進させなければなりません。

軍拡・臨調推進の勢力と手を結んで人勧凍結撤回の半日ストを提起する日教組方針に、京教組組合員の厳しい批判—批准率八・一％　しかし、いぜん各県の独自戦術を認めない日教組指導部

総評・日教組指導部が基本路線としている四団体五野党共闘路線では、軍拡臨調に対決し、人勧凍結撤回などおよそできないことがこの間ますますはっきりしてきています。

十一月十六日の四団体五野党会談では、「行革推進と人勧などの要求実現は車の両輪」と行革推進の姿勢を相互に確認までしています。

この様に、行革推進勢力と手をにぎりながら人勧凍結撤回を掲げて半日ストを提起する日教組方針に京教組組合員が八・一％の批准率で厳しい批判を与え全国の多くの県高教組も「ノー」と答えたのも極めて当然の結果といえます。

今日、政府・財界の各個撃破策を打ち破って、人勧凍結撤回・教育を守るたたかいは、軍拡臨調反対・軍事費削減を正面から掲げ、広範な父母、国民と一層連帯を深める京教組などが提起する午後戦術で国民的総反撃を組織してこそ大きく前進する事はいよいよ明らかとなってきています。

しかし、それにもかかわらず、日教組指導部は、依然、午前戦術を画一的に各県におしつけてきています。京教組は、十一月二十八日、東京や奈良など全国の十七県高教組の代表とともに日教組に対し、「半日ストが組合員の圧到的多数で否決された今、午後戦術を基本とする各県の独自の戦術を当然認めるべきだ」と強く申し入れました。

応対した中小路書記長は、京教組北村書記長などの主張を無視して、午後戦術は多様だとしつつも、翌二十九日の戦術会議では半日スト不成立の各県に早朝一時間ストを画一的におしつける不当な態度に終始しました。

この様な事態を受け、京教組執行委員会は十一月三十日、日教組の画一的な早朝一時間ストおしつけに反対し、「午後三時行動開始のストライキを含む多様なたたかいで要求実現をはかる」とした、先の京教組第一九一回中央委員会の決定を再確認、十二月一日、京教組拡大闘争委員会はこれを承認し、秋年闘争山場に向け、批准投票の成功、多様なたたかいの推進に全力をあげることを確認しました。

京教組方針の批准を圧倒的に成功させ、全ての教職員が地域・父母とともに署名・要請行動、教育懇談会、対府・対中央闘争に総決起を

京教組は、十二月二日～八日に、京教組方針についての批准投票を全支部一斉に行ないます。今大切なことは、今日迄の統一労組懇の活動を軸に、前進してきている国民的総反撃のたたかいを一層発展させるために、全教職員が一致して参加でき、父母・府民とも更に連帯を強めることのできる午後三時行動開始のストライキを含む多様なたたかいに確信を持って全ての組合員が京教組方針を支持することです。

同時に学期末の忙しい時ですが、十二月中旬以降に予想される国会・府会の山場に向け全教職員が父母とともに、文字通り多様なたたかいに総決起することです。

京教組一九一回中央委員会の提起にこたえて、教育署名・十一項目署名・人勧の組織内決意署名を重視し、分会での統一行動を組むなど、十二月中旬の対府・対中央行動に署名を積み上げる事が、今特に求められています。

又、人勧・高校三原則での各級地方議員に対する要請行動を展開し、中学共闘組織の活動強化や、十二月十三日～十八日には、全ての分会で教育懇談会を開催するなど、父母との結合、地域世論の形成に全力をあげることが大切です。

尚、当面の主な日程は次の通りです。

12月3日　府教委交渉
12月9日　府職連交渉
12月9日　全府下一斉早朝ターミナル宣伝行動
12月14日　対府一斉請願統一行動
中央行動▼12月6～8日　三〇名
▼12月9～10日　三〇名
▼12月15日　三〇名

（資料(16)）

京都教育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る教育会館内
電話（752）0011
発行人　湯浅晃

号外
1982年12月12日

秋年闘争特集
全組合員緊急討議資料

国会・府会の重要段階に向け、軍拡・臨調反対、人勧凍結撤回、京都の教育を守るたたかいの一層の前進を

―12月16日の午後3時行動開始のストライキ戦術を勤務時間終了前29分カットの統一行動に変更するにあたって―

一九八二年十二月十二日

京都教職員組合執行委員会

一、日教組、12月16日の半日ストを早朝2時間（第一波）に、例をみない戦術ダウン。四団体と五野党共闘路線、ストライキ万能論が早くも破たん。

① 日教組指導部は、国会審議の重要段階に「半日ストでたたかう」としてきましたが、十二月十日の戦術会議で突然「十六日のストライキは第一波として早朝二時間」に戦術ダウンすると過去に例をみない提起をしてきました。（なお、第二波として一応早朝二時間を予定）

このことは、機械的、画一的な半日ストライキの誤りとともに、もともと、やりもせず、やれもしない半日ストライキをただポーズとして提起してきた日教組指導部の無責任さときまんぶりを重ねて示したものといえます。

② 日教組指導部は、戦術ダウンの主な理由として、(ア)総評・公務員共闘が一波・二波とストライキを提起してきたこと、(イ)自治労などは十六日に早朝二時間なのに、日教組だけが半日ストライキをうてない、などとしています。

十二月十日の日教組戦術会議では、日教組主流派からも「幹部の御都合主義、ひき回しだ」「あと六日間しかない、組合員は納得いかん」と激しい抗議の意見が続出、大もめにもめましたが、結局、日教組指導部は、これを強引におしきりました。

③ 日教組指導部の今回の突然の戦術ダウンは、表向きの口実とは別に、次のような点に、その本質があります。

総評・日教組は四団体・五野党共闘を一貫して基本路線としています。

その主要メンバーである公明・民社・同盟などが、軍拡・臨調路線の推進勢力であることから、日教組指導部は秋期年末闘争の課題から事実上、軍拡・臨調反対、軍事費削減などの国民的課題をはずしてしまい、人勧凍結撤回一本にしぼってたたかいを進めてきました。

その結果、当然のこととして政府・財界の反動攻勢を圧倒する国民的総反撃のたたかいは放棄され、ストライキにのみたよるたたかいは、逆に、反動勢力の官・民分断、父母・国民との分断に道を開き、反動勢力の個別に撃破していくという各個撃破策を一定許す状態すらうみ出してきています。

このような中でゼネストだ、半日ストライキだ、とストを打てば人勧凍結が何とかなる式の日教組指導部の主張は、今や日教組主流派内ですら受け入れられず、しかも、民社や公明から、半日ストライキをうてば「四団体・五野党から、ぬける」とゆさぶられるに至ってストライキ万能論は完全に破綻をしました。今回の異常ともいえる戦術ダウンは日教組指導部の四団体・五野党共闘とストライキ万能論の完全な破綻の結果といえます。

④ 今日、ストライキ問題を秋期年末闘争をたたかう路線上の問題として位置づけ、草の根革新統一の追求、国民的総反撃を何よりも促進させ、父母・労働者との一層の連帯、授業への影響などをよく考慮した午後戦術を提起してきた京教組方針の正しさは一段と明瞭となってきています。

二、京教組執行委員会は、12月16日（木）の全国統一行動の戦術を「午後3時行動開始のストライキ」から「勤務時間終了前29分カットの統一行動」に変更することを12月12日の拡大闘争委員会に提起しました。

① 京教組は、先の一九一回中央委員会で、臨時国会の最重要段階には軍拡・臨調反対、人勧凍結撤回、京都の教育を守る課題を掲げ、国民的総反撃のたたかいに呼応して「午後三時行動開始のストライキを含む多様なたたかいで要求実現をはかる」ことを決定、全組合員の皆さんに批准を求めてきました。

この京教組方針は組合員の大きな理解と共感を得、八五・一三％の高率で批准されました。

② 今、京教組の各支部・分会では、忙しい中、校長交渉や地教委交渉がもたれ、教育懇談会が計画され、地域ビラが用意され、署名や各級議員への要請行動など、職場・地域を基礎とした多様なたたかいが組まれています。

府職連、府教委交渉も例年を上回る参加者のもとで行なわれ、京都統一労組懇の運動は、各戦線でのたたかいの前進の上に、今日、八二万の署名一、〇〇〇名もの中央動員の派遣、数万人を結集した地域分野別波状集会の成功など、大きくたたかいを発展させてきています。

このような中で、人勧・教育問題は府民的な広がりを見せ、先日の府職連交渉でも、副知事は、「人勧完全実施が基本だ」という主張を曲げることはできませんでした。

これらの運動の前進に確信を持たなければなりません。

③ 国会・府会が開会され、議会の内外で攻防がくりひろげられている今日の情勢のもとでのたたかいは、何よりも「軍拡・臨調反対、人勧凍結撤回、軍事費削って教育・福祉にまわせ」の各界・各層のたたかいの一層の前進とそのことを通して国民的世論を組織する点にポイントがおかれなければなりません。このようなたたかいは、総評や日教組指導部の無責任なたたかわない姿勢への痛烈な批判となり、議会内の四団体・五野党共闘や、自公民の軍拡・臨調推進勢力のとりひきや妥協を許さず、議会内のたたかいを強化する上で重要な役割を果します。

我々は、この点に留意し全力をあげてたたかうことが大切となっています。

④ 一方、中曽根「角営」「警察」内閣と林田自民党府政は運動の前進におされながらも、必ずしも世論が人勧凍結撤回、軍拡・臨調反対で統一され、高まっていないことをよりどころに、一定の条件のもとでは行政処分を含む大規模な弾圧で、たたかいを挫折させ、一挙に軍拡・臨調路線の断行をはかろうとするシフトもとっています。総評・日教組指導部が事実上たたかいを放棄しているもとで、反動勢力が最も手ごわい相手である統一派諸県に攻撃のホコ先を向けようとしている事にあらためて注意を払うことが大切になっています。

このような反動勢力の動きが公明や民社の反共野党の新与党化、総評や日教組の右傾化、十二月十四日の全民労協の発足など、政治戦線や労働戦線での右傾化に励まされていることもまた明らかです。

⑤ また、日教組指導部も、組合民主主義にもとづいて組合員の全員投票によって圧倒的な支持で批准された京教組などの午後戦術を再三の抗議と申し入れにかかわらず、頑強に認めない不当な態度をとり続けています。このような中で、

仮に、行政処分を含む一定の処分で京教組などが経済的な打撃を受けた時には救援をせず、その県独自の負担にさせ、財政問題の困難さも利用しながら、新たな策動の余地を求めてくる事も予想されます。それだけに、全国の午後戦術を採用した統一派諸県も戦術会議以降「二九分カット」に変更する柔軟な対応をすでにしてきています。

⑥ このような新しい情勢も検討の上、京教組執行委員会は、「午後三時行動開始のストライキ」を「勤務時間終了前二九分カットの統一行動」に変更することによって、圧倒的な組合員から支持された多様なたたかいにもとづく要求闘争の前進が基本的には支障を受けないことも判断して一五、〇〇〇人の教職員の利益、日教組の進歩的革新的潮流の一層の前進のため、戦術変更を勇気を持って決定しました。

⑦ なお、全組合員の投票による批准で決定をした戦術の変更だけに、十二日の拡大闘争委員会で提起し、最大限の支部討議を保障し、十五日の拡大闘争委員会で意見集約をはかり全組合員の支持を求めます。また、次回一月の中央委員会で事後の承諾をいただくこととします。

⑧ 反動権力や日教組指導部の策動を許さずたたかいを一層前進させる道は、京教組を含む統一派諸県の階級的・民主的強化、軍拡・臨調反対、人勧凍結撤回、京都の教育を守る国民的総反撃のたたかいを草の根的に大きく発展させることです。

同時に、総評や日教組指導部が、労働者・国民の要求を足げに右翼的な労働組合のセンターである全民労協発足に邁進しているもとで、政府・財界と正面からたたかい、労働者国民の要求実現の主体である統一労組懇の強化・階級的ナショナルセンターの確立に、いよいよ全力をあげることが求められているといえます。

三、すべての組合員が16日の全国統一行動を軸に、12月13日～18日のゾーンでのたたかいを重視し、軍拡・臨調反対、人勧・教育の多様なたたかいに決起を。秋期年末闘争の重要段階を京教組は次のようにたたかいます。

(一) 当面の主な日程

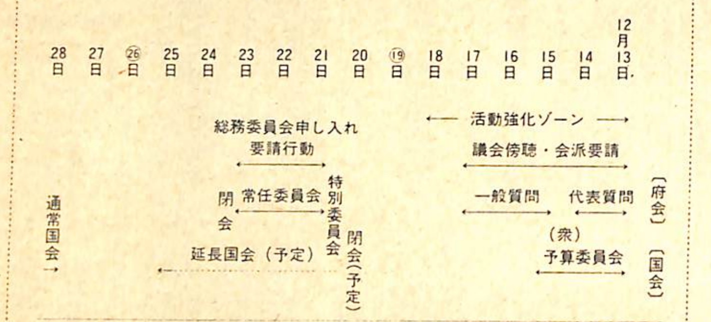

13日　※3・30判決
14日　統一労組懇・府職連請願統一行動・決起集会（12：20～）
15日　統一労組懇中央行動（三〇名）
16日　全国統一行動
23日　府職連交渉・府教委交渉・府職連決起集会（予定）
25日　婦人部府教委交渉
亀岡市長選教職員決起集会

(二) たたかいをすすめる基本

秋期年末闘争の最重要課題である人勧凍結撤回、教育を守るたたかいは政府・財界を正面から相手どる軍拡・臨調路線に反対のまさに焦点のたたかいとなっています。

しかも、統一労組懇が旺盛な活動を展開しているものの、たたかわない総評・公務員共闘に代りうる階級的ナショナルセンターが、まだ確立されていないもとで、要求実現の道は、統一労組懇運動の強化、草の根からの革新統一の追求、国民的総反撃のたたかいの構築にかかっています。また、来春の政治戦での革新統一勢力の前進を実現し、反動勢力を政治的にも追いつめるたたかいがあわせて求められています。

京教組はこのような立場から、中・長期の課題をも見すえながら、当面の対府・対中央闘争を次のようにとりくみ地域共闘の拡大強化に全力をあげます。

(三) 当面のたたかいについて

① すべての分会が、十三日～十八日の活動強化ゾーンで取り組む課題

1、〈分会々議〉最低一度、時間をかけて行ない、学習・意思統一をはかりましょう。

2、〈校長交渉〉軍拡・臨調反対、人勧凍結撤回、京都の教育を守る我々のたたかいと要求の支持を求めましょう。

3、〈懇談会〉中学校区共闘の活動強化とあわせ、教育懇談会を最低一度開きましょう。

4、〈対話運動〉京教組の保護者面談、地域工作用ビラを活用し、一組合員が一〇名の保護者と対話、たたかいへの支持と要求集約をしましょう。

5、〈署　名〉人勧決意署名を全ての組合員がやりあげ統一労組懇一一項目署名、京教組教育署名を手に地域へ出ましょう。

6、〈宣　伝〉分会独自のステッカー・ポスター・立看・ビラを用意し、地域宣伝の重視をしましょう。

7、〈要請行動〉地元出身議員に対する要請行動を署名を積みあげ、とりくみましょう。

8、〈投書作戦〉新聞社、放送局への投書をみんなで出しましょう。

9、〈抗議電・葉書〉十六日の統一行動日はもちろん機敏に、中曽根・林田などへの抗議要請電の組織をしましょう。

② 十六日の全国統一行動日の行動

・当日、早朝は京教組各支部執行部は、統一労組懇のよびかけによる早朝宣伝統一行動に呼応し主要街頭・駅頭に立ちます。

・全教職員が参加した勤務時間終了前二九分カットの一斉職場集会を整然と行ないます。

・終了後、地域集会やデモ・宣伝・署名統一行動、夕方からの教育懇談会の開催など、多様なとり組みを通した父母・府民・労働者との一大団結の統一行動日とします。

・その際、できる限り、自治労や府職・民間労組・民主団体との共同行動に努力し、地域集会も共催となるよう追求します。

③ 各支部の地教委交渉の積み上げの上に対府、対府議会闘争を次のように展開します。

▽(ア)十三日～十七日　代表質問、一般質問の傍聴行動　　支部代表

(イ)十四日　統一労組懇、府職連請願統一行動、決起集会（一二：二〇～一：〇〇）人勧・教育問題の請願を各支部代表で各会派に行ないます。

(ウ)総務委員会に傍聴と、請願趣旨説明を求める申し入れを行ない総務委員会開催中は会派要請・座りこみも行ないます。

▽林田知事に対し府職連との交渉に応ずるよう申し入れ、その実現をはかります。

▽府会・国会の重要段階である二十三日（予定）には府教委交渉、府職連交渉、教職員決起集会を配置し、要求実現に全力をあげます。

④ 当面、中央行動として十二月十五日には三〇名の代表を派遣、各省交渉、会派要請、集会を行ないます。

〈メ　モ〉

（資料⑰）

京都教育
発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る教育会館内
電話（752）0011
発行人 湯浅 晃
本紙の購読料は組合費に含まれています
号外
1983年3月1日

人勧凍結打破、春闘勝利の闘いを、通常国会、83政治戦に向け、引き続き強め、2・18副知事回答の前進を

人勧凍結
五七給与改訂特集

二月二十八日

京教組執行委員会

一、「57年給与改訂見送り」の極めて不当な副知事回答

退職者、福利厚生事業に一定の措置

五十七年給与改訂の大詰めの交渉としてもたれた二月十八日の府職連交渉で、府当局は退職者や福利厚生事業に対する措置で一定の回答はしたものの、「五十七年度の給与改訂は見送る」という極めて不当な態度を当局の最終回答として表明しました。

当局回答のポイントは、二月二十二日付京教組一斉職場集会討議資料で報告していますが、副知事回答の主な内容は次のとおりです。

2・18副知事回答

1. 五十七年給与改訂については、国や他府県の動向から見て見送らざるをえない。国において前向きの動きがあれば直ちに対処する。
2. 五十八年度当初予算に、給与改訂財源として、府政としては初めて一%、十六億円を計上した。
3. 福利厚生事業に対する一般補助金を三、八〇〇円から四、五〇〇円にひきあげるとともに、特別交付金を増額したい。
4. 本年度退職者に何らかの措置をしたい。

尚、来年度当初予算の一%、十六億円の財源については給与改訂に使う事を決意として表明し、四月以降できるだけ早い時期に措置できるよう、府職連と協議していきたい。

二、人勧凍結打破、57年給与改訂の闘いの現状と2・18副知事回答

(1) 闘いの現状と全国状況

▼人勧凍結は、政府・財界が一体となって押し進める軍拡臨調路線の目玉に位置づけられています。最近では、八三春闘においてかつてない賃金抑制を民間労働者に強いる財界側の有力な「武器」として使われています。

京教組は五七給与改訂の闘いを進めるにあたって次の二点を基本にしてきました。

① 人勧凍結撤回・軍拡臨調路線反対の国民的総反撃の闘いを統一労組懇の旗のもと、闘う労働組合・民主団体とともに全力をあげてすすめ中央突破をはかること。

② 国民的総反撃の闘いを背景に、地域統一労組懇を軸とした多様な闘いを繰りあげ、府職連の対府闘争を強力に展開し五十七年給与改訂を早期にはかること。

この様な立場からの秋期年末闘争は、かつてない高まりを見せ、一月に入ってからは京教組府職連の知事交渉・副知事交渉・府教委交渉が集中的に配置され、当局を追いつめてきました。

▼しかし、十二月二十五日終了の臨時国会では、人勧の結着ははかれず、通常国会が開会され二ヵ月が経過する今日に至るも尚、政府・自民党の「五十七年度の人勧凍結解除はありえない」という態度を崩すに及んでいません。

その主な原因が中曽根ファッショ政権の反動攻撃を上回る国民的総反撃を組織するため全力をあげている京教組や統一労組懇・民主勢力のたたかいに水をさしている総評や日教組、社会党などのたたかいぶりにあることは明らかです。軍拡臨調路線に事実上賛成している公明・民社・同盟などの反共勢力とベッタリくっついて人勧凍結打破の「闘い」を進めても、常々、自民党にとりこまれる結果になる事は事実が何よりも示すところです。

▼他方、政府・自治省は五十七年給与改訂が本来行なわれる二月地方議会を前に、一段と自治体攻撃を強め、国が凍結している時に地方で給与改訂はまかりならぬとし、給与改訂をはかれば、交付金の削減や減収補てん債の起債を認めないなど地方自治体の権限に乱暴に介入してきました。この様な中で、今日、大阪・滋賀はもとより全国の都道府県で人勧にもとづいて五十七年給与改訂を行なったところは、只の一つもないという深刻な事態になっています。

(2) 2・18副知事回答について

・もともと、府当局は、人事委員会勧告にもとづいて教職員・府職員三万三千人の給与改訂をはからなければならない責務を負っています。ましてや、十二月府議会では京教組などの闘いを反映して、全会派一致で「人勧完全実施」の請願趣旨採択までされています。

国や他府県の動向を口実とすることなく政府・自治省の不当な介入をはねのけ、地方自治・教職員の生活を守って、人勧完全実施を行なうため教職員や府民と共に闘う事が何よりも府当局には求められていました。現に長崎県の革新・香焼町政はこの様な立場から給与改訂を行なっています。

・しかし、林田自民党府政は、これとは全く逆に、国や他府県の動向を唯一のより所に、当局としての責務を放棄し、政府・財界の意に積極的に応えて「五十七年給与改訂を見送る」という極めて不当な最終態度を表明しました。そればかりか、労働基本権の代償措置としての人事院勧告制度が全く機能を果さないもとで、当然の権利として、人勧完全実施を求めるストライキに整然と入った教職員・府職員にかつてない攻撃を加え、なかでも府職員に対しては賃金カット迄行なうという二重の反労働者的態度をとりました。林田自民党府政のこの様な不当な態度が法的にも道義的にも許されないことは当然です。

・他方、全国的に五十七年給与改訂が基本的には動かず、改訂が見送られている中で、来年度当初予算に先組みされた一%十六億円の財源を「給与改訂に使う」事を表明させ、その使途についても一定の手がかりをつけつつある事、国が動けば直ちに府としても対処すると表明させた事は、私たちの闘いの結果でもあります。

又、人勧凍結にともなう実損の補償が全国各県でも全くとられていないか、とられても極めて不十分という中で、我々の要求からすれば決して満足できるものではあるものの退職者に対する措置・福利厚生事業に対する補助金・交付金が一定措置された事は評価する必要があります。

この一定の前進が何よりも秋年闘争での京教組・府職連の闘い、全国で最も確かな力をつけてきている京都統一労組懇の力の結集と、それにもとづく府民の闘いの組織によるものである事に確信を持たなければなりません。

・この様なことをふまえ、京教組は二月二十三日拡大闘争委員会を開いて二・一八副知事回答の退職者・福利厚生事業に対する一定の措置については大会で承認を得る事を前提にこれを受け入れることを決定し、尚、ひき続き府教委交渉等を通じて二・一八回答の一層の前進をはかるため全力をあげることを確認しました。

三、今後の闘いの基本方向と当面の課題

・通常国会は、人勧、田中角栄の辞職勧告決議、対米武器技術供与問題、所得税減税を焦点に、解散、総選挙を横にらみとした激しい攻防が展開され、最大の山場を迎えつつあります。他方、二月府会でも三月七日の本会議、三月十二日の閉会日を節として四月十日、二十四日投票の一斉地方選挙を念頭においた激しい闘いがくり広げられています。しかも、中曽根政権の急速な日米安保体制国家作り、日本型ファシズムへの接近は、自民党内部にもぬきがたい矛盾をうみだし、世論の支持率は急速に低下してきています。林田自民党府政の悪政に対する批判の強まりも又、同様です。

・この様な中で、五十七年給与改訂、人勧凍結打破、春闘勝利、軍拡臨調反対のひき続く闘いの基本は次の様な点にあります。

① 通常国会の重要段階に向け、統一労組懇の全国統一闘争を軸に全国の闘う労働組合・民主団体と連帯して、中曽根ファッショ内閣を国民的に包囲するため、人勧凍結打破を中心に、減税、田中辞職勧告決議の実現など国民的課題の実現に全力をあげて闘います。同時に、人勧凍結打破と春闘勝利を一体のものとしてとらえて要求を土台とした地域での共同闘争を地域統一労組懇を軸に発展させます。

② 府教委交渉を中心に、ひき続き対府闘争を強め、退職者に対する措置、給与改訂見送りにもとなう実損保障を求めて、二・一八回答を前進させる闘いを強め、管理運営規制制定阻止、三原則や人事闘争など他の緊急課題と結合して闘いを進めます。

③ 以上の様な闘いに全力をあげながら、四月の一斉地方選、来たるべき参院選挙・総選挙で、革新統一勢力の前進を勝ちとり、人勧凍結打破の政治的保障を実現するため奮闘します。

当面の課題と日程

当面の課題

1．年度末の忙しい時ですが，職場で必
らず学習・意志統一を深め，3／7，
3／14，3／24を節に全教職員の闘い
として進める。
2．2月上旬の校長交渉，地教委交渉，
府教委交渉の集中ゾーンで管理運営規
則制定阻止の闘いを一体のものとし
て，2・18回答の前進をはかります。
3．2／22提起の全組合員の葉書戦術を
やりあげ，地元選出国会議員への要請
行動（電報）を組織する。
4．中学校区共闘を軸に各種懇談会を開
き，闘いへの支持を訴え，3／7～14，
3／20～26は連日，街頭宣伝を行いま
す。

3月上旬		府教委交渉地教委交渉・校長交渉集中ゾーン
3／7	春闘第二次統一行動	・京教組一斉職場集会 ・府議会傍聴要請統一行動（12：30議会棟）
3／14		・統一労組懇第2次全国統一行動 ・重税反対，春闘，一斉地方選勝利，府民要求実現一斉地域統一行動（集会デモ）
3／20	春闘第三次統一行動	
3／24		・府民大集会 6：00～円山
3／26		

春闘，一斉地方選勝利地域連鎖集会
3/7 西・右京
3/8 伏見
3/10 北上・下・南
3/11 左京・東山・山科・中京

P.48

（資料⑱）

京都教育
発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る 教育会館内
電話（752）0011
発行人 湯浅 晃
本紙の購読料は組合費に含まれています。

臨調特集号

〈討議資料〉

9～10月職場闘争月間
すべての職場で、権利点検活動を
校長・地教委交渉で要求実現

第二次臨時行政調査会の「行政改革に関する第三次答申（基本答申）」＝「ファッショ行革」に反対し、軍事費を削り、国民の生活・教育・福祉を守り、発展させるたたかいを一層前進させよう！

去る七月三十日、第二次臨時行政調査会（土光敏夫会長）は、鈴木首相に「行政改革に関する第三次答申（基本答申）」を提出しました。先の第二「臨調」四部会報告とあわせて、概要と問題点を明らかにし、全組合員が検討、討議をすすめ「ファッショ行革」に反対するたたかいを、全ての職場・職種・地域で一層前進させていこうではありませんか。

ニセ「行革」から「ファッショ行革」へ

① 政府、自民党は、財政悪化の解決策を「一般消費税」にみられるように、増税に求めるつもりであったが、国民の大きな反対運動の経過もあり、「レーガン政権流」の「臨調」にそのよりどころを求めました。その目的は、大企業の利益擁護と軍備拡大の遂行にあります。その目的達成のために、憲法を敵視し、攻撃をしながら、長期にわたる国民的な運動や闘争の中できづきあげられてきた民主的諸制度をいっきょにくつがえし、その反動計画を安心して、遂行できる財政上、行政上の基盤をきずきあげようとしています。

② そのためにも、総理府の一諮問機関にすぎない「臨時行政調査会」を事実上国会の上にたつ、最高機関扱いし、財界が直接指揮権をにぎり、「国策」の根幹を決定するというファッショ的な手法に訴えています。さらに、教育制度、内容にかかわる問題、防衛政策の本質にふれるなど、「行政改革」の範疇を逸脱した許しがたい越権をおこなってきています。

憲法の平和的・民主的原則への敵視と攻撃

部会報告では、国民的・国家的目標として、①成熟社会における活力の維持、②国際社会に対する積極的貢献③安心と安全の確保をあげ、憲法にかかわる目標として挑戦的にあげています。基本答申では、国民世論の反映もあり、①活力ある福祉社会の建設、②国際社会に対する積極的貢献とまたぞろ「活力論」を出し軍拡促進の「安心と安全の確保」をはずしてきました。しかし、「部会の考え方はすべて入っているよ」（第一部会長・梅本純正氏）の談話にみられるように、反動的基調は変っておらず、「改憲」への道をきりひらこうとしています。（資料①）

資料①

一九八二年の五月四日に開かれた、生長の家男子相愛会で、中曽根行政管理庁長官は、「（行革という）この大きな仕事が失敗したならば、教育の改革もできなくなる。防衛の問題もダメになります。いわんや憲法を作る力はダメになってしまうのであります。したがって行政改革で大そうじをして、お座敷をきれいにして、そして立派な憲法を安置する。これがわれわれのコースであると考えておるのであります。」と演説しました。これは、「行政改革」を行なった後に教育の反動的改革を行ない、憲法改悪も行なうということを堂々と明言しているのです。つまり八〇年代の反動化の突破口に行政改革を位置づけていることを如実に示しています。

（臨調・「行革」学習資料集より）

軍事大国化路線への露骨な企図の表明

基本答申は、総論として、レーガン政権の核戦争政策にしたがって、軍拡を政府が優先的に選択すべき政策の第一にあげています。防衛政策についても、「『防衛計画の大綱』（資料②）の水準の確実な実現」、「特に質的な面の充実に留意」など、具体的方針を打ち出しています。

そしてこの軍拡路線に対し、「円滑な防衛行政の展開のためには、国民の広範な支援と各省庁の防衛行政に対する理解と連絡協力が必要である」と説き、国民的批判の的である、軍事費突出を合理化しようとしています。

あわせて、「基本答申の中で、唯一「憲法」の文字が出てくる箇所は、「憲法の精神に基づき、専守防衛を本質」の「防衛」の項にあるのみで、まことに厚顔な欺まん的論理で、憲法にもとづく平和をねがう国民をあざむこうとしています。（資料③④⑤）

資料②

「防衛計画の大綱」では「目的および趣旨」として、①国民の平和と独立を守る気概、②日米安全保障の堅持、③侵略の未然防止、④万一の場合の侵略への対処、⑤わが国周辺の国際政治の安定維持への対処をあげています。

この「大綱」にもとづいて、一九七六年に当面の防衛力整備をGNPの一%以内にするという方針が定められました。また一九七七年に、昭和五五年度から五九年度までを対象とする「中期業務見積り」が作成され、逐年軍事力の増強が行われてきました。これは軍需産業の活況による財界の儲けともつながっています。

（臨調・「行革」学習資料集より）

資料④

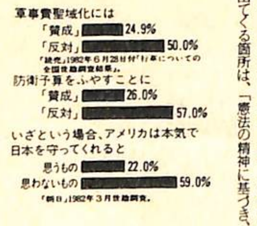

「読売」1982年6月28日付「行革についての全国世論調査結果」。

「朝日」1982年3月世論調査。

資料⑥

政府・財界関係者が全体の8割

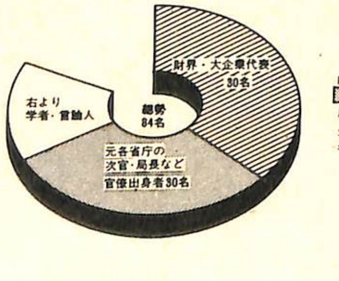

資料③ 来年度予算概算要求の伸び率（%）

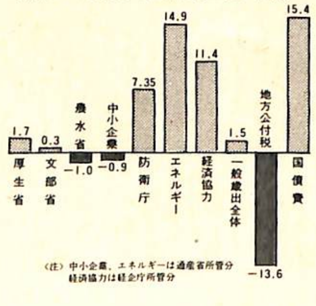

（注）中小企業、エネルギーは通産省所管分
経済協力は経企庁所管分

資料⑤

82年度主要装備総額と当年度歳出計上額

82年度（ ）内は後年度負担額

〔陸上〕	
74式戦車72両	0円（246億円）
装輪装甲車10両	0円（7億円）
対戦車ヘリAH-1S 12機	4億円（237億円）
定員充足率 0.33%引き上げ（600人）	9億6,800万円
〔海上〕	
2,900トン級護衛艦3隻	21億円（1,105億円）
潜水艦1隻	4億円（317億円）
対潜哨戒機P3C 7機	9億円（796億円）
対潜ヘリHSS-2B 8機	5億円（208億円）
〔航空〕	
迎撃戦闘機F15 23機	37億円（2,441億円）
輸送機C130H 2機	13億円（109億円）
高等練習機T2 5機	3億円（120億円）
〔その他〕	
弾薬	94億円（969億円）
地対空ミサイル	28億円（513億円）
在日米軍施設整備費	352億円（240億円）

財界・大企業の活力を最優先に保障

臨時行政調査会の構成メンバー（専門委員や顧問、参与を含めて、84人中財界・官僚は8割を占めている）（資料⑥）をみても十分にうかがえる。

大企業の利益擁護のために、もうかる部門は民営化・民間委託し、財界・大企業の餌食にする。逆に国民向けの福祉・教育をはじめ、公共の仕事は、最大限国民への負担をつよめて切りすてる。いうなれば国民生活をスクラップ（切りすて）し、財界・大企業をビルド（強化）するというのが基調になっています。（資料⑦⑧）

最も具体的提案としてあらわれているのが、国鉄をはじめとする三公社の分割・民営化攻撃です。とりわけ、長い間大企業の経営と利権がくいものにし、膨大な累積赤字をかかえ経営危機におちいっています（資料⑨）「国鉄」を、労働者攻撃をたくみにあおり、「減量経営」をおしつけ、ローカル線など不採算部門を大きく切りすて、必要な財政支出を節減し、採算のとれる部分やもうけのある土地などの資産は大企業のくいものにしようというのが、国鉄の民営・分割論のねらいです。

資料9

国鉄危機の真犯人を免罪

国鉄が今日迎えている経営危機の原因を、社会的に明確にすることはとりわけ大切です。

国鉄が赤字におちいったのは、東海道新幹線にぼう大な資金をつぎこみ、無理な開業を強いられた一九六四年（昭和三九年）からであります。それまでは、まがりなりにも収支は守られてきました。それは、国内輸送における独占的地位を維持できたからでもあります。

それが急速に赤字経営になった原因は、前述のほかに、自民党政府と独占資本による高度成長政策に国鉄経営を従属させ、数次にわたって独占大企業に市場を提供させられてきたためです。たとえば七〇年から一〇年間で約八兆六〇〇〇億円の設備投資を政府の政策として決定されて国鉄におしつけました。国鉄はこの資金を借入れでまかなってきました。これが今日のぼう大な赤字の累積、累積債務となって、国鉄財政を圧迫する要因となっているのです。（臨調・「行革」問題資料集より）

「日本型福祉社会」論でおしつけ、国民の福祉きりすて、負担強化

基本答申が出された三十日に、土光・中曽根対談の中で「国民としても、何でもかんでも政府に頼む、という風潮は改めねばならない」（土光氏）、また「保護・助成を要求することには熱心で、負担はできるだけ回避しようとする傾向、行政依存型の体質（は）……国民の間に依然として残っている」と報告されています。この指摘は、このまま財界・大企業におかえししたいものです。答申では、我が国が目指すべき活力ある福祉社会とは、このような自立・互助、民間の活力を基本とし、社会保障・社会福祉に対する公的負担を徹底的に切りつめ、一時代昔の理念をふりまわし、民主的諸制度をいっきょにきりくずそうとしています。「（社会が）豊かになり、福祉がいき届くと依存的になり、怠け者になり、活力を失うとする人間観は、その反対に、人間は貧しい方がよく働き、活力を発揮する、という人間観を表わしている。貧困とムチで追い立てて動かせる、ということの方式は、…動物的活力ではあるかもしれないが、人間としての活力とは言えないだろう。少なくとも、人間の尊厳とか人権とは相反する発想である」（暉峻淑子氏「福祉を切りすてる臨調の『活力信仰』」朝日ジャーナル）と臨調の発想は、まさに、人間抑圧思想に立脚しています。

資料7

主な社保・教育の切りすて

（昭和57年度 一般会計歳入歳出概算から）（単位：億円）

年金・恩給物価スライド1ヵ月延期	200
老人医療の有料化	300
児童手当の削減	61
高額医療費の自己負担限度額引き上げ	70
結核・精神衛生対策費の削減	62
保育所措置費の削減	96
失対事業費の削減	117
社会福祉施設の整備費の削減	30
職業転換対策事業費の削減	117
社保関係計	1,053
40人学級計画の凍結	56
公立学校施設整備費の削減	460
私立大学助成費の当然増カット	250
教材費の削減	19
幼稚園施設整備費の削減	27
社会教育・体育施設整備費の削減	29
教育関係計	841
合計	1,894

教育をどうしようというのか

"国民全体の意識を変える"と教育を極めて重視

臨調答申は、文教予算を大幅に削減し、国民に負担を大きくかけるものであると同時に、教育制度や内容についても、中国侵略や朝鮮植民地化の歴史をゆがめる教科書改悪にも端的にみられるように、国家統制の強化や軍国主義化に道を開くものになっています。

教育予算の削減の対象は、義務制、高校から大学まで全般にわたっています。

中曽根行政管理庁長官は、講演会で、「私は、第二臨調の次に必要なのは、"教育大臨調"だと考えている。文部省の中教審程度のスケールの小さい技術論による教育改革ではなく、教育体系の基本的なあり方まで掘り下げるような教育大改革があってしかるべきだと思う。行革はいわばその精神的な先駆でもある」と述べています。

では、その先駆である「臨調」は、どのように教育をしようとしているのでしょうか。

本来、青少年の教育は、人間及び、主権者として社会に生きるのに必要な能力および国民教養としての基礎をみにつけさせるところにあります。しかし、先の部会報告では、「中等教育において習熟度別学習（高校一年後半から二年にかけて能力別にクラス編成をしそれを中学校まで拡大しようとしている）の拡大と専修学校との連携をはかり、中等教育の多様化をはかる」として、生徒の成長や発達、能力の開花の可能性を無視し、機械的に「能力」別にふるいわける習熟度別学習をすすめ、専修学校を"学力の低い生徒のための高校"に代替させようとしています。正に差別と選別の教育を助長し、「人的能力主義」をおしつけてきています。「基本答申では、中等教育において……適切な学習の方策を講ずる」として「習熟度別学習」の字句を、私たちの批判の高まりのなかで削除したものの、基本的に、彼らのねらいはかわっていないことは明白です。その動きに十分注意を払う必要があります。（資料⑩）

以上、臨調答申の理念を教育分野で実現しようとする時、彼等にとって重大な障害となっているのが、京都で戦後三〇年にわたって高校三原則が堅持され、全国の父母・教職員・教育関係者の目標となっていることです。小学区制が崩され教育荒廃が進行している他府県では、京都の高校三原則につづけと学区縮小を中心とする運動がとりくまれているのです。林田二期目、彼等が財界、自民党総ぐるみで三原則をつぶそうと並々ならぬ決意をもっていることはこのことからも明白であり、京都での教育臨調先取りの攻撃に対して、この秋、真に府民的なたたかいが求められていると言えます。

また、「大学及び大学院の入学資格、修業年限の弾力化」と、「飛び級」の導入や「国立大学の新設、学部、学科の新増設、定員増は、全体として抑制」、大学のあり方（管理統制の強化）等にも口をはさみ、教育を財界の要請に応じて教育の在り方を説いてります。

また、父母の大きな関心であり、生活に大きく関わる高等教育費の負担問題があります。報告は、「国公立大学の授業料については、教育に要する経費や私立大学との均衡等を考慮し、順次適正化を進める」「私学助成については、当面総額を抑制し」、これまで教職員、学生等、人件費補助中心の補助方式を「教育研究プロジェクト補助に重点をうつす」として、私学の独自性、自主性を無視し、国家、財界に従属させようとしています。

私学の八二年度（昭和五七年）の初年度納入金は、平均で、八〇万七一九二円になっており、単純にその八割の値上げになれば、文系で、約五〇万円、理系七〇万円そして、医歯系で、三二六万余というべらぼうな値になります。（資料⑪）。加えて、育英奨学金を有利子制で返還免除制度の廃止をするとしています。一層、教育費の父母負担増が進行してきます。（資料⑫）。

資料 8

軍事費、社会保障関係費、文教費の対前年度伸び率の推移

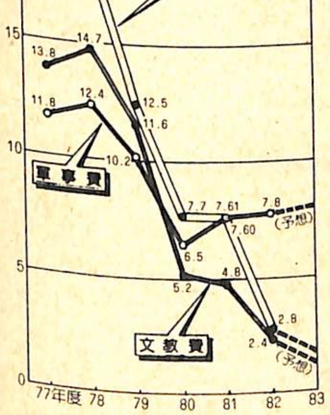

資料10

「基本答申」第II部　行政改革の基本方向　第一章行政施策に関する改革方策

文教

(1) 基本的考え方

今後の文教政策の検討に当たっては、所得水準の上昇、高い大学進学率、生涯教育機会の拡大等近年の我が国の教育環境の大きな変化を踏え、学校、家庭、社会が連携を保ちつつ個人の生涯の各段階において、それぞれの能力と自主的努力に応じて適切な教育が受けられるようにすることが必要である。特に高等教育については、量的拡大よりは質的充実を進めるとともに、その費用負担について、教育を受ける意思と能力を持つ個人の役割も重視し、国としては必要に応じてそのような個人の努力を助長していくことが重要である。

(2) 学校、家庭、社会のかかわりからみた教育の在り方

ア 学校教育の画一性を是正し生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにするため、中等教育において既存の施設等の効率的運用を図りつつ適切な学習の方策を講ずる。

イ 学校、家庭、社会が適切な役割分担の下で個人の生涯の各段階における教育の充実を図っていけるよう、教育の多様化を推進する。また、生涯教育に関連して行われている関係省庁の各種事業について相互の連携を進めるとともに、競合、重複しているものについて、その整序を図る。

(3) 高等教育の規模と質的充実の在り方

ア 今後の長期的な大学・短大の規模については、昭和七〇年代以降一八歳人口が安定する時期を念頭に置き、全体として抑制基調とし、昭和六〇年代の一八歳人口の増加に対しては、専修学校等の役割を重視し、高等教育の多様化を推進することによって対処する。

イ 国立大学の新設、学部・学科の新増設、定員増は、全体として抑制し、学部・学科の転換、再編成を進める。

ウ 時代の変化に対応し、特色ある大学づくりを進める観点から、国立大学を含め、大学の設置、管理、運営の在り方について検討を行う。

また、国、公、私を通じて、より総合的な大学行政を進めるための体制の整備を図る。

エ 大学院については、学術研究の推進と高度の専門的職業人の養成という観点からその在り方を見直す。

オ 創造性が多様に開化し得る教育・研究環境を整備するため、大学及び大学院の入学資格、修業年限の弾力化、大学院の設置方式、学位授与制度の多様化等を早急に検討し、改善を図る。

(4) 高等教育の費用負担の在り方

ア 国公立大学の授業料については、教育に要する経費や私立大学との均衡等を考慮し、順次適正化を進める。

イ 私学助成については、当面総額を抑制し、その配分に当っては、私学の独自性が十分発揮され、その質的向上が図られるよう、適切な教育・研究プロジェクトについての助成を重視する等の改善を図る。

ウ 高等教育の機会均等を確保するため、授業料負担については、育英奨学金の充実等によって対処することとし、外部資金の導入による有利子制度への転換、返還免除制度の廃止を進めて、育英奨学金の量的拡充を図る。

エ 個人や民間企業による教育、学術研究への貢献を期待して、税制上の措置の活用等きめ細かな誘導方策により大学及び育英奨学法人等への寄付の促進を図る。

住民に負担を強化する「選択と負担」

地方自治にかかわって、財界が臨調「行革」にもっとも強く期待していたのは、全国を七つ程度のブロックに分けて、新しい道州をつくり、現行の都道府県は廃止するという道州制の実現であったと思われます。しかし今回の基本答申では、道州制については一言もふれられず、「都道府県の広域化による地方圏の行政機構についても、長期的、総合的な観点から検討を行う」という指摘にとどまり、先に課題が持ちこされています。

そこで当面の重点として「選択と負担」のシステムという考え方が出されてきました。基本答申第四章の冒頭で、「徹底した減量と膨張抑制への努力と併せて、今後、新たな視点から、地方行政の場において『選択と負担』の仕組みが明確に位置付けられるべきである」と述べています。

この「選択と負担」のシステムというのはひとくちでいえば、国の基準以上の行政を自治体がやろうとする場合には、それは住民の選択において行うのだから、負担も住民の方でやりなさい。その負担の方法としては、超過課税、法定外普通税、受益者負担などの方法があるということです。

この場合、国の基準とは何かということが問題となります。そこで答申では、地方交付税の基準財政需要額の対象となっている行政の基準を「基準行政」とし、この基準をこえる行政については、まず留保財源や節約財源をあて、それでもなお不足する場合は、超過課税、法定外普通税等をあてるべきだとしています。

補助金をおさえて、教育を攻撃

「補助金の合理化」については、今後検討するとしながらも、国の地方公共団体に対する削減をうち出しています。教育に対する補助金もその例外ではなく、「義務教育国庫負担金については、地方財源の総体の在り方を含め、今後、検討を行う必要がある」としています。既に、府教委交渉の中でも当局が、「臨調」の方向を待ってという主旨の発言からみても、子どもたちの発達保障をすすめる教育諸条件は、大幅に値切られることは必至となります。（資料⑬）

資料⑬ 京都府教育予算に占める国庫支出金の割合

単位百万円、1982年当初

項目	府予算	国庫支出金	国庫支出金／府予算
教育委員会事務局	1,392	7	0.5
教職員退職手当	9,394	4,347	46.3
恩給及び退職年金	2,809	421	15.0
総合教育センター	70	1	1.4
教育指導	84	4	4.8
小学校教職員給与・旅費	50,887	24,233	47.6
中学校　〃	27,881	12,777	45.8
高校建設費	7,686	1,017	13.2
〃教育振興	270	77	28.5
〃夜間定時制給食実施	50	7	14.0
盲聾学校費	1,372	299	21.8
養護学校費	4,899	1,402	28.6
私学振興費	9,793	2,289	23.4
教育費	142,784	47,174	33.0

（注1）項目には、主なものをあげましたので、合計しても教育費とはなりません。
（注2）国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金を合計したものです。
（注3）国庫支出金／府予算は、%であらわしています。

賃金抑制、人事管理強化をめざす公務員制度の改悪

「代償措置」さえ形骸化する賃金抑制

①人勧「尊重」と「財政事情の考慮」の矛盾

公務員は、「全体の奉仕者として公共の福祉のために勤務すべき地位」にあり、一般的に「職業人に求められる職業倫理」のほか、さらに厳しいものが課されていると、公務倫理の確立を説教調で強調しているが、具体性に欠けるばかりか、行政組織の民主的で公正な運営に不可欠な公務員の労働基本権の保障や、政治活動の自由の保障について全くふれていないのは問題です。

「人事院勧告制度は維持・尊重されるべき」だとしながらも、勧告の早期・完全実施を政府および国会に義務づけていません。そればかりか人事院勧告の取り扱いについては、「政府および国会が国政全般との関連において財政事情を考慮し、責任をもって決定すべき」であると財政事情を優先させ、人事院勧告制度の形骸化をはかろうとしていることは極めて問題です。人事院勧告の完全実施が保障されなければ労働基本権を全面回復すべきです。

②「合理化」措置等で総経費を抑える

人事院勧告等の実施にともなう総経費の膨張は、「新規採用の抑制、事務・事業の整理、民間委託、定員削減などにより「極力抑制すべきである」と公務部門に減量経営を打ち出していることは問題であり、容認できません。

また人事院にたいしても、民間の合理化措置について調査し、「報告、提言」をおこなうことを求めています。賃上げによって経費が増加しないよう、それに見合う「合理化」をおこなえというわけですが、指摘されている内容は、公務員労働者に労働強化をおしつけるだけでなく、民間委託、施策の抑制など行政サービスの低下、切り捨てにつながるものです。また人事院は、人事行政機関であって、行政施策や運営のあり方と密接に結びついている「合理化」問題について調査・提言することは所掌業務を逸脱することになります。その「合理化」も、利潤追求を目的とする民間企業と、公共の福祉実現を目的とする行政とは本質的に異なるものであり、この違いを無視して民間の「合理化」を公務に導入することは、行政の役割をそこなう結果を招くことになります。

③民間調査事務所の小規模への拡大

公務員給与は、民間賃金準拠を基礎とすべきだといいながら、人事院の給与勧告基礎作業にあたって、民間事業所の規模を現行の企業規模一〇〇人以上より小規模事業所にまで拡大すべきであると提言していますが、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置である以上、公労委の仲裁裁定の基礎資料との関連上からも、労働組合が組織されている一、〇〇〇人以上の企業規模にすべきです。また、民間賃金だけでなく「生計費」なども考慮に入れることになっています

資料11

猛烈な勢いで値上げされた大学納入金

国立・私立の学費の状態

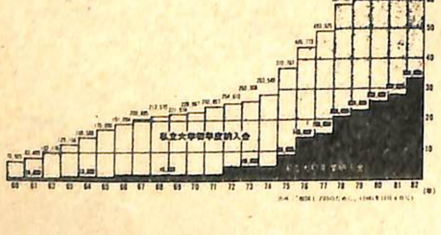

が、これを軽視している人勧のあり方こそ問われるべきです。

④人勧への政府介入を合法化するもの

臨調は、給与勧告にあたって「広く関係者の意見を聞く」ことが必要だと述べています。現在でも不十分ながら直接の関係者である労働組合や当局は、人勧前に人事院にたいして要求や意見を出して、必要に応じて交渉もしています。このうえさらに、「開かれた手順」という名目で、関係者の意見を求めることは、政府や自民党などから「財政事情」や「国民世論」を勧告に反映させるよう圧力をかけることに、道を開くことを意味します。今年の勧告前に、政府・大蔵省が非公式に人事院へ〝勧告見送り〟の圧力をかけたことが報じられていますが、これを制度化することは、人勧制度を否定することになります。（「人勧」にかかわる問題については、8月25日付「京都教育号外」参照）

50万人に達する「技能・労務職員」の切り捨て

京都の学校では約三千人を切り捨て

公務員の範囲、種類の見直しは、引き続き検討することとし、当面、「技能職員、労務職員のように、民間と同様の業務を行う者が含まれているが、特別の必要がある場合を除き、当該業務について事務・事業の整理、民間委託等を積極的に推進する」としています。しかし、この審議経過をふりかえると、そのねらいの重大性がうきぼりになります。

特権的身分制官吏復活がねらい

当初、公務員の範囲を「国家思想の形成」や公権力の行使」に直接関係する者、およびその「直接的補助者」に限定する方向が出されていました。これは行政にたずさわる労働者を、戦前の官吏と雇員と同じように二種類に分断し、公務員に身分差別をもちこもうとする危険な発想です。公務員を権力に忠実な国民支配の手先にしようとするこの考えは、完全に消えたわけではないので、十分監視する必要があります。

臨調のいう「技能・労務職員」の定義は明確ではありませんが、事務局提出資料が行(二)職員に関するものであったことや、公務員の範囲見直しを初めて報道した記事（「朝日」一九八二年一月二二日）から推察して、行(二)職員を当面の対象としていることは明らかです。現在、行(二)職員は、自動車運転手九、八五二人、技能職員七、三三七人、用務員等六、五五〇人など約四万五、〇〇〇人います。「地方公共団体においても、国に準じた措置を講ずる」とすれば四五万人プラス清掃関係七万人、合計五十数万人が切り捨ての対象にふくまれることになります。京都では、学校関係者（学校用務・給食調理人）で二、七七〇人が対象になります。（資料⑭）これは当該労働者の重大な身分の変更であるだけでなく、公務に低賃金で劣悪な労働者を導入することによって、全体の労働条件をも切り下げようとするねらいをもっています。

「民間委託」の推進は、「行政の減量化」「低コスト」論を根拠としていますが、国民にとっては、行政責任の放棄、公共サービスの低下、切り捨てをもたらすことになります。

資料⑭
臨調第三次答申で公務員の範囲から除外する旨検討されている学校関係教職員

京都府下公立小中学校、高校、障害児学校
1982. 5. 1. 現在

小学校	2,143人
中学校	324人
府高	152人
市高	45人
障害児学校	106人
合計	2,770人

広がる国民の批判と、表面化する反動側の内部矛盾

以上、基本答申の特徴と問題点を指摘してきましたが、「臨調」答申は、第3部に「今後の検討課題」として、9月から審議を再開することを決めています。これによると、年内に第4次答申が政府に提出される見通しになっています。ここには、私たちの関係の深い、「公務員制度の見直し」「現業等の合理化（民間委託化）」をはじめ、国民の生活をきりくずし、財界・大企業を利する答申を提出しようとしています。今後も私たちの運動の輪を一層広げ、たたかいを前進させていかねばなりません。

「臨調」を「錦の御旗」として運用し、いっきにすすめようとしている勢力も、日増しに、矛盾を深めてきています。

一つに、この「臨調」が、資本主義体制の危機への対応策として、「行政改革」にとどまらず、軍拡・教育の反動化をはじめ、すべての分野にわたって、国民いじめ、財界・大企業本位につらぬこうとしていることから、各地域・各階層から批判が続出し、今や国民運動にと発展しようとしています。

二つに、臨調・「行革」の金看板である「増税なき財政再建」が、56年度3兆円、57年度4兆円とみられるという膨大な税収不足であり、誰の目にも絶望的になっています。〝行革〟に反対するものは〝国賊だ〟まで言いきったものたちも、渡辺蔵相などの増税ふくみ発言にあらわれたように、鈴木首相の「公約」でもあった「赤字国債からの脱却」も今や増発は必至であり、修正を求める内部意見も出はじめてきています。また、各省庁でも、「臨調」に対する疑問視が、新聞等にも多く報じられている所であります。

戦後最大の危機のもとで、最大の反撃を

このような矛盾の深まりの中でも、林田京都府知事は「基本答申は評価し、協力をしていきたい」との主旨の談話をよせ、加えて、「昨年末、行政改革検討委員会を設け、行革に取り組んできており、本日の答申を十分に検討し、国、市町村とも協力して必要な行政改革をさらに取り組んでいきたい」と、先どり「臨調」で、府民本位の行政ではなく、財界・大企業本位の府政をすすめてきたことを改めて表明し、何ら批判することなく、もろ手をあげて、賛意を表明しました。

私たちは、①「ファッショ行革」「軍拡行革」である本質を、徹底して学習し、同時に広く府民に反核・平和のとりくみと結合して知らせていきましょう。

②真に「教え子を再び戦場に送らない」階級的・民主的教職員組合建設をめざす運動と結合し、国民各層との幅広い統一運動として広げていきましょう。

③私たちの身近かな「臨調」をみぬき、地域・職場で要求実現をめざす運動を地域から共闘をつくりあげ、一層前進させていきましょう。

以上「反核・軍拡反対」の歴史的な運動の教訓を生かし、「安保闘争」を上まわるたたかいを組織し、戦後最大の危機のもとで、最大の反撃を組織していこうではありませんか。

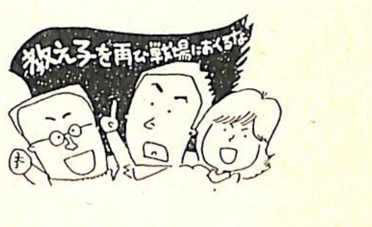
教え子を再び戦場におくるな

資料⑮　臨時行政調査会の調査審議予定〔概要〕

(1)調査審議スケジュール

	82年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	83年 1月	2月	3月
調査会	第三次答申	（夏期休暇）	調査審議の再開			随時、答申			最終答申
部会			調査審議（随時、調査会に報告）			部会報告			
その他			各省庁一九八三年度概算要求				一九八三年度予算案の決定		（通常国会）

資料⑫

ますます大きくなる教育費の父母負担

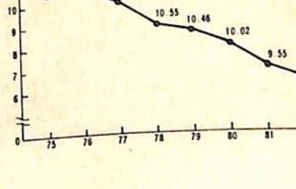

（資料⑲）

現行制度の反動的再編の方向を示唆！

昨年の人事院勧告では、高齢者給与の抑制につづいて成績主義の強化をうち出しましたが、今年の勧告では、これらをひきつづき強化するとともに「合理化」「適正化」をいっそう推進することを表明しています。

具体的には、俸給表の整備、等級構成、昇給制度、調整額などの給与制度、採用試験、昇任・昇進などの任用制度・幹部養成・登用のための研修体系の見直し、有給休暇日数の削減を含む休暇制度見直しなどを全面的な検討を開始していることを報告しています。

このことは、一部公務員労働者の要求を反映するものがあったとしても、基本的には、成績主義、能力主義にもとづいて行うことを明示していることから、いよいよ公務員賃金抑制、人員削減の臨調路線を公務員労働者におしつけることを表明したと言えます。

「公務員制度の見直し」部分（抜粋）（人事院「報告」より）

今日、行政の改革、財政の再建が重要な課題となっており、これに対する国民の期待も大きく、とりわけ公務においてはこのことを厳粛に受けとめなければならないものと考える。本院としても公務員倫理の向上その他公務の公正かつ能率的な運営のための施策についてかねてから意を用い、そのための努力を重ねてきているところであって、これを給与についていえば、その適正化、合理化の一環として、高齢層職員の昇給延伸及び停止、高位号俸の昇給額の抑制、調整手当の改正による地域配分の是正、各種手当の合理化等の措置を講じてきたのに続き、成績主義の一層の推進を図る趣旨で、本年、特別昇給、勤勉手当の運用の適正化を図ったところであり、今後においても、民間企業における対応をも参考としながら、引き続き給与制度の一層の改善に努めていく所存である。

ところで、前記の課題と関連して、公務員給与のあり方について様々な論議がなされているが、昨年の報告で述べたとおり、公務員は一般の勤労者とは異なり、労働基本権を制約され、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことから、その制約の代償措置として人事院勧告制度が設けられ、この勧告が公務員にとってほとんど唯一の給与改善のための手段となっていることに十分な考慮が払われる必要があるとともに、公務員には国民全体の奉仕者として、公正・誠実に職務の遂行に当たることが強く要請され、一般に求められる職業倫理のほか、更に厳しい規範が課されていることに留意する必要がある。

こうした事情の下、人事院勧告を通じて公務員の給与を決定する現行の方式は、長年の経緯を経て、昭和四十五年に実施時期をも含めて勧告どおり実施されることとなって以来十年余を経過し、名実ともに労働基本権制約の代償措置として定着してきたものであり、確立した制度としてこれを維持することが、公務員をして安定した労使関係の下、安んじて職務に専念させることとなり、公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものであることを特に指摘しておきたい。

かねて検討を表明している長期的かつ安定的な人事行政諸施策については、国家公務員法の基本理念に基づき、社会経済情勢の基調の変化等に適応した総合的な施策を策定することとしている。具体的には、昨年報告したところに則して、給与制度においては、俸給表の種類及び適用範囲の整備をはじめ等級の新設を含む等級構成の再編整備、俸給の調整額及び地域関連手当の適正化などを、任用制度においては、高学歴化等に対応した採用試験体系の再編及び昇任基準、選抜手続などの昇進管理に関する制度の整備を、また、研修制度においては、幹部養成研修、職員の登用に資するための研修等を中心とする研修体系の整備を、それぞれその基本的な方向として必要な検討を行っているところである。さらに、人事行政運営の基礎となる官職の分類について国家公務員の職階制に関する法律に定める職階制に代えて現実に即した構造のものを策定し、これに合わせて任用制度、給与制度等の関係諸制度の整備を図ることとしており、このほか、休暇制度その他についても所要の整備を図るべく検討を進めていくこととしている。

【資料】臨調第三次答申より

第3章　公務員に関する改革方策

2　給与の在り方

(1)　基本的考え方

ア　労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度、公共企業体等労働委員会（以下「公労委」という。）仲裁制度等は、尊重されるべきである。

イ　公務員の給与は、民間賃金準拠を基礎とするのが適当である。

ウ　公務員の給与は、人事院勧告等を受けた政府及び国会が、国政全般との関連において、財政事情を考慮し、責任をもって決定すべきものである。

エ　人事院勧告等の実施に伴う総経費の膨張は、新規採用の抑制、事務・事業の整理、民間委託、定員削減の励行、定員増加をもたらす施策の抑制、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化の積極的推進等により、極力、抑制すべきである。

(2)　人事院勧告対象職員

ア　人事院勧告等の在り方

(ア)　民間における最近の企業規模別賃上げの状況、国民世論の動向等にかんがみ、民間賃金準拠の対象となる企業・事業所規模の在り方について検討すべきである。このため、今後、小規模の企業・事業所を含めた官民較差を調査するとともに、その結果を踏まえ、民間賃金準拠の対象となる企業・事業所規模を職種によって小規模企業まで拡大すること等について検討すべきである。

(イ)　公務員の給与の実態を民間のそれと比較すると、年齢階層別、地域別、職務段階別等で配分上の不均衡が見受けられる。この不均衡については、一組織体としての給与配分の在り方に配慮しつつ、その是正を図るべきである。

(ウ)　給与勧告に当たっては、広く関係者の意見を聞く等、一定の開かれた手順を経るべきである。

(エ)　公務員の給与に関し国民の納得を得るためにも、人事院は、積極的に民間における合理化措置について調査するとともに、公務部内におけるその在り方について報告・提言すべきである。また、政府、各省庁にあっては、各般の合理化措置を強力に推進する。

(オ)　退職手当制度に関しては、人事院が調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができるようにするとともに、民間において、最近定年延長と関連して退職金見直しの顕著な動きがあることにかんがみ、おおむね5年ごととされている官民の退職金調査実施の間隔を必要に応じ縮めるべきである。

イ　その他の給与管理

(ア)　公務員給与改善費の当初予算計上については、財政の状況等を勘案しつつ、政府の責任において適切な計上を行うものとする。

(イ)　公務能率の増進と職員の士気高揚に資するため、給与における成績主義の一層の推進を図ることとし、昇給制度及び勤勉手当制度の本来の趣旨に沿った運用を確立する。

(ウ)　生涯給与（給与、退職手当及び年金）については、職員のライフサイクルに対応した諸給付の在り方、人件費コストの管理及び官民の生涯を通じた処遇の均衡の観点から、十分考慮すべきものである。これらについては、給与、退職手当、年金それぞれについての官民の均衡を常時図っていくものとする。

第4章　国と地方の機能分担及び地方行財政に関する改革方策

(5)　地方公務員

ア　一部の地方公共団体における給与や退職手当の不適正な運用が、国民の行政に対する信頼性を失わせる原因の一つとなっていることもあり、これらの団体においては、更に実効ある適正化措置を早急に講ずべきである。

このため、既に第一次答申で指摘した措置を、一層強力に推進することにより、基本的には「各地方公共団体における自律機能の発揮」によって、住民の納得が得られる給与、退職手当の運用を確保するものとする。

イ　人事委員会の給与勧告にあっては、単に国家公務員の給与改定率にならうことなく、職員の給与水準並びに国家公務員及び民間事業の従事者の給与水準を的確に把握し、いわゆる国公較差、公民較差を住民に明らかにした上、それを基準として勧告を行うべきである。

ウ　本来、地方公務員の給与は、国家公務員、地域の民間事業の従事者等のそれとの均衡が図られ、地域住民の納得が得られる形で地方公共団体において決定されるべきものである。

このため、地方公共団体の適切な給与決定に資するよう、人事院等の協力を得て民間賃金に関するデータを収集し、分析・評価するとともに、必要に応じ、その結果を提供できるシステムについて検討する。

また、同様の趣旨から、地方公共団体の給与水準、職員数、人件費、事務・事業ごとの生産性等について、総合的に活用できるような有効な指標の作成に努める。

(5)　給与（退職手当を含む。）の適正化

ア　地方公務員の給与については、第一次答申の方向に沿って一層の適正化を図ることとし、特に次の点に重点を置くべきである。

(ア)　地方公共団体における職員の給与の実態等の住民への公表については、その定着、拡大を図るとともに、公表の方法、内容等に検討を加え、住民に理解しやすいものとすべきである。

(イ)　不適正な給料表の使用、著しく標準を上回る退職手当の支給、職務に対応しない等級への格付け、違法な昇給期間の短縮等、給与制度又はその運用に適正を欠く地方公共団体に対する個別指導の強化等の是正措置を更に徹底する。

(ウ)　国家公務員の給与水準を著しく上回る地方公共団体に対する財政措置については、早急に有効かつ具体的な方策を検討する。

イ　地方公務員法に規定する給与に関する基準の一層の明確化等を検討する。

（資料⑳）

第五号議案　賃金共済制度検討委員会報告承認に関する件

人事院の「公務員制度総合見直し」についての大綱的考え

賃金教財局

（人事院が一九八三年二月二四日の人事管理官幹事会会議で提示し、翌二五日公務員共闘へ説明した内容）

1.　採用試験体系について

今日、中級試験（短大卒程度）の採用者の九〇％が大卒であるため、大卒者のとりいれ口として『基幹職員採用試験』（仮称）をつくり、これまでの上級乙を廃止する。したがって、採用試験区分としては、。上級職採用試験　。一般職員採用試験となる。

◈　短大卒・高専卒をどこに位置づけるかは、学校制度との関連もあるので、今後検討したい。

2.　昇進管理について

①　現在任命権者に任されている昇進管理について、昇任基準の整備をするため、官職毎の「昇任資格基準」を明定したい。

②　研修の成果を昇任に生かせる方策を検討したい。この研修は、単なる勤務能率向上をめざした技術的なものから将来に配慮した総合的な観点をもって行い、昇進の必須条件とはしないが、その成果がいかされるようなものとする。

（なお、質問に対して、水準としては現行の行㈠の二等級、できれば一等級程度の水準を考えていることを明らかにしました。）

3.　俸給表について

①　職務の分化、専門化に対応して現在の行政職㈠表から「専門・技術職俸給表（仮称）」を独立させる。具体的にどの職種をこれにあてはめるか固まっていないが、採用から退職まで他の職種に移ることが不可能なもの、例えば航空管制官を考えている。従って、八種類一七俸給表となる。

②　特別昇給制度を改正する。（内容については、これから検討）

③　初任給基準の改正 ― 学歴差を縮少する方向で見直す。

④　等級構成 ― 行㈠については、現行の八等級制を、二～三等級制ふやしたい。なお、質問に対して、他の俸給表については、具体的検討はこれからだが減らすこともありうる、と答えた。

4.　手当について

①　俸給の調整額　②　調整手当　③　特勤手当

これらを中心に検討している。（質問を通じて明らかになった点は、調整手当の地域区分の抜本的見直しは困難であるので、微調整程度になる見通し。額については、都会地の配分が少ないので、現行の九％を引きあげる方向で検討したい。）

5.　研修

「研修基本法」（仮称）の制定を検討しているが、時間を要するので、当面は課長クラスを対象として全省庁の統一的研修について制度化したい。なお、初級試験採用者からも幹部へ登用できるよう、研修の充実・強化をはかりたい。

6.　休暇について

休暇法制定の方向で検討したい。（内容は、裏面参照）

7.　官職分類について

職階制は廃止し、現在の俸給表適用の職務分類を基本にした現実的なものにしたい。単独立法は考えていない。

8.　見直しの手順について

①　三月末を目途に総合見直しの構想の内容について人事院でまとめ、各省庁（人事担当者）、職員組合に提示したい。

②　八月上旬の勧告では、見直しについての素案の骨子を示し、一九八五年に実施するために必要な法改正に着手するため、秋にも意見の申し出（国公法第二三条による法律制定・改定について国会及び内閣に対して行う）を行いたい。

③　この間、公務員共闘をはじめ関係職員団体の意見を十分聞きたい。

人事院の休暇制度見直し構想

基本的考え方について	。休暇制度は現在明確な根拠法律がないこともあり、重要な労働条件でもあるので、法律事項とする。 。その基本を請求権説に傾き、条文上もその点を明文化する。公共の仕事にたずさわる性格からして、民間労働者と同様にはいかない。この場合「業務に支障のないかぎり認める」という事項を厳格に守らせる。 。休暇法（仮題）の構成を、①年次休暇、②特別休暇、③病気休暇、の三つに整理し、他の事項は人事院規則で定める。
年次休暇	。現行二〇日（暦年）ある年次休暇を、初年度一二日とし、一年ごとに一日増やし、二〇日を上限保有日数とする。 その根拠は、民間との均衡から各種調査の民間平均八日に、その五割の四日をプラスして一二日としたもの。 。くり越しは、翌年にかぎり現行一〇日を全日数（残余日数）くり越せるものとする。 。激変緩和の点は考慮し、在職者のうち激減するものについてはカバーする。 例えば、勤続二年目のものは、二〇日から一三日に減り、七日の減少となるが、これを新設される夏季休暇の三日をさしひいた分の四日について保障するとの考え。 。非常勤については、日数・範囲をふやす方向で見直す。現行六日を八日に等々。
特別休暇	。特別休暇制度は、権利的なものにかぎり、現在一四あるものを次の項目に限定し、他のものは職務専念義務免除事項等として規則で定める。 ①　結婚休暇　五日（まとめどり以外認めず） ②　夏季休暇　三日（　〃　） ③　配偶者の出産休暇　二日 ④　忌引休暇　現行の配偶者の祖父母、伯父母一日をゼロに、配偶者の一〇日を七日に削減する。 。以上の外、長期勤続休暇は「二〇年以上のもの三〇日以内、ただし五年以内に連続して取得する」等として考えていたが、民間に同種の休暇が少ないこともあり、理解をうることがむづかしく、なお検討したい。 。検討課題になっていた看護、スクーリング休暇などは今回見送る。 。父母の祭日は廃止する。
病気休暇	。現在、病気休暇については、人規一五―六で「最小限必要と認められる期間」としてあるだけで、その期間についての制限はない。これを、今回の見直しでは、限度をもうけることを基本に改正したい。 ①　結核を除く私傷病の場合は九〇日を限度とし、それ以降は休職とする（期間は三年）。 ②　結核の場合は六ヵ月とする（一八〇日） ③　公務傷病の場合は一八〇日とし、それ以降は休職扱いとなるが、私傷病の三年にかぎらず「治癒」するまでと定め、休職期間を延長し、雇用を保障する。 ④　病気休暇の給与補償は一〇〇％とする。 ⑤　非常勤職員の公務傷病休暇を有給とする。

（資料(21)）

地方公務員の給与改定に関する取扱について

自治給第四八号
昭和五七年九月二十四日
自治事務次官

各都道府県知事
各指定都市市長　殿

政府は、本日の閣議において、国家公務員の給与改定に関する取扱いを協議し、その結果、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、未曽有の危機的な財政事情の下において、国民的課題である行財政改革を担う公務員が率先してこれに協力する姿勢を示す必要があることにかんがみ、また、官民給与の較差が一〇〇分の五未満であること等を考慮して、その改定を見送るものとするなどの決定を行った。

今日、国・地方を通じて行政改革及び財政再建が緊急かつ重要な課題とされており、とりわけ地方公務員給与の在り方については国民の厳しい関心が寄せられているところである。

また、地方財政は、昭和五〇年度以降の財源不足に対処するための多額の地方債発行、交付税特別会計の借入れ等により昭和五七年度末見込みにおいて、五〇兆円にも及ぼうとする借入金を抱えるに至っており、更に昨今の経済情勢、税収の動向等からみれば本年度においても歳入面でかなりの減収が出るものと予想されるように、国の財政と同様に極めて深刻な状況にあり、その再建が緊急の課題となっている。

地方公務員の給与は、給与決定原則に則り、国家公務員の給与に準じて措置されるべきものであり、地方公務員の給与改定に関する取扱いについては、国家公務員の給与改定について現下の諸情勢等を総合的に勘案してその取扱いが閣議決定されたことを踏まえ、特に下記事項に留意の上、国の措置に準じて対処されるように通知する。

おって、貴都道府県の市区町村に対しても、この通知の趣旨を速やかに示達され、よろしく御指導願いたい。

記

1. 国家公務員の給与については、現下の諸情勢等を総合的に勘案し、別紙のとおり改定を見送るものとするとの取扱いが閣議決定されたこと。
2. 地方公務員の給与改定に関する取扱いについては、閣議決定にあるように、国家公務員に準じた措置を講ずべきであること。
3. 現に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、その水準を高める要因となっている給与制度及びその運用の見直しを行い、必要な是正措置を講ずること。
4. 退職手当の支給率等が国家公務員を上回っている地方公共団体にあっては、退職手当制度及びその運用について早急に適正化措置を講ずること。
5. 既存の事務、事業の簡素合理化並びに公共施設等における管理運営の民間委託の推進等により定員の縮減を図り、もって人件費の抑制に格段の努力を払うとともに、従来にも増して行政経費の節減に努めること。

（資料(23)）

一九八二年度府職連夏季要求書

京都府知事
林田悠紀夫　殿

一九八二年六月二日

京都府職員・教職員組合連合執行委員長
佐藤良輔

アメリカのレーガン政権が明らかにした「限定核戦争構想」によって、核戦争の危機が深まっています。いま、国民の間では、核戦争反対の大きな世論がおこり、史上空前の運動となっています。しかし、日本政府はこうした国民の切実な願いに背をむけ、日米軍事同盟強化の方向に立って、急速に軍拡路線をつよめています。このような状況のもとでいまほど平和と民主々義を守る姿勢にたって府民の先頭にたつことが求められているときはありません。

また、こんにち、福祉や教育、国民生活切りすてのニセ「行革」が強行されるなかで、国民生活はいよいよおいつめられています。土光会長のもとですすめられている第二臨時行政調査会は、七月に基本答申を出す方向で作業がすすめられていますが、その作業の内容は、一部の大企業への優遇措置、軍拡路線による防衛費などは、温存、強化の方向にたち、国鉄などの民営化、農業や中小企業対策の切りすて、そして公務員労働者の大幅削減・給与抑制と国民サービス機関の切りすてという、国民と公務員労働者への全面的な犠牲をしいる姿勢をつよめるものとなっています。

このような臨調路線にもとづく現実が、五六年度の政府の決算でも三兆円の歳入不足が見込まれるように、その破たんは明確です。

八二年春闘における賃上げの状況は、政府・財界が一体となった賃金抑制の攻撃のもとで、平均七・一%という状況で、実質賃金すらまともにおぎなえるものではありません。このような状況のもとで今年も八月に人勧期をむかえますが、ほんとうに日本の経済をたて直し、国民の暮らしをよくしていくためにも、勤労者の大幅賃上げをはかる立場にたって公務員労働者の労働条件の改善と賃金の引き上げを図ることを求めるものです。

私どもは、京都府知事が、府職員、教職員の使用者として、その生活条件の改善を図る責任ある立場から、次の点を要求するものです。

記

(1) 基本賃金（本俸）を本年四月一日から最低誰でも三万円以上引上げること。
(2) 一時金について、期末手当への一本化をはかり、年間七カ月プラス一〇万円（うち夏季一時金二・五カ月プラス四万円）として、一時金の支払いは六月一五日に行うこと。
(3) 一九七六年の給与改定時における全職員にたいする一号下位への切り替えをただちに回復すること。
(4) 「人材確保法」によって生じた給料表間の格差について、この間の交渉経過をふまえ、ただちに是正措置を講じること。
(5) 調整手当について一律九%を支給するよう改善をはかること。
(6) こんにちまで、労使間でつみあげてきた既得権を守ること。
(7) 退職手当の引下げと定年制を行わず、年金をはじめとする社会保障制度の充実をはかること。
(8) 臨時行政調査会は、七月の基本答申をめざして作業をすすめられ、このなかで公務員労働者のスト権はく奪の代償機関として設置された人勧制度までも改悪しようとしているが、京都府当局として反対の態度を明確にし、本年度については、人事院および人事委員会が正確に民間調査を行ない、例年どおり勧告するように申入れを行なうとともに、この勧告の完全実施を最低とするよう国へ申し入れ、府当局も完全実施は最低の義務であることを明らかにすること。
(9) 政府・自治省の地方自治破壊の攻撃干渉に反対し、地方自治・地方財政の確立を図るとともに、福祉諸施設、住民サービス機関、セツルメントなどの廃止でなく、住民本位の組織機関の確立をはかること。
(10) 教職員の健康を守り、非行や校内暴力などをなくし、生徒の真の学力向上をめざし、ゆきとどいた教育を実現するため、高校三原則の充実・堅持、四〇人学級の実現、公立高校の増設、私学助成の充実等をはかること。
(11) 憲法と教育基本法にもとづく民主教育を推進することを基本に研修の強要をやめ、教育研究の自由を保障し、学校運営・教育体制をいっそう民主化する立場より任命主任制規則を撤回し、主任手当を廃止すること。

（資料(22)）

京都府人事委員会勧告の概要と問題点

京都府人事委員会は、一〇月二五日、府議会と知事にたいして、「府職員の給与に関する報告及び勧告」をおこないました。

報告及び勧告は、昨年にも増して、臨調答申に追随し、それにもとづく政府・自治省の圧力に完全に屈服し、公務員の労働基本権の一部とひきかえにつくられたとしている府人事委員会の責務を自ら全く放棄したものとなっています。

報告及び勧告は、公民較差を四・四九%、一一、二九四円（官民較差四・五八%、一〇、七一五円）とし、人事院勧告に準じた賃金表の改定をすることとしています。また、諸手当についても、扶養手当、通勤手当、住居手当を国に準じて改定するとしています。さらに、期末・勤勉手当の支給日について、国よりも拡大して「基準日から一ヵ月以内」とし、報告のなかで、週休二日制、人事行政諸施策全般についての総合的検討についてふれられています。（勧告の概要は別紙）

(1)何よりも、昨年の府人事委員会勧告を勝手に値切った府当局にたいして何ら意志表示をおこなっていないことは、「この給与勧告制度が職員にとってはほとんど唯一の給与改善のための手段となっている」にもかかわらず、その責務を果たし得ないことを自ら明らかにしたものである。

(2)公民較差が官民較差より低く、私たち教職員の生活を守る最低の要求「三万円以上の賃上げ」にはど遠いばかりか、春闘相場（七・〇%）や物価上昇率からみても不当に低いといわなければなりません。

(3)諸手当部分についても、私たちの要求、実態からみて極めて低く、何ら改善の名に値しないことは明らかです。

(4)報告のなかで週休二日制の実施について述べているが、第一に、教育職員にたいする実施を「週休二日制の本旨」にもとづいておこなう点が明記されていないのは問題である。第二に、月二回以上の週休二日制実施事業所が昨年よりさらに増大しているにもかかわらず、その具体策が示されていないのは問題である。

(5)期末勤勉手当の支給日を何ら根拠を示さずに、国よりもさらに遅らせるとしているのは問題である。

府	国
基準日から起算して一ヵ月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日	六月三〇日 一二月一〇日

(付)　基準日とは六月一日、または一二月一日

(6)学校事務職員の賃金改善について府人事委員会は昭和五二年度から五五年度まで毎年「検討の必要」を明確にしてきたところです、ずに引き続き削除されています。二回の府人事委交渉でもきびしく要求してきたにもかかわらず削除したことについては、断じて許すわけにはいきません。

(7)府人事委員会が人事院に全く迎合して、臨調答申にそった「人事行政諸施策全般について総合的検討」をすすめようとすることに断固反対し、その検討をストップするように強く要求するものです。この「検討」は、府人事委交渉でも明らかにしたように、職務職階制を全分野で確立するためのものであり、きわめて反動的な「公務員制度見直し」をねらっているものです。

京都府における費目別、世帯人員別標準生計費
(昭和57年4月)

費目＼世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,390円	53,260円	72,950円	88,030円	98,470円
住居関係費	14,430	23,920	28,470	29,920	30,280
被服、履き物費	5,240	9,360	12,350	14,210	14,950
雑費 I	13,150	25,150	36,010	45,710	54,260
雑費 II	14,220	26,150	33,260	36,380	35,510
合計	77,430 (2.2%)	137,840 (2.2%)	183,040 (2.5%)	214,250 (2.6%)	233,470 (3.0%)

(注) 1. 世帯人員1人欄の額は、独身男子(18才程度)の額である。
2. ( )内は、対前年同月増加率である。

京都教育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る 教育会館内
電話（752）0011
発行人 湯浅 晃
本紙の購読料は組合費に含まれています。

号外
1982年6月25日

夏期闘争
第2号

退職手当削減を許すな！

府当局、団体交渉での合意なしに条例提案

府職連（京教組・府職労）は、第一次交渉（六月十二日）にひきつづいて、六月二十二日、第二次交渉をおこないました。

交渉では、府職連佐藤委員長が冒頭、前回の交渉で最終申し入れした内容を再度強調しました。

《前回交渉での検討申し入れ事項》

①人事院ならびに府人事委員会に対して職員の生活実態を反映した勧告をおこなうよう申し入れること。

②人事委員会勧告に対する府の基本姿勢を明らかにすること。

③退手、定年、年金問題を総合的に検討すること。

④昨年の人勧値切りによる一時金の損失についての補塡の方向を明らかにすること。

これに対して、府当局は、何ら前進的な回答を示さず、逆に、六月府会で退手削減条例を提案したいので了解をお願いしたいと居直るしまつ。

交渉団は、退手減額そのものの不当性とともに、府職連への提示が前回交渉であったため、十分な検討の場が保障されていないこと、六月二十一日の夕刊各紙ですでに条例提案しようとしていることが報道されているが、これは、労使関係の信義を踏みにじるものであると、きびしく追及しました。

府当局は、これらの追及に対して、「府民の理解が得られない」と居直り、現場からの高齢者の生活実態に何ら耳を傾けようとせず、「条例提案を了解してほしい」というだけで何ら、交渉団を納得させるものは示しえませんでした。

交渉団は、最後に、特退要綱の改善、互助退会金の改善、高齢者の昇給延伸・停止の廃止などを検討するよう要求しました。同時に、退職手当の削減は、絶対に納得できないと強く言明し、重ねて、条例提案の撤回を要求しました。

府当局は、団体交渉は尊重すると言いつつ、合意できない退手減額の条例提案を一方的におこなおうとしています。六月二十八日開会される府議会にむけて、たたかいを大きく広げることが求められています。

《府議会の開催日程》

六月二十八日 開会
七月一～二日 代表質問
　五～七日 一般質問
　九～十日 常任委員会
　十三日 閉会

退手削減条例の撤回をめざして、次のことにとりくみましょう。

①要求署名運動をさらに強化すること。
　六月二十八日 第一次集中日
　七月 一日 第二次集中日

②退手減額反対をはじめ、教育防衛諸要求実現。七・三教職員総決起集会に総結集を。
　七月三日 四時半 円山音楽堂

③府教委交渉に大きな参加を。
　七月七日 午後四時 教育庁中庭

④府議会への要請、傍聴動員を。

府教委 基本姿勢で

林田府政追随を鮮明

五教科制導入などで事実をかくす府教委

組合の追及に席を立つ川本教育長

府教委交渉

十二日におこなわれた府教委交渉では、冒頭、佐藤委員長が、六ヵ月間組合側の交渉要求に何ら応えず、五教科制導入や学習指導の重点の改悪など重大な施策の転換をおこなったことをきびしく批判し、基本姿勢をただしました。これに対して、川本教育長は、「管理運営事項であっても、組合に説明する」といいながら、五教科制導入にあたって、組合はもちろん、現場教職員や校長にも説明せず、地教委や一部の校長のみの説明に終っている事実をおおいかくし、現場無視で教育行政をすすめる基本的立場を自らの口で暴露しました。

つづいて、重点要求についても誠意のない回答に終始しました。このなかで退職手当減額の内容を京教組に提案していないことを指摘され、「府職から聞いていると聞いたから」とか、「昨年末にすでに示してある」とか、強弁する一方、交渉参加者の強い抗議にたいして、突然「そんなもん、（交渉）やめます！人をばかにしていますよ。」と、席を立つ始末。両部長以下、府教委幹部十人は席を立とうともせず、川本教育長は、数分間、立ったまま。

交渉は最後に退職手当にかかわって、京都市費職員から府費への切り替え職員の退職通年問題は、川本教育長が、「府教委で改善するためのステップ（踏み台）が今回（京都市条例で通年条例ができたこと。）できたので、もうすでに検討にはいっている。役所なので、いつまでとは言えないが、私たちが、検討に入っているという趣旨をくんでいただきたい。」と回答。通年問題が、その実現にむけて重大な段階にたっていることを認めました。

交渉団は、今回の積み残しを早急に解決するために、六月下旬の府会開会前に必ず交渉をもつように申し入れ、府教委は、努力すると回答しました。

給与改善で人勧完全実施を要求

三原則、研修、汚職問題でも追及

府教委交渉

京教組は十九日、夏期要求・研修問題等について今年度三回目の府教委交渉を府庁第三会議室でおこないました。

冒頭、先日明るみになった府教委管理部職員の汚職問題で「具体的事実と原因を明らかにし、再発防止のための具体策を示せ」と要求したのに対し、川本教育長、仲管理部長は「同じ教育に携わる府教委職員の中から、こんな事件を起こし、現場の先生方の足を引っ張る結果になって申し訳ない」と謝罪。「調査委員会を設けて詳細も明らかにしたい」。「渡辺主査の関係した学校建設については、校舎等の再検査を早急にやりたい」と約束しました。

また、「知事選・公安条例弾圧事件にからんでの府教委・城陽市教委の文書訓告を撤回せよ」との要求に対しては、「あれは教育委員会として整理しただけ」などと、わけのわからないゴマカシに終始し、「不起訴と言っても疑惑を持たれたのは事実」などと許せない暴言をはきました。

この問題については、撤回するまでたたかう旨通告、府教委も再検討を約束しました。

定数改善では 臨調路線追随

夏期要求についての交渉では、教職員のきびしい生活実態を直視し、教職員給与の改善に向け、人勧完全実施を要求し、府教委としても働きかけよ、また、「『退手減額条例』の強行については我々は断固抗議する。著しい損害を受ける退職者に対し、どのような補てん措置を行うのか。」ということを中心にきびしく迫りました。また、昨今、問題になっている研修問題についても、「六月府会での教育長答弁については認められない。昭和四十五年確認書を遵守せよ。」と要求しました。

これに対して、府教委は、「人勧完全実施に向けては、教育委員会として要求はする。」などとしながらも、教職員定数問題などでは、政府・臨調追随の姿勢をあらわにしました。

退手問題でも、「互助組合制度を生かして考えたい。」と答えましたが、具体的な補てん措置については、これからというお粗末さ。交渉参加者は今年度退職者に対する実損回復を必ずおこなうよう、きびしく要求しました。

小学区制くずし 追及に居直る府教委

最後に、三原則問題、研修問題について、府教委は『三原則をやめる』などとは一言も言っていない。」などと言いながらも、「生徒間の格差があるので…」「普通科志向が増大しているので……」など、小学区制や総合制を否定する発言をおこない、追及されると居直るという態度に終始。

研修問題では再度交渉

「研修」についても、「組合教研は組合活動の一環としておこなわれるもの。」と決めつけ、「参加扱いは年休」と明言、昭和四十五年の確認書についても、「整理したい。」などと一方的破棄を主張。参加者の抗議で、研修問題等については、再度交渉を持って、つめていくことを約束しました。

京都府高
府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL（751）1645
1982年
7月1日
82－9号
(No. 279)

京教組第２回府教委交渉
と　き　7月7日　午後4時～7時
ところ　府教委会議室
参　加　各分会1名

府教委「高校三原則堅持」を明言できず

広く府民・教職員の声をきくことにも難色

6・23府教委交渉

6月23日(水)午後三時三〇分より今年度第2回目の府高単独の府教委交渉が各分会から五〇名の参加で持たれました。交渉では賃金・退職手当削減等労働条件を中心に追求しました。なお発言順序、質問などは、ニュースの構成上、組みかえているものもありますので御了解下さい。

賃金体系の不合理是正、実態調査を約束

＜基本賃金の引き上げについて＞

川本教育長　要求の趣旨は理解できるが、公務員の賃金は人事委員会を通し、議会で定めるという制約がある。京都府人事委員会で充分、民間など生活実態調査をしてもらい、教職員の生活実感がでるような正確な調査を要請する。

＜いわゆる「教行格差」是正について＞

川本　昭和49年「人確法」制定時の、附帯決議の実施にむけ、国への要請活動は都道府県教育長協議会を通してもつづけている。

＜不合理是正について＞

組合　実習職員、寄宿舎職員で44歳あたりをさかいに、昇給の頭うちが起っている。府教委として解決の手だてを考えていくべきでは。

川本　現行の給与制度では是正は認められていない。教諭免状を取得した場合のみ認められている。

組合　これらの人々にとって重大なことは、物価が値上っているのに給料が上らないということだ。実態を調べ、前向きに考えればできるはずだ。教育委員会の努力の問題だ。

仲管理部長　制度的にどうなっているか、全体的に調査する。ただワタリ・昇給短縮について当然だということに対しては、批判もある。

組合　私たち実習助手のなかに2年間で二千円しか昇給しないものが数人いる。それも50歳になってからである。このままだと退職まであと二回しか昇給できない。最初の頃は実験のお手伝い的性格だった仕事内容も現在では教育内容にたずさわり、生徒に責任を持つ立場でいる。大卒で教員免状を持っている人も何人かいるが、どうなっているのか。他府県ではすでに賃金体系是正を実施しているところもある。

仲　今までの制度のこともある。どう平均していくかが問題だ。

組合　一九七三年九月二〇日川本現教育長も出席していた交渉で、この問題について、将来は是正するとした約束事項をすみやかに実施すべきである。

川本　約束もあったがきつい約束ではない。行政職との比較で従来の運用をそのままにして改善はできない。

組合　行政職との比較でも将来的には三万四千円の差が出てくる。そんなことを言っている場合ではない。

仲　調査をして、検討したい。

＜義務制との賃金の実態上の「逆格差」の是正＞

川本　採用された年次によって逆転が生じているが、生涯給与にすれば逆転とはいえないのでは。教育職(二)表のなかでは均衡がとれている。今の段階では……。調査・検討はする。

＜高令者の賃金・待遇について＞

組合　退職手当の引下げの条例化については労使間の合意が前提ではないか。困難な時期に教職につかれ、これから退職されようとする教職員にもっと配慮があるべきではないか。せめて退職される人に対して一号下位の回復はできないのか。

川本　話はわかる。だが条例を実質一年のずれにしたということは、大きな財政負担、情勢として厳しい。互助会などを通しての手当などは二重退職金などと火をつけるので困難である。互助年金、医療互助などで検討していく。関連してできる措置は交渉していく。

組合　前歴のある教職員に府教委独自でもっと配慮を。

川本　独自では無理、府教委としては一部の教職員だが、府の職員では多数になる。

＜諸手当について＞

具体的回答なし

＜田中悦子先生への不当な政治弾圧について申し入れ＞

＜教員採用試験における特別選考の廃止について＞

組合　6月1日付で講師経験者、教員以外の学校勤務者が有していた受験資格の特例（昭和18年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者でも受験できる）が今年度限りと、府教委から通知されているが、唐突すぎるし、現場の講師、学校勤務者に困惑を与えている。再考すべきではないか。

川本　受験の機会の公平性からいって府立高校勤労者についての特別選考条件に対する他からの批判が強い。改善することが必要だ。

組合　私の職場は養護学校だが、保育所につとめていたのを退職し、大学にはいりなおし、教員免状を取り、現在新生児を抱え、講師をしながら、教員になるのを夢にがんばっておられる女性がいる。6月1日付の通知に非常にショックをうけておられる。血も涙もある教育行政をお願いしたい。

組合　私の職場には、他職種で教員をめざしている人が、10人以上もいる。配慮してほしい。

組合　何も講師や学校現場にいる人を優先させて受験させよとか、合格させよといっているのではない。今度の措置は何といっても、唯がみても唐突すぎる措置だ。前回の交渉で前小谷教職員課課長補佐は、「四・五回受験して不合格なら、大方の人はあきらめる。」と言ったが、そうであるなら、せめてあと四・五回受験できる機会を与えるべきではないか。

川本　受験資格は交渉事項にははいらない。

組合　私たちの言っている意味は、わかっているのか。

仲　わかっている。あとは執行部とつめていきたい。

＜教育行政をすすめる基本姿勢について＞

川本　従来から憲法と教育基本法のことは明示、一番大切にしている。変更はない。

今年度の指導の重点について、とやかく言われているようだが簡潔にしたにすぎない。憲法と教育基本法にもとづき、活力のある、特色ある学校づくりをめざしたい。府教委としては「三府総」を踏まえ10年間にわたる見通しのもとにとりくみたい。

＜高校三原則を堅持、教育諸条件整備について＞

川本　三原則については、「高校教育懇談会」を通じ、今年度かかってやっていきたい。高校三原則のメリットと改めるべき点も出されているが、秋に方向を出すということはない。組合は秋に方向を出すなど騒いでおられるが迷惑である。高校増設に関しては、八幡の新設高校の四月開校は6月議会で予算が通れば大丈夫で問題はない。また入札にあたっての談合の事実はない。

職業科の充実については今まで府として施設・設備の改善をしてきた。今後は職業教育のあり方を改善し、職業科の充実をはかりたい。たとえば、S49以後の新設高校の全てが普通科単独校なので、総合制といっても問題がある。高い設備（商業科のコンピューターなど）を各学校に置くことはできないが、一校なら置くこともできるのでは。船南分校なども地元の声（町長・校長）を聞いて決めていっている。

高校入試五教科制については関係者で十分論議した。大きな原因は中学校の学習指導要領の改訂によるものである。知・徳・体のバランスを大切にしていきたい。4教科を内申で重視する。ペーパーテストでは無理がある。高校入試が中学教育の目的ではない。

組合　三原則の長所・メリットとは何か答えてもらいたい。

川本……（答えず）……

組合　府教委は高校三原則を堅持する気があるのか。

川本　ここでは言えない。今、懇談会で論議されているので遠慮したい。

組合　あの懇談会は、京都の高校制度を議論するという性質で開始されたものではない。生活指導や学習指導、学力保障の問題もふくめ、さまざまな教育の問題について論議される性格の会であったはずだ。

川本　そのとおりだが、制度に対する意見が出てきている。組合のいう高校三原則の堅持とはどういうことか

組合　小学区制を守るということ、総合制を充実発展させるということ、男女共学を守るということだ。

川本　市内ではドーナツ現象で現在の学区制は振りわけをしているようなものだ。小学区制を守るかどうかでは議論にならない。府民の声を無視できない。

組合　府民の声とは、何か。今の状況を心配している教育学者や現場の教職員の意見は聞かないのか。

川本　もちろん要望があることは知っているが「懇談会」や府民の意志を代表している府議会の意向を大切にする必要がある。

＜研修のあり方について＞

組合　研究・研修は本来自主的・自覚的なものであることを確認されたい。

川本　当然のことだが、行政には任命権者として研修を行うことが義務づけられている。どの研究事業や会などを出張にするのか、専免・年休にするのかは、それぞれの服務監督者（府立高校で言えば校長）の判断にまかしている。

組合主催に関するものに対しては、その基準をどうするか、近々、京教組や府高に話しあいを申し込みたい。

組合　教特法にいう任命権者の研修義務について言えば、本来は自主的・自由な研修に私たちが参加できることを行政として保障することと、教職員の要求にそう民主的な研修を行政としてすすめることの義務をうたったものである。

総合教育センターについても、「受講票」などの研修本来のあり方に反することはやめられたい。また学校事務職員の研修の機会を保障し、拡大すべきである。

＜春季討論集会の後援拒否について＞

川本　基本的に高校生が集まり、討論し、意見発表することは良いことであり、当然すすめていくべきものである。ただ主催者団体に運動団体である組合がはいっているので問題があり後援できなかった。

組合　では今まで府教委が後援してたのは、間違いだったのか。

川本　間違いだった。内容そのものはすすめていく。

ここで予定の時間を超過したために、その他の事項は申し入れということになりました。各分会では、夏期要求書・分会要求書にもとづく校長交渉を引きつづき何度となく持ち、校長として要求実現のためにできる努力を約束させるとともに、職場の生の声を府教委へ反映させることが重要です。そして、三原則問題などについて、不誠実な態度をとりつづける府教委を皆の力で包囲し、要求実現のためがんばりましょう。

高校三原則は子どもと親の願い

戦争の真実見つめ、核兵器廃絶と平和を願う

'82平和ための京都の
'82/8.3-8.10
京都市勧業館

戦争展に参加と協力を

全国各地から迫力ある展示品

いま、世界中が、核戦争ひとたび起これば、地球は灰に、人類は滅亡する――その実感がヨーロッパでもアメリカでも50万、100万の規模で、反核・平和の集会を成功させてきました。

こうした地球的規模での運動を背景に、八月三日から十日まで、京都市勧業館において、「82平和のための京都の戦争展」がひらかれます。今年はよびかけ人に五辻実誠東本願寺実務総長、田畑茂二郎世界平和アピール七人委員会委員、天野和夫立命館総長の三先生が加わられ、後援も、京都市、京都市教育委員会、国連協会、京都府連合青年団、京都新聞社、毎日新聞社、朝日新聞社、共同通信社、夕刊京都新聞社、KBS京都の各団体で幅広く強力なものとなっています。

展示資料も、「悪魔の飽食」はじめアウシュビッツの現物資料、広島・長崎の迫力のある写真パネルや、京都初公開の長崎被爆の現物資料などの収集のメドがつき、昨年よりいっそう充実した展示品になる見通しがつきました。

作家・森村誠一氏も実行委顧問に

ベストセラーで話題をよんでいる「悪魔の飽食」の作家、森村誠一氏とペアズワーカーの下里正樹氏に、戦争展実行委員会の顧問になっていただくことになりました。

二人の方には、去る五月十五日の実行委員会の総会（核兵器廃絶と軍縮のつどい）で激励のあいさつをうけ、また、「戦争展」の主要企画である「悪魔の飽食」関係の資料提供で格別の協力をうけています。

「記念しおり」賛同募金を

実行委員会で「戦争展」への賛同協力の輪をひろげ、十万人の参観と募金活動を成功させるために、記念しおりを発行しました。

しおりは「ちひろ美術館」の協力をえて、核兵器廃絶、平和のねがいをこめた「戦争展」にふさわしい絵で、デザインされています。

一人二百円以上の賛同募金活動とともに、思い切り賛同の輪をひろげる運動にご活用ください。

成功のためのとりくみ

1. 戦争当時の資料や写真を出品して下さい。
   - 当時の教科書、日記、習字、子どもの読み物、オモチャなど、なんでも――府立高教組へ
2. すべての分会で賛同署名と具体的諸とりくみを――
   - 戦争展成功の賛同の意志統一を
   - 具体的なとりくみとしては
     ☆職場でも、ミニ戦争展を――
     ☆8月3日〜10日、全校児童・生徒の鑑賞動員を（京都市、同市教委後援決定）
3. 記念のしおりで二〇〇円（以上）の募金を
   - 戦争展成功のとりくみは、すべて募金でまかなっています。
   - 「いわさきちひろ」の記念のしおりで、みなさんの応分のカンパを、宜しくお願い致します。

1982年10月15日（昭和46年5月23日 第三種郵便物認可）（1部20円）　京都教育　（月3回発行10・20・30日）　号外

京都敎育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る　教育会館内
電話（752）0011
発行人　湯浅　晃

号外
1982年
10月15日

秋期年末闘争
特集号　③

服務・会場使用は地教委・校長の権限と言明！

市費職員の退職金通算、年度内実施にむけ「年内に成案化」

教研つぶしを策す府教委に抗議の声を

不当な圧力をはねのけ支部教研・京都教研を成功させよう

京教組は十月十四日午後二時三〇分から府庁正庁で府教委交渉をおこないました。交渉では冒頭、佐藤委員長が十月十二・十三両日の各分会要求申し入れに、府教委が誠意に耳を傾け、その実現に努力するとともに、組合に対して具体的回答をおこなうよう申し入れました。また、八三年度予算編成にあたっての要求書にもとづく交渉を申し入れました。

人勧凍結支持発言に固執（川本教育長）

人勧凍結問題について、京教組は前回交渉において、教育長が「人勧制度が尊重されるよう必要な努力をおこなう」と言明したにもかかわらず、九月府会において「人勧が出ても凍結せざるを得ない状況が出てきている」といっているのは、信義に反すると追及しました。これに対して、川本教育長は、議会答弁を繰り返すだけで、何の努力もしていないことを自らの口で明らかにしました。

また、人勧制度が代償機能を果たさない現在、ストライキ権は当然、我々のものだという主張に対して、何ら反論をおこなうことができませんでした。

ひきつづく課題の回答は次のとおりです。

（看護休暇制度）今のところ困難だが、他府県の状況、制度についての検討をひきつづきおこないたい。

（市費職員の退職金通算問題）府条例を改正して対応しなければならない。年内に成案化し、年度内に適用できるよう努力している。

（手当の認定権限委譲問題について）組合・事務研との協議をおこないたい。

交渉団の追求に反論できず継続交渉を拒否！

研修問題では、八月九日の府教委と京教組の交渉で「継続課題であり、あらたな指導は一切行わない」という確認をしているにもかかわらず、九月三日の市町村教育長会で「組合教研参加は年休」という確認をさせ、指導を強めていることの不当性を追及しました。これに対して川本委員長は、「組合教研は、職員団体の組合活動という側面があり、労使不介入の原則から、出張・専免などの便宜供与はできない」という従前の主張を繰り返すとともに、「市町村教育長会の自主的な議論によって、府教委の基本的な考え方と一致してもらった」などと、府教委からの強制・押しつけによって確認させた事実をごまかす姿勢に終始しました。交渉団の「府教委から地教委へは、一般的指示できる技術的なものに限られている。研修に関する服務の三項目規定の押しつけは、地教委の判断事項を犯す越権行為だ」という追及に対して、川本教育長は、服務監督権が市町村教委にあることを認めながらも、「府の基準・指導にもとずいて判断される」と、市町村教委への押しつけの態度を重ねて強調しました。このような府教委に対し、交渉参加者は激しい憤りを感じ、京都の教育への責任を放棄した府教委ときびしく追及しました。

次に、会場使用問題では、宇治久世、乙訓、綴喜教組から、地教委が局からの指導を理由に、会場使用を拒否してきている事実をあげ、「府教委は組合教研をつぶす気か」と府教委を追及しました。川本教育長は「校時変更、会場問題は、市町村教委・校長の権限事項であり、府教委としては服務問題以外一切指導、指示はしていない。府教委が介入することでなく、組合が市町村で接渉してもらったらよい」との判断を明らかにしました。

最後に「服務に関する問題は平行線であり、継続交渉とする。明日も交渉の場をもて」という交渉団の要求に対して、川本教育長は、「服務取り扱いで、再度交渉を重ねる考えはない」と一方的に交渉の席をたち、退場しました。

また、この日の交渉で、三原則問題での申し入れを行ったなかで、城戸指導部長は「奥丹教組の署名は人心不安をまきおこしている」「何も知らん父母は署名をみて不安になっている」「父母が署名したのは、あんたらが行ったからや」など、父母・府民を侮辱する暴言を繰り返しました。今後府教委の基本姿勢の問われる大きな問題となることは必至です。

干渉はねのけ、乙訓で会場使用を認めさせる

府教委交渉をうけて、乙訓では地教委連交渉をおこないました。深夜にもかかわらず一七〇名以上の組合員が参加し、地教委が独自の判断にもとづいて会場使用を認めるよう強く要求しました。参加者の大きな抗議・追及のなかで、地教委連は、「会場使用は認める。服務については、地教委は出張・専免を認めないが指導・助言にとどめ各校校長の判断にまかせる」と言明しました。また、宇治でも、市校長会と交渉し、服務については、当面、留保するとしながらも、各校長の判断にまかせると言明しました。

1982年12月4日（昭和46年5月23日 第三種郵便物認可）（1部20円）　京都教育　（月3回発行10・20・30日）　号外

京都敎育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る　教育会館内
電話（752）0011
発行人　湯浅　晃

号外
1982年
12月4日

府教委交渉速報

人勧実施（賃金問題）「現時点では困難」（府教委）

人事異動　本人の希望・納得が原則　川本教育長が回答

合意ぬき、一方的発表に教育長が謝罪

京教組は、十二月三日、午後三時から、人勧完全実施をはじめ、賃金確定、八三年度教育予算、人事問題などについて府教委交渉を行いました。

この交渉には、府下各地から二二〇人の組合員が参加、府教委側からは川本教育長をはじめ一〇人が対応しました。

府教委の回答状況は次のとおりです。

府教委、使用者としての責務放棄

川本教育長は交渉の中で、人勧実施について、「判断できない」「答えられない」との姿勢に終始し、給与支払い権者としての責務を全く放棄しました。

また、教育長は組合の要求は認めたものの、我々の正当な行動については、「法律を犯す行動はつつしんでほしい」など処分をちらつかせ、参加者の怒りをかいました。なお、「最終的には九日の府職連交渉、引き続く京教組との交渉でつめていく」という確認をしました。

需要費等について一億円を計上

京教組が、十月十二日、十三日の両日、分会要求を府教委に提示したことにたいし、この日の交渉で、府教委は需要費等について一億円の補正予算を組んでいることを明らかにしました。また、今後、府教委の役割を明確にして、財政折衝をおこなっていくとしました。

高校教育見直し発言を合理化

川本教育長の定例記者会見での高校教育見直し発言について、川本教育長は「中味をいったのではなく、日程をいった」と弁明したあと、府教委としては、昭和五十七年度中にまとめ、五十八年度で検討したいとしました。また、〝府民と教育委員との懇談を〟という組合の要求にたいして、教育長は「（高校教育懇談会で）二年間検討したので打ちきり、行政の主体性で検討する」という一方的な態度に終始しました。

十二月議会に退職金通算条例改正案を提案

府教委は、組合の要求に応えて、年度内退職者から適用されるよう十二月府議会冒頭に条例改正案を提起したい、と言明しました。

人事異動方針についてはこれまで組合との合意をしていたものを今回、府教委は、組合に内容を提起、話し合いを約束しながら、そのあくる日に一方的に組合との合意を得たかのように新聞発表しました。

これは府教委と組合との信義に反するものであり、この問題でも府教委の独善的態度がしめされました。

組合はこれについて府教委の姿勢をきびしく批判、当事者の上田教職員課長の態度をきびしく追及しました。

これにたいし、川本教育長は、組合とのやりとりで府教委の不充分さを認め、謝罪しました。しかし、上田課長は、「府教委という組織として動いている。組織の長が決定をもっている」として、自らの責任を教育長になすりつけました。川本教育長が謝罪している中で、上田課長は、「今後、誠意をもって対処していきたい」としました。

また、人事異動について川本教育長は、「本人の希望・納得が原則」とするこれまでの組合との合意を再度明確にしました。

その他の主な要求にたいする回答は次のとおりです。

教職員定数について

国の行政改革で、たいへんきびしい状況だ。小中学校の定数配当基準、ならびに府の単費を含めた加配の総数は維持するよう努力したい。しかし、加配の個々の内容については、見なおしをすすめてゆきたい。

三等級問題

教育職㈡表三等級の給料表自体に問題がある。現行では、給与制度上、わたりはむずかしい。ひきつづき、給与改善にむけて検討したい。

時間外手当問題

地方交付税積算費用は六％となっているので、これ以上はできない。

扶養手当・通勤手当の認定について

本人の届出が基本となっているので、組合の要求に応えるため、個々の問題について、執行部と協議して解決してゆきたい。

看護休暇制度について

他府県でも五県で、おこなわれているが、休暇制度の拡大は、現在困難だ。しかし、みなさん方の要求の趣旨は理解できるのでひきつづき、検討してゆきたい。

労働安全衛生法に基づく措置について

法律で明記されていることでもあり、改善のために、検討していきたい。

1983年２月12日（昭和46年５月23日第三種郵便物認可）　京都教育　（月３回発行10・20・30日）　号外

京都教育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る教育会館内
電話（752）００１１
発行人　湯浅晃
本紙の購読料は組合費に含まれています

号外
1983年２月12日

府教委交渉速報

「国まち」姿勢で人勧実施の責任を放棄

教育責任、現場教職員にないと暴言＝川本教育長—２月18日に府職連交渉を設定

京教組は二月八日、府庁第三会議室で「五七年度賃金改訂と・来年度当初予算関連問題」を中心に府教委交渉を行いました。交渉には、府下各支部から、人勧凍結を撤回させ教職員の生活を守らねばと二百人を越える仲間が結集し、きびしく府教委を追及しました。

知事発言・五七年度給与改訂問題

給与改訂の交渉継続中の一月二十九日、林田知事が一方的に記者会で「給与改訂は実施しない」と発表した不誠実な態度、及び使用者の責任において、どう五七年度給与改訂にのぞもうとしているのかと府教委の姿勢を追及しました。

（府教委回答）府教委は、「人勧実施は国の状況もあり、府独自の財政措置はむずかしい。他府県の動向をみながら、三月七日の府議会二月補正ギリギリまで努力したい」として、「国まち」の姿勢に終始し、使用者としての責任を放棄する無責任、不誠実な態度を変えませんでした。一方、「当局の誠意を示す措置として、初めて五八年度当初予算に定昇以外一％改訂費を計上した。また、互助組合に対する一般交付金を三、八〇〇円から四、五〇〇円へ増額したい」などと、五七年度給与改訂とは全く別の問題ではありますが、一定組合員の要求を取り入れざるをえない一面もありました。

この当局の回答に対して、交渉団は、来年度財源一％を必ず実施するとこの場で確約できるのかと追及したのに対して府教委は「予算措置だけで、実施するかどうかは改めて検討すること」とこたえ、その二枚舌の姿が明らかになりました。

給与財源還元について

府当局が、人勧は実施すべきものと考えているなら、その財源約三五億円を教職員の生活維持・向上のために使うことも考えられるが、具体案はどうかとただしました。

（府教委回答）府教委は、「工夫によっては制度的に影響を受けない方法も考えられる。次回交渉までに検討、努力したい」と回答しました。

退職金を給与改訂額で支払うことについて

今年度退職者は、退職金ベースが不確定のなかで募集している。長年苦労してこられた方の不利にならないように措置せよと要求しました。

（府教委回答）府教委は「検討しなければならない課題として認識し検討している。給与改訂の結着をつけるときに合わせて回答する」と答えました。

来年度定数について

加配基準を含め、現状を維持する

続いて、来年度当初予算とかかわって、教職員定数がどうなるのか明らかにするよう迫りました。

（府教委回答）府教委は、「来年度は、小学校が五五学級減、中学校で八〇学級増、高校で二七学級増となり、小・中で五〇名、高校で八〇名、障教で六〇名の増員を予算措置した。五八年度教員定数は加配基準も含め現状維持できる。養護教諭、事務職員については、ここ一〜二年の新設校中心に措置していきたい。暫定的なものについては、検討し協力してもらうこともある」と回答しました。

困難校加配、僻地加配等の暫定加配の見直し、取り扱いについて再度説明を求めたのに対して、府教委は「困難度が続いているなら措置する。現場からの事由がない場合にはむずかしいこともある」と答えました。今後、各校で一方的な加配引きあげを許さない職場討議、地教委・局への要求活動を強めることが重要になっています。

「高校制度検討委」「青年教研」にかかわって暴言

高校三原則つぶしのための「高校制度検討委」設置について、検討課題の不当性、委員選定の問題、公開するかどうかなどの追及に対して、川本教育長は「教育に責任をもつものは教育委員会・校長で、組合員に責任を持ってもらうものではない」と、現場教職員の努力、役割を否定し、全く耳をかさない暴言をはきました。また、青年教研とかかわって、舞鶴市で各校が学校行事として校内研を開こうとしたのを、府教委・局が認めない指導をしたことの不当性を追及したのに対して、城戸指導部長は、「校内研の問題を組合からとやかく言われることはない」とこたえ、問答無用のファッショ的姿勢を露骨に示しました。参加者からこれらの発言に対して強い抗議をつきつけられて、川本教育長らは何ら反論できませんでした。

今後、研修問題や「高校制度検」の問題点について府教委・指導部との交渉が必要になっています。

82年全国人事委勧告状況

〝国並み〟に抑制明白

前号で報じたように、今年の各都道府県人事委勧告をめぐる情勢は、昨年に引き続き厳しいものがある。

すでに兵庫県を最後に人事委勧告は全て出そろったが、県当局の態度は、ほぼ判でついたように「国、他県の状況をみながら慎重に対処」というもので、国公の人事院勧告の実施見送りが閣議決定された直後、自治省が各自治体当局に出した「地公賃金も国並みに」との通達なども影響している。

二十六日召集された第九七臨時国会で、人勧、仲裁の扱いがどのように方向づけられるか、で地方人勧のゆくえは大きく左右されることになる。人勧・仲裁の扱いが国会審議にのぼるのが遅くなれば、玉ツキ式に地方人勧を受けての給与条例提出も遅れることになる。東京を突破口にする闘いや各県地公労の交渉強化が求められている。

ブロック	県名	勧告日	引上げ		公民較差						知事の態度など
			率(%)	額(円)	較差		本較差		積み残し		
北海道		10.22	4.53	10,447	4.46	10,404	3.27	7,627	1.19	2,777	国、他県の動向など十分見極めながら慎重に対処（堂垣内知事）
東北 6	青森	10.18	4.57	10,611	4.08	9,397	2.84	6,543	1.24	2,854	国や他県の動向を見極めながら慎重に対処したい（北村知事）
	秋田	10.25	4.56	10,792	4.03	9,519	2.38		1.65		〃　〃（佐々木知事）
	岩手	10.8	4.57	10,305	4.04	9,112	3.41	7,691	0.63	1,421	
	山形	10.8	4.55	10,306	4.18	9,462	2.26	5,117	1.92	4,345	慎重に対処したい（板垣知事）
	宮城	10.14	4.56	11,113	4.51	10,990	3.46	8,432	1.05	2,558	国、他県の動向、財政事情を総合的に勘案し慎重に対処（山本知事）
	福島	10.14	4.52	10,875	4.23	10,160	3.29	7,901	0.94	2,259	国、他県の動向、社会経済情勢を見極めながら取り扱いを判断したい（松平知事）
関東 10	栃木	10.20	4.47	10,896	4.29	10,403	3.3	8,813	0.65	1,584	諸般の情勢を十分考慮しながら慎重に対処（船田知事）
	茨城	10.22	4.48	10,700	4.19	10,740	3.75	8,967	0.74	1,773	県の財政事情は厳しく、国に反する政策をとるわけにはいかない（９月議会）
	群馬	10.22	4.46	11,323	4.41	10,965	3.45	8,579	0.96	2,386	国、他県の動向を見極めながら慎重に対処（清水知事）
	埼玉	10.19	4.63	11,230	4.76	11,664	3.41	8,350	1.35	3,305	＊３月延伸、初任１号引下げ勧告「諸情勢を総合的に検討して」（畑知事）
	千葉	10.18	4.50	10,577			3.47	8,148	1.03	2,429	他県の動向をみながら慎重に対処したい（沼田知事）
	東京	10.13	4.50	12,547			3.18	8,857	1.32	3,690	国、他県、都財政を見極めて慎重に対処したい（鈴木知事）
	神奈川	10.14	3.97	10,528			2.87	7,601	1.10	2,927	国、他県の動向をみながら慎重に対処していきたい（長洲知事）
	山梨	10.18	4.56	10,617	4.57	10,633	3.71	8,622	0.86	2,011	慎重に対処していきたい（望月知事）
	長野	10.22	4.49	10,425	4.49	10,802	3.75	9,018	0.74	1,784	〃（吉村知事）
	静岡	10.19	4.53	11,158	4.53	11,158	3.73	9,193	0.80	1,965	客観情勢は非常に厳しい（山本知事）
北陸 4	新潟	10.16	4.57	10,612			4.48	10,345	0.09	208	国、他県の動向を見極め慎重に検討（君知事）
	富山	10.25	4.53	10,628			3.66	8,586	0.87	2,041	〃　〃（中沖知事）
	石川	10.13	4.55	10,530			3.58	8,224	0.97	2,226	「凍結せざるをえないと思う」（中西知事9/29県会）
	福井	10.27	4.54	10,616			3.47	8,120	1.07	2,496	今後の事態の推移をみつめつつ慎重に対処したい（中川知事）
東海 3	愛知	10.18	4.48	11,433			3.10	7,908	1.38	3,525	
	岐阜	10.13	4.45	10,558			3.55	8,428	0.90	2,130	国や他県の動向を見守り、慎重に対処したい（上松知事）
	三重	10.20	4.41	10,598			3.49	8,388	0.92	2,210	他県の動向を見極めながら慎重に対処
近畿 6	滋賀	10.27	4.51	10,088			3.31		1.20		〃　〃（武村知事）
	京都	10.25	4.48	11,269	4.49		3.29		1.20		国、他県、政令市の推移を十分見極めながら対処したい（林田知事）
	奈良	10.26	4.57	10,629	4.54		3.60		0.94		〃　〃（上田知事）
	和歌山	10.27	4.54	11,854	4.33		3.20		1.13		国、他県、財政事情など総合的に勘案して、慎重に結論を出したい（仮谷知事）
	大阪	10.26	4.51	10,736			3.74		0.8		＊調整８→９％へ　国、他県、府財政を十分見極めながら慎重対処（岸知事）
	兵庫	11.6	4.43	11,051			3.69	9,207	0.74	1,844	〃　〃（坂井知事）
中国 5	鳥取	10.29	4.55	10,708		3,531		△1,107	1.50	4,638	
	岡山	10.16	4.56	11,222		10,897	3.33	8,192	1.10	2,705	国、他県、県の財政事情など十分配慮し慎重に対処（長野知事）
	島根	10.18	4.58	10,975	2.67	6,398	0.77	1,850	1.90	4,548	国、他県の動向を見極めながら慎重に対処（恒松知事）
	広島	10.18	4.57	11,047	4.40	10,744	3.84	9,369	0.56	1,375	〃　〃（竹下知事）
	山口	10.22	4.46	11,785	4.30	9,929	3.15	7,282	1.15	2,647	〃　〃（平井知事）
四国 4	香川	10.9	4.56	10,602	4.57	10,703	3.46	8,102	1.11	2,601	慎重に対処したい（前川知事）
	徳島	10.9	4.56	11,044	3.94	9,469	2.26	5,421	1.68	4,048	国、他県の状況をみながら対処したい（三木知事）
	愛媛	10.18	4.56	10,116	4.56	10,151	3.34	7,435	1.22	2,716	
	高知	9.25	4.59	10,765	3.67	8,448	2.84	6,534	0.83	1,914	今後の動向を見極めながら対処したい
九州 8	福岡	10.19	4.48	11,160	4.49	11,242	3.52	8,808	0.97	2,434	他県の動向を勘案して慎重に判断（亀井知事）
	佐賀	10.22	4.53	10,493	3.77	8,567	3.0	6,819	0.77	1,748	〃　〃（香月知事）
	長崎	10.18	4.61	11,280	4.40	10,466	3.67	8,722	0.73	1,744	国、他県の動向を見極めながら慎重に対処（高田知事）
	大分	10.18	4.54	10,863	4.37	10,143	3.54	8,217	0.83	1,926	諸般の情勢を十分検討した上で慎重に対処（平松知事）
	熊本	10.21	4.53	10,628	4.03	9,597	2.86	6,814	1.17	2,783	〃　〃（沢田知事）
	宮崎	10.18	4.57	10,966	4.41	10,363	3.16	7,426	1.25	2,937	自治省の凍結指導を含めた諸般の事情を総合的に勘案して（松形知事）
	鹿児島	10.25	4.57	11,222	3.72	8,920	2.73	6,549	0.99	2,371	国がベアを凍結すれば地方も給与の引き上げはできなくなる（10/1県公労の交渉）
	沖縄	11.2	4.56	10,768	4.50	10,360	3.22	7,414	1.28	2,946	
国		8.6	4.58	10,715			3.76	8,791	0.82	1,924	9.24閣議「改定見送り」決定

人事院勧告の推移と決定

給与勧告の内容		内閣及び国会の決定	
年月日	給与水準	実施時期	内容
35.8.8	12.4 %引上げ	35.10.1	実施時期を除き、勧告どおり
36.8.8	7.1 %引上げ	36.10.1	
37.8.10	9.3 %引上げ	37.10.1	
38.8.10	7.5 %引上げ	38.10.1	
39.8.12	8.5 %引上げ	39.9.1	
40.8.13	7.2 %引上げ	40.9.1	
41.8.12	6.9 %引上げ	41.9.1	
42.8.15	7.9 %引上げ	42.8.1	
43.8.16	8.0 %引上げ	43.7.1	
44.8.15	10.2 %引上げ	44.5.1	完全に勧告どおり
45.8.14	12.67%引上げ	45.5.1	
46.8.13	11.74%引上げ	46.5.1	
47.8.15	10.68%引上げ	47.4.1	
48.8.9	15.39%引上げ	48.4.1	
49.5.30	10.00%引上げ	49.4.1	インフレ手当勧告
49.7.26	18.62%引上げ	49.4.1	
50.8.13	10.85%引上げ	50.4.1	
51.8.10	6.94%引上げ	51.4.1	
52.8.9	6.92%引上げ	52.4.1	
53.8.11	3.84%引上げ	53.4.1	
54.8.10	3.70%引上げ	54.4.1	勧告どおり。但し、指定職は54.10.1より改定。
55.8.8	4.61%引上げ	55.4.1	勧告どおり。但し、指定職は55.10.1より改定。
56.8.7	5.23%引上げ	56.4.1	指定職、上級管理職及び調整手当は57.4.1より改定。期末・勤勉手当は据置き、その結果、初年度経費は3分の1カット[illegible]

（資料(32)）

府高 '83春闘要求アンケートカード

'83. 2

'83春闘アンケートは京教組の春闘アンケートによりとりくみます。但し，一人一人の要求を自由にかき，ダブルアンケート方式で分会（春闘）要求を決定していくについては，この府高のアンケート用紙を活用して下さい。

分会名（　　　　　　）　職種（　　　　　）　氏名（　　　　　　　　）

I　あなたの生活・教育要求（どんなささいなことでも，大きなことでも結構です）

1.　校長・教頭にたいして，いいたい，出したい要求・意見・悩み。

2.　府教委にたいして，いいたい，出したい要求・意見・悩み。（例・賃金，手当，身分，定員，研修，施設，設備など）

1）労働条件

▷

▷

▷

▷

▷

2）教育条件

▷

▷

▷

▷

▷

▷

3）その他

3.　府にたいして，いいたい，出したい要求・意見・悩み。

II　地域住民として―地域住民，家族の一員として感じておられる悩みや要求，意見を（家族の声も含めて）できるだけ具体的に書いて下さい。（例・通勤途上の問題，交通，医療，公害，地元の学校教育，物価，水道，地域施設，子育てなど）

▷

▷

▷

▷

▷

▷

III　分会や府高全体の活動，さらには，'83春闘の闘い方などについて提案・意見があれば，自由に書いてください。

（資料(33)）

●教え子を再び戦場に送るな　（昭和46年5月23日 第三種郵便物認可）　（1部5円）　京都教育　号外　(1)

京都教育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る　教育会館内
電話（752）0011
発行人　湯浅　晃

号外

1982年
6月8日

夏期闘争
特集号
No. 1

府当局　退職手当削減条例を6月府会上程の動き

28日開会

退手減額、既得権剝奪を許すな

府職連交渉（6／12）、府教委交渉に決起を

府当局は、府職労に対して、退職手当削減条例を六月府会に提案する旨、申し入れをおこないました。（府教委は、六月八日現在、京教組に対して何の申し入れも行なっていません。）さらに、府当局は、六月中旬に予定している人事異動において、知事選での府職労のたたかいにたいする報復的な人事異動をすすめようとしています。また、府教委は、従来の京教組との破認事項を踏みにじり、各地教委、校長に対して一方的な既得権剝奪の指示をおこなっています。これに対して、各職場・各支部での反撃がはじまっています。当面する府職連交渉、府教委交渉を大きな動員で成功させ、抗議の声をぶっつけ、夏期要求を実現し、既得権剝奪攻撃を撤回させましょう。

府当局が提案しようとしている退職手当削減は、次の三つの点で、きわめて不当なものです。

第一　退職手当削減の根拠が誤まっています。

（表1）にあるとおり、退職手当の根拠としている、生涯賃金の官民比較は、日経連の試算（A）にもかかわらず、国公労連松井氏の試算（B）にみられるように、高卒でも大卒でも明らかに民間が公務員を上まわっています。日経連の試算は、高卒で全くあり得ない等級に到達させてみたり、大卒でも五%以内しか該当しない等級に到達させるなど、いちじるしく科学性、合理性を欠いています。また、日経連の調査以降に、高令者の昇給延伸、停止が実施され、現在では、二号給低くなっており、さらに公務員の退職手当が低くなっているのです。

第二　退職手当は賃金のあと払いとしての性格をもつものです。

現在の高令者は、長い間、民間よりも不当に低い賃金におさえられてきました。これは、私たちの労働基本権の一部剝奪とひきかえにつくられた人事院の勧告を完全に実施したのか、最近十年間だけだということを考えれば、一目りょう然です。それ以前は、不十分な官民比較による勧告すら、実施しなかったのであり、現在の高令者が、どれだけ長い間、低賃金のもとでおさえられてきたのかが明らかです。

この長い間の低賃金の損失分を「あと払い」として受けとっているのが「退職手当」なのです。

第三　労使の話し合いは、全く不十分であり、かつ、京教組はまだ内容さえ知らされていないのです。

退職手当は、当然、私たちの労働条件の重要な一部であり、その変更は労使の話し合いのなかで決められねばなりません。今回の府当局の(案)は京教組には何ら、内容も示されておらず、このまま、内容も示さず、交渉での話し合いもないままにこの退職手当の削減を強行する当局を京教組は認めるわけにはいきません。

表1　生涯賃金の官民比較（60歳退職の場合――1980年1月）

（単位　1,000円）

		民間	国家公務員(A)	国家公務員(B)	官民比較	
					民間−国公(A)	民間−国公(B)
高校卒	賃金＋賞与	185,247	176,326	151,302	8,921	33,945
	退職金	17,493	22,980	19,113	△ 5,487	△ 1,620
	年金	28,651	33,425	27,801	△ 4,774	850
	計	231,391	231,731	198,215	△ 1,340	33,176
	格差	(100.0)	(100.6)	(85.7)		
大学卒	賃金＋賞与	199,528	200,492	153,362		46,166
	退職金	18,171	26,570	21,213	△ 964	△ 3,042
	年金	28,689	37,819	30,194	△ 8,399	△ 1,505
	計	246,388	264,881	204,769	△ 9,130	41,619
	格差	(100.0)	(107.5)	(83.1)	△ 18,493	

（注）1. 表中「民間，国家公務員(A)」は日経連の試算，「国家公務員(B)」は松井朗（元国公労連調査部長）の試算．
2. 「国公(B)」のモデル条件．
①行政(一)男子，高校卒＝8−4等級，大学卒＝7−3等級．
②賃金は「本俸＋扶養手当＋調整手当8%」，賞与は年間4.9ヵ月．
③退職金はいずれも支給率69.3月（最高限度）．
④年金は，退職時本俸×（高卒0.7，大卒0.685）×144月．
（出所）松井朗「独占資本の『生涯賃金』論批判」，「国公労調査時報」1981年10月号．

（資料(34)）

京都府高

号外
1982年
5月24日

府高情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル
教育会館内
TEL（七五一）一六四五

府当局またぞろ 退職手当条例改悪を企図

第九十一通常国会に提出（一九八〇年二月）されて以来、激しい闘いが展開されてきた「公務員二法」は、昨年十一月十三日、衆議院本会議で可決成立しました。

京教組・府立高教組は、全国の公務員労働者と連帯して闘い、日教組のスト倒しや社会党の動揺、真剣に闘おうとしない姿勢を厳しく批判し、ストライキや独自の中央行動を含む数次の中央行動・全戸配布・文書戦（抗議要請ハガキ・電報）など多様なたたかいを展開してきました。

法案成立をうけて自治省は、昨年十一月十六日、国に準じて地方公務員の退職手当の運用を改める様指示し、府当局も十二月ならびに二月府会に退職手当の条例「改正」を提案しようとしましたが、この企図を府職連の闘いではねのけました。

しかし府当局はまたぞろ6月府会にむけてこの悪法を提案しようとしています。（府職労に対して、その旨通告してきています。府教委はまだ教組には何もいってきていません。）

各職場・分会で討議を深め、京都府が改悪をあきらめるようとりくみを強めましょう。

対象は

① 二十年以上、二五年未満の公務外傷病による退職（第三条関係）

② 二五年以上の公務外傷病、又は二十年以上、二五年未満の勧奨又は公務外死亡による退職（第四条関係）

③ 二五年以上の公務外死亡又は勧奨、又は二十年以上の公務上傷病、死亡、整理などによる退職（第五条関係）

●施行日は、昭和五七年四月一日

●経過措置 昭和五七年四月一日〜昭和五八年三月三一日……$\frac{117}{100}$

昭和五八年 〃 〜昭和五九年 〃 ……$\frac{113}{100}$

昭和五九年 〃 〜 ……$\frac{110}{100}$

—府が企図している改悪内容—

（一）国家公務員の一部を改正する法律、地方公務員法の一部を改正する法律の改悪。

●満六十歳に達した日以降の最初の三月三十一日を定年退職日とする。（ただし、地方公務員については条例で制定）

●昭和六十年三月三十一日から施行、それ以前に定年に達した人は施行日が退職日となる。

（二）国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の改悪

●現行の二割増の退職手当が支給されているものについて減額されて、一割増となる。

勤続年数	3条					4条					5条				
	●24年以下自己都合 ●19年以下公務外傷病・死亡	●20年以上60歳以下公務外傷病				●61歳以上自己都合	●20年以上60歳以下公務外死亡 ●25年以上60歳以下公務外傷病				●19年以下50歳未満公務上傷病 ●婦人特別退職	●特別退職 ●10年以上50歳以上60歳以下 ●25年以上60歳以下 ●20年以上公務上傷病・死亡 ●25年以上60歳以下公務外死亡 ●20年以下61歳以上			
		現行 $\frac{120}{100}$	経過 $\frac{117}{100}$	経過 $\frac{113}{100}$	$\frac{110}{100}$		現行 $\frac{120}{100}$	経過 $\frac{117}{100}$	経過 $\frac{113}{100}$	$\frac{110}{100}$		現行 $\frac{120}{100}$	経過 $\frac{117}{100}$	経過 $\frac{113}{100}$	$\frac{110}{100}$
		57.4.1	57.4.1-58.3.31	58.4.1-59.3.31	59.4.1以降			57.41 〜 58.3.31	58.4.1〜 59.3.31	59.4.1以降			57.4.1〜 58.3.31	58.4.1〜 59.3.31	59.4.1以降
1	1.0										1.5(3.6a)				
2	2.0										3.0(4.5a)				
3	3.0										4.5(5.4a)				
4	4.0										6.0(5.4a)				
5	5.0										7.5(5.4a)				
6	6.0										9.0				
7	7.0										10.5				
8	8.0										12.0				
9	9.0										13.5				
10	10.0										15.0	18.0	17.55	16.95	16.5
11	11.1										16.65	19.98	19.4805	18.8145	18.315
12	12.2										18.3	21.96	21.411	20.679	20.13
13	13.3										19.95	23.94	23.3415	22.5435	21.945
14	14.4										21.6	25.92	25.272	24.408	23.76
15	15.5										23.25	27.9	27.2025	26.2725	25.575
16	16.6										24.9	29.88	29.133	28.137	27.39
17	17.7										26.55	31.86	31.0635	30.0015	29.205
18	18.8										28.2	33.84	32.994	31.866	31.02
19	19.9										29.85	35.82	34.9245	33.7305	33.835
20	21.0	25.2	24.57	23.73	23.1		31.5	30.7125	29.6625	28.875		37.8	36.855	35.595	34.65
21	22.2	26.64	25.974	25.086	24.42		33.3	32.4675	31.3575	30.525		39.96	38.961	37.629	36.63
22	23.4	28.08	27.378	26.442	25.74		35.1	34.2225	33.0525	32.175		42.12	41.067	39.663	38.61
23	24.6	29.52	28.782	27.798	27.06		36.9	35.9775	34.7475	33.825		44.28	43.173	41.697	40.59
24	25.8	30.96	30.186	29.154	28.38		38.7	37.7325	36.4425	35.475		46.44	45.279	43.731	42.57
25						28.375	34.05	33.19875	32.06375	31.2125		48.6	47.385	45.765	44.55
26						30.95	37.14	36.2115	34.9735	34.045		50.76	49.491	47.799	46.53
27						33.525	40.23	39.22425	37.88325	36.8775		52.92	51.597	49.833	48.51
28						36.1	43.32	42.237	40.793	39.71		55.08	53.703	51.867	50.49
29						38.675	46.41	45.24975	43.70275	42.5425		57.24	55.809	53.901	52.47
30						41.25	49.5	48.2625	46.6125	45.375		59.4	57.915	55.935	54.45
31						42.625	51.15	49.87125	48.16625	46.8875		61.38	59.8455	57.7995	56.265
32						44.0	52.8	51.48	49.72	48.4		63.36	61.776	59.664	58.08
33						45.375	54.45	53.08875	51.27375	49.9125		65.34	63.7065	61.5285	59.895
34						46.75	56.1	54.6975	52.8275	51.425		67.32	65.637	63.393	61.71
35						48.125	57.75	56.30625	54.38125	52.9375		69.3	67.5675	65.2575	63.525
36						49.5	57.75	56.30625	54.38125	52.9375		69.3	67.5675	65.2575	63.525
37						50.875	57.75	56.30625	54.38125	52.9375		69.3	67.5675	65.2575	63.525
38						52.25	57.75	56.30625	54.38125	52.9375		69.3	67.5675	65.2575	63.525
39						53.625	57.75	56.30625	54.38125	53.625		69.3	67.5675	65.2575	63.525
40						55.0	57.75	56.30625	55.0	55.0		69.3	67.5675	65.2575	63.525
41						56.375	57.75	56.375	56.375	56.375		69.3	67.5675	65.2575	63.525
42						57.75	57.75	57.75	57.75	57.75		69.3	67.5675	65.2575	63.525
43						59.125	59.125	59.125	59.125	59.125		69.3	67.5675	65.2575	63.525
44						60.0	60.0	60.0	60.0	60.0		69.3	67.5675	65.2575	63.525

（注）1．3条，4条，5条とは，府退職手当条例の各条のこと。
2．5条の（　）内は最低保障の率であり，aは本俸，給料の調整額，教職調整額，調整手当，扶養手当の合計。
3．勤続年数の1年とは，6ヵ月以上1年という意味である。

公務員二法改悪の内容

（資料1）

国家公務員法に次の条項を付け加える

（定年による退職）

第八十一条の二　職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以降における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一、病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師、年齢六十五年。

二、庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの、年齢六十三年。

三、前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの、六十を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢。

前二項の規定は、臨時職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

（資料2）

地方公務員法に次の条項を付け加える

（定年による退職）

第二十八条の二　職員は、定年に達したときは、定年に達した日以降における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日に退職する。

2　前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。

3　前項の場合において、地方公共団体における当該職員に関しその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さないと認められるときは、当該職員の定年については、条例で別の定めをすることができる。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

（資料3）

地方公務員法

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（必要な準備措置）

第二条　この法律による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）の規定による職員の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条　職員（新法第二十八条の二第四項に規定する職員を除く。以下同じ。）で同条第二項及び第三項の規定に基づく条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）の前日までにこれらの規定に基づく定年として当該条例で定められた年齢に達しているものは、条例施工日に退職する。

（資料4）

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四八年法律第三〇号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の百二十」を「百分の百十」に改める。

附則第六項中「をこえ四十二年」を「を超え三十八年」に改める。

附則に次の一項を加える。

（再検討）

18　職員が退職した場合に支給する退職手当の基準については、今後の民間事業における退職金の支給の実情、公務員に関する制度及びその運用の状況その他の事業を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年までに所要の措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1．この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（資料5）

地方公務員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

和年56年5月21日
衆議院地方行政委員会

政府は、本法の施行に当たり、下記事項について善処すべきである。

1．将来、地方公務員について定年年齢の改正が必要とされる場合には、改めて検討するものとする。

2．定年制度が制定されるに至った趣旨にかんがみ改正法の施行後においては、定年年齢以下の地齢による組織的、集団的退職勧奨はなくなるよう指導するものとする。

3．定年による退職の特例および定年退職者の再任用にあたっては、勤務実積および関係職員団体の意見を反映する等運用の公正さを確保するものとする。

4．本法の運用にあたっては、本法の施行時に在職するものについては、通算退職年金を含む年金の受給資格の有無につき、配慮するものとする。

右決議する。

（資料6）

条例準則に関する参考メモ

（自治省提出）

1．目　　的

定年制度の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2．定年退職日

職員が定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

3．定　　年

職員の定年は60歳とする。ただし、次の場合に該当する職員はそれぞれに掲げる定年とする。

㋐　医師及び歯科医師（その範囲は人事院規則の制定をまって検討する。）…………65歳

㋑　庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員（その範囲は人事院規則の制定をまって検討する。）…………63歳

㋒　その他（人事院規則の制定をまって検討する。

㋓　国の職員の定年を基準とすることが実情に即されないもの。

例　離島その他の生活の著しく不便な地に所在する病院、療養所、保健所等で条例に定めるものに勤務する医師等。…〇〇歳

4．勤務延長

(1)　任命権者は、定年により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性又は、職務遂行上の特別の事情からみてその退職が公務の運営に著しい支障を生ずると認められる十分な理由があるときは、一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に引き続いて勤務させることができるものとする。

(2)　期限の延長（その要件等については、人事院の定めるまって検討する。）

(3)　手続の細部については人事委員会規則によって定めることとする。

5．再　任　用

(1)　任命権者は、定年により退職した者の有する能力及び経験を考慮し、公務の能率的な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができるものとする。（その要件等については人事院規則の制定をまって検討する。）

(2)　更新（その要件等については、人事院規則の制定をまって検討する。）

(3)　手続の細部については人事委員会規則によって定めることとする。

6．施行期日

昭和60年3月31日から施行する。

7．そ　の　他

必要な経過措置を定める。

（資料㉟）

退職手当削減条例の六月府会上程に反対する緊急要求書

自治省は、ニセ「行革」の先どりとして、国家公務員の定年制および退職手当削減法の成立後、地方公務員に対してもこれを一律的に適用するよう各地方自治体に対し介入・干渉を強めています。

本来、「定年」や「退職手当」は、働く者にとって極めて重要な労働条件であり、生活設計の枠組みを基礎づけるものです。したがって、当然労使の団体交渉で決定すべきものであり、一方的に法律決定の場で決める性格のものではありません。

以上の立場から、つぎのとおり要求するものです。

一、退職手当削減条例の六月府会上程を断念すること。
二、京都市費事務職員の退職手当の勤務期間の通算を昭和五十七年四月一日以前についても、おこなうこと。
三、六十歳定年制の条例化をおこなわないこと。

一九八二年　六月

京都府議会議長
柿　本　文　男　殿

氏名	住所	印

（資料㉗）

一九八二年度年末給与改定等に関する府職連要求書

一、実質賃金を最低確保する立場から、基本賃金を引き上げること。とくに人事院勧告の「凍結」と自治省の不当な干渉に反対し、最低限の措置として府人事委員会勧告を四月一日にさかのぼり完全実施すること。

二、一時金については、勧告で切り捨てられている〇・〇二ヵ月の現行法定分にプラスして支給すると共に、一律三〇、〇〇〇円以上の年末生活資金を全職員に支給すること。また、その他の諸手当については、二月六日に提出した要求にもとづき改善すること。

三、地方交付税の削減・交付のおくれなどによって、期末勤勉手当や十二月分給与の支給、府民への諸給付・支払いが遅れることのないよう措置すること。

四、こんにちまでの交渉の経過をふまえ、号俸引下げ（昭和五十年度）の回復及び、人材確保法による給料表間の格差を是正すること。また、既得権を擁護し、国費職員の格差是正を図ること。

五、退職時・後における職員の生活諸条件の安定を図る立場から、交渉の経過をふまえ、府の助成による互助年金・健保制度の確立、任意継続共済の掛金補助、希望退職措置要綱の改善などを図ること。また、定年制は実施しないこと。

六、職員の福利厚生事業の拡実を図る立場から、互助会・互助組合への補助金の増額、特別交付金の交付を図ること。

七、高校増設や高校三原則堅持など後期中等教育の機会均等と子供の発達を保障するため努力されたい。また、憲法と教育基本法にもとづく民主教育の推進、学校運営と教育体制を民主化する立場から、任命主任制度と主任手当を廃止し、四十人学級をはじめとしたこんにちの教育要求にこたえられたい。

八、第二臨調・軍拡路線による福祉や教育など国民生活切り捨ての攻撃に反対し、地方自治の擁護、府民本位の府政の実現に努力すること。

一九八二年十一月五日

京都府知事　林田　悠紀夫殿

京都府職員・教職員組合連合
執行委員長　佐藤　良輔

（資料㊱）

1982年12月15日　（昭和46年5月23日第三種郵便物認可）　京都教育　（月3回発行10・20・30日）　号外

京都教育

発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町
新道上る教育会館内
電話（752）0011
発行人　湯浅　晃

本紙の購読料は組合費に含まれています

号外
1982年12月15日

京都市教協
3・30団交弾圧事件特集

団交権否定の反動判決

被告全員に有罪

市教協 3・30団交弾圧事件

検察側主張通りの不当判決

警察・検察の弾圧に協力加担した反動判決

十二月十三日、京都地方裁判所第三刑事部（吉田治正裁判長）は十五年間にわたって争われてきた、京都市教協三・三〇団交弾圧事件（公務執行妨害等被告事件）の判決公判において、不当にも被告全員に有罪の判決を下しました。

当時の京都市教委の反動行政を免罪

判決は、当時の非人道的な退職強要・強制配置転換など、無法の限りをつくしていた京都市教委の反動的教育行政をすべて免罪する一方、不当人事の撤回と教職員の希望と承諾の人事の実現を求めて、団体交渉を要求した教職員の正当な行動について、「人事問題は交渉事項である」ことを認めながらも、「予備交渉をしていない」などの瑣末な口実で公務執行妨害罪を適用し、事実認定においても、敵意に満ちた当時の市教委職員のデッチ上げ証言のみにもとづいて、真実をねじまげ、有罪認定を行うという許しがたい内容です。

被告団・無罪判決めざし直ちに控訴を決定

この弾圧事件は、市教委と一体となった警察・検察権力の手によってつくられたものであり、判決それ自体も憲法・地方公務員法で認められた組合の団体交渉権を否定する極めて反動的なものです。

被告団は直ちに、無罪判決をかちとるために控訴することを決定しました。

新たなたたかいの決意みなぎる決起集会

判　決

湯浅　晃氏	（京教組副委員長）	懲役十月
井上　五一氏	（洛陽高定時制）	懲役二月
中谷　隆亮氏	（堀川高定時制）	懲役三月
佐藤　昭夫氏	（参議院議員）	懲役四月
木下　義次氏	（前京教組委員長）	懲役六月
杉本　源一氏	（府会議員）	懲役六月
北小路　実氏	（四条中学）	懲役四月
岡本　圭市氏	（洛東中学）	懲役三月
北村　健夫氏	（京教組書記長）	懲役三月

（湯浅氏執行猶予二年、他は同一年）

抗議先

すべての職場から抗議電の集中を

京都市中京区柳馬場丸太町下ル
京都地方裁判所　第三刑事部
吉田　治正裁判長

不当判決糾弾・無罪要求

総決起集会に七〇〇人

判決言い渡し後七〇〇人に及ぶ参加者の拍手の中、退廷する被告団とともに、弁護士会館で不当判決糾弾無罪要求総決起集会がもたれました。

集会では冒頭、佐藤委員長が「今日の不当判決は許すことはできない、私たちは直ちに控訴し闘いをすすめていきます」とあいさつ。日教組橋口副委員長、重松弁護団長のあいさつのあと、平田主任弁護士が判決の中で全くふれられなかった事実を一つひとつ明らかにしながら、内容・評価についての報告をしました。

続いて、十五年間不屈の闘いをすすめてこられた被告団が一人ひとり紹介され、湯浅氏が代表して決意表明をしました。

湯浅氏は、「私たちは歴史の一コマで不当弾圧をうけた。しかし歴史の発展方向は明確である。私たちは更に決意を固めて、労働者の生活と権利を守り、労働基本権奪還のためにみなさんとともにがんばっていきたい」との力強い決意を述べました。

さらに集会は、当面の行動提起として京都地裁に対する抗議、「判決についての声明」を拍手で確認、市教協松岡議長の音頭で団結ガンバローを行い閉会しました。

声　明

本日、京都地方裁判所第三刑事部（吉田治正裁判長）は十五年間にわたって争われてきた、京都市教協三・三〇団交弾圧事件（公務執行妨害等被告事件）の判決公判において、不当にも被告全員に有罪の判決を下しました。

判決は、当時の非人道的な退職強要・強制配置転換の限りをつくしていた京都市教委の反動的教育行政をすべて基本的に免罪する一方、不当人事の撤回と教職員の希望と承諾の人事の実現を求めて、団体交渉を要求した教職員の正当な行動について、「人事問題は交渉事項である」ことを認めながらも「予備交渉をしていない」などとのさまつな口実で、公務執行妨害罪を適用し、事実認定においても敵意に満ちた当時の市教委職員のデッチ上げ証言のみにもとづいて真実をねじまげ、有罪認定をおこなうという許しがたい内容です。

この判決は、憲法・地方公務員法で認められた組合の団体交渉権を否定する極めて反動的なものであり、市教委と一体となった警察・検察権力の手によって「事件」がつくられ、正当な組合運動をおさえつけるために加えられたこの弾圧事件に、裁判所までが協力・加担したことに他ならず、「良心に従い、独立してその職権をおこない、憲法及び法律にのみ拘束される」べき裁判所の姿勢はひとかけらも見られません。

しかし、十五年余に及ぶ法廷内外での不屈のたたかいは、この反動判決によって消えるものでは決してありません。私たちは、真実はただひとつであり、それが必ず証明されることをゆるぎなく確信しています。これまでのたたかいをひきつぎ、断固とした反撃に立ち上ることこそ、この反動判決に対する私たちの回答です。

こんにち、超反動中曽根内閣の臨調行革、人勧凍結攻撃、そして林田自民党府政のもとで、教職員の生活と権利は新たな試練に立たされていますが、私たちはさらに団結を固め、これらの攻撃を打ち破り、そしてこの反動判決を断じて許さず、教職員の生活と権利を守り、民主的人事の実現、労働基本権確立のために、たたかいを前進させなければなりません。

私たちは、こんにちまで長年にわたって本事件の勝利のために、ご支援・ご協力いただいたみなさんに心からお礼を申し上げるとともに、直ちに不当判決に対する控訴の手続きをとり、完全無罪をかちとるために最後まで全力をあげてたたかいぬくものです。

右、声明する。

一九八二年十二月十三日

日本教職員組合
京都教職員組合
市教協団交弾圧事件弁護団
市教協団交弾圧事件被告団

検察官論告下請けの反動判決

重松　蕃　弁護団団長

判決要旨は、罪となるべき事実を述べ、それに適応する法令を示さなかったというのはお粗末すぎる。この失敗・手落ちは、裁判所が内心は動揺し、自信のないことを証明している。

この事件は、教職員の人事問題、そしてこれに対する職員団体の交渉権をどう受けとめるのか、当時の市教委当局の職員団体の交渉権に対する交渉拒否、不誠実行為、この問題をどう受けとめるかが重要なカギであった。

判決は、「人事問題は交渉事項である」として、頭から交渉権を否定はしていないが、違法な交渉ではないというために、「予備交渉がない」「人事主事は当局ではない」などとへ理屈をこねながら、正当性を認めず、検察側の証言のみを採用し、事実関係をねじまげ、有罪にしている。

一言でいうと、判決は検察官の論告を下請けし、それを整理したものにすぎず、証拠上も、法律上も、労働基本権に対するとらえ方の上でも、矛盾にみちた反動判決だ。

（資料37）

府教委文書

昭和五八年度教職員人事異動方針について（通知）・人事異動方針（別紙）

七教職第二〇〇号
昭和五七年一一月三〇日

各市町村（組合）教育委員会
　　　　　教育長
各府立学校長　殿

京都府教育委員会
教育長　川本　邵

右記のことについて、別紙のとおり決定されたので通知します。

ついては、学校指導体制を確立するため、下記事項に留意のうえ、別紙人事異動方針を教職員に周知徹底させるとともに、教職員の適正配置と円滑な交流に努め、もって所期の目的が達せられるよう人事異動の適正な執行をお願いします。

記

1. 基本的事項

(1) 小・中学校にあっては市町村教育委員会、府立学校にあっては校長との連携を密にして行う。

(2) 教職員個々の特性や意向を把握して行う。

2 具体的事項

教職員組織の充実刷新と指導体制の強化を図るため、異動を推進する。

(1) 管理職人事

ア、管理職は、特に指導能力、識見及び勤務実績を重視し、全府的視野に立って適任者の登用に努める。

イ、各学校における教育活動のいっそうの充実を図るため、広域的な異動を促進するとともに、学校種別間及び課程間の交流に努める。

(2) 一般教職員人事

ア、小学校にあっては、原則として同一校在職六年以上の者、中学校及び府立学校にあっては、原則として同一校在職一〇年以上の者について、計画的・積極的に異動を行う。

イ、小・中学校における教職員の適正配置を図るため、各教育局所管区域にとらわれることなく、隣接教育局管内の市町村への異動のほか、全府的見地から広域の異動に努める。

ウ、府立学校における教職員組織をいっそう充実するため、地域内の異動を行うほか、広域の人事交流を促進する。

特に、新設校については、経験豊かな教職員を配置する等指導体制の充実を図る。

エ、地域における障害児教育のいっそうの充実を図るため、障害児学校と小・中学校との交流に努める。

3 留意事項

(1) 通勤可能地域は、片道の通勤時間が一時間半程度とする。

(2) 発令日の七日前に、小・中学校にあっては市町村教育委員会、府立学校にあっては校長を通じて本人に内示する。

(3) 異動について不服のある場合は、内示後三日以内に、小・中学校にあっては市町村教育委員会、府立学校にあっては校長を経て申し出させる。

別紙

昭和五八年度教職員人事異動方針

京都府教育委員会

本府学校教育指導の重点に基づく教育の充実といっそうの推進をめざし、適正な人事異動を行う。

そのため、特に、本年度の重点事項は、次のとおりとする。

1. 教職員一人一人の力量を高め、豊富な教育経験を得させるための異動をすすめる。
2. 教育をすすめる体制の確立を図るため、指導力豊かな管理職の配置に努める。
3. 小・中学校及び高等学校については、地域間・課程間交流に努め、併せて障害児学校との交流を図る。
4. 児童・生徒数、学級数の変動に応じた教職員組織の確立を図る。
5. 教職員組織の刷新を図るため、高齢者については、後進に道を譲るよう理解を求める。

（資料38）

京都府高

府高情宣部
[illegible]
TEL (751) 1645

1982.12.4
(NO.280) 41号
（人事交渉報告）

川本教育長 組合無視の態度に謝罪《12/3》

（詳細は　京都教育 12/4付号外）

府高は、十一月三十日、府教委の来年度人事異動方針についての緊急な府教委交渉をもちました。今回の交渉は、府教委が府高本部との約束を破り、一方的に方針を校長（現場）におろしたことに抗議してもたれたものです。交渉には、府教委から上田教職員課長・岸田教職員課主幹が、組合側からは川上・安田両副委員長はじめ三十一分会・六〇名が参加しました。以下、中心点のみ報告します。

（尚、管理職人事・新設問題・特退者については、引き続き交渉していきます）

人事異動は、憲法・教基法にもとづく京都の民主教育を前進させるために行なう。

「学校教育の指導の重点」に固執していましたが、「指導の重点」は当然憲法・教基法にのっといたものであるとし、確認しました。

あくまで本人の同意・納得を尊重し、希望人事に全力をつくす。府教委通知（―昭和五十八年度教職員人事異動方針について―の基本事項（２）は、このことを意味する

「希望と納得にもとづく人事」は従来と全ったく変りない。同時に、新設校の教育体制を確立するための積極的な異動や、各学校・地域間の年令構成の適正化のために、北部のベテランの方で南部へ異動してもいい方は、積極的にお願いしたいと「協力」を要請しました。しかし、最後は「本人の納得が前提」とし、強制異動はしないと言明しました。

Q　来年度以降5年間の異動構想を書けと言うが、高校三原則が崩され1流校～何流校まで格差がつけられるなら、うっかり異動希望など書けない。三原則は崩さないと言え。

高校三原則堅持は重要な異動条件⇒明確にせよ！

課長　私の管轄でないので何んともいえない。
Q　それはおかしい。異動希望をかく上で重要な条件だ
課長　私には言えません。
Q　おかしいやないか！！
課長　私には……　もう約束の時間が過ぎている。こんなに混乱するなら今後交渉はもてない（席を立つ）
組合　何にも混乱してないではないか。君が答えられないものだから、一人、いきり立っているだけだ。座われ！！（席につき、まとめを行う）

広域人事・同一校在職年数「基準（10年）」・学校種別課程間交流・新設校人事・高齢者の勇退等々について、決っして機械的・画一的指導はしない。学校の実情を配慮しつつ、あくまで教職員個々の積極性・意向を充分把握した上で行う。

従来は口頭で言ってきたが、今回文章化した（広域人事・10年基準）と説明。しかし、決っして機械的・画一的指導はしない、この点は校長会で周知徹底を計った、これに反する校長がいたら強力に指導する、言ってもらいたいと強調しました。

身上調書の記入については、希望人事の計画的実現を図るため、教職員の意向を知ることにあるが、強制はしない。

今回、身上調書を一部改めたとして、次のように説明しました。

①「指導できるクラブ・部」の欄を新設。
②「異動希望欄」では、留任希望者もその理由を書いてもらう（同一校在職三年未満の者は自由）
③「希望する転任先」欄では、できるだけ地域名で書いてもらいたい
④同一校十年以上の人は、来年度以降五年間の異動構想を記入する。

留任理由・十年以上の人の異動構想の記入については是非書いてもらいたいと主張しましたが、府教委は、教職員が安心して書ける条件・状況をつくることが大切であり、強制すべきでないとする組合の主張を認めました。

又、希望する転任先を「地域名」で書く点について、内示段階で本人の意向・希望が反映されていないこのないよう、それまでに、充分本人の意向が満たされるようにする。

特退要綱は、今年度末退職者には、従来通り適用する（但し、退職手当支給割は、17/100に減）

（資料(39)）

人事異動に関する確認書（例）

府立○○○○学校長は、人事異動にとりくむにあたって、○○○○学校分会に対し、以下の立場を守って対処することを確認する。

記

1. 人事異動に対処する基本的立場を、あくまで「憲法と教育基本法にもとづく京都の民主教育の推進」に置き、この精神に反する行為はいっさい行わない。

2. 異動にかかわる働きかけや具申にあたっては、次の諸点を守り、管理職として誠意をもってあたる。

(1) 教育という事業は、教職員が自主的・自発的に教育的情熱を発揮する中でこそ最大の効果をあげるものである。このことに鑑み、人事異動にあたっては、これによって本人の教育的情熱を減退させることのないよう、あくまで本人の希望と納得を前提とする。したがって権力的人事・報復的人事・情実人事・人脈人事など、教職員、父母から「官僚的・不明朗」のそしりを受けることのないようにする。

(2) 希望人事の実現に全力をつくす。とりわけ、夫婦別居、遠距離通勤など非人道的な状況がないようにする。

(3) 退職問題は、あくまで本人の自主的判断を尊重する。そのためにも、退職時の各種の条件（退職金、生業資金など）についての資料は、本人から要請があれば明示する。

(4) 同一校勤続年数については、参考として出すことはあっても、それをことさらふりかざして該当者が職場に居づらくなるような状況をつくりださないよう充分配慮する。

(5) 「人事は秘密」などのことで消極的・閉鎖的な雰囲気をつくるのでなく、「京都の民主教育を前進させるためにはどんな人事が必要か」の立場で公明・正大な職場討論が行なえるよう、充分配慮する。その立場から、

① 個々人への働きかけをする場合、本人の要請がある時は分会役員の立会いをうけいれる。

② 「人事は秘密」という名目で、該当者の口を封ずることは一切しない。

(6) 問題が生じた場合は、分会との交渉によって正しい解決をめざす。

3. 管理職人事について

(1) 管理職の具申にあたっては京都の民主教育に責任を持つという重大な任務にふさわしい人物を具申する。そのためにも職場の総意を充分に尊重する。

(2) 文部研修などの官制研修を受けたかどうかを基準とした具申はいっさいしない。

(3) 「管理職としてふさわしい人物」とは、次のような資質を持った人物であると考える。

① 憲法・教育基本法にもとづく民主教育の推進に力をつくす人

② 教職員・父母のねがいに正しくこたえて職務を行なえる人

③ 外部の干渉・介入から教職員の権利と教育の自主性を守る人

④ 教職員の団結を何よりも大切にし、教職員の総意を尊重して、学校運営を行なえる人

⑤ 教育について深い認識と実践を身につけ、職員の教育的情熱を正しく組織できる人

一九七九年　月　日

京都府立○○○○学校長　○○○○　㊞

（資料(40)）

府教委文書

特別退職措置要綱について（通知）

七教職第　号
昭和　年　月　日

各市町村教育委員会
　教育長
各府立学校長　殿

京都府教育委員会
教育長　川本　邵

右記のことについて、別紙のとおり決定しましたので通知します。
ついては、その趣旨を十分御了知の上、関係教職員に周知徹底願うとともに、この要綱による退職者については左記によりお取り計らいください。

記

1. 特別昇給の内申については次の書類を提出すること。

(1) 別紙様式1による内申書　二部
（個人別に作成すること。）（協約職については一部）

(2) 履歴書　二部
（協約職については一部）

(3) 市町村立の小学校及び中学校並びに府立の盲学校、ろう学校及び養護学校にあっては、別紙様式2による個人別副申書　一部

2. 退職手当の請求については次の書類を提出すること。

(1) 退職手当請求書　一部
(2) 退職手当内訳書　一部
(3) 履歴書　一部
(4) 再就職に関する申立書　一部
（別紙様式3）

3. 右記1.2の事実を確認するため退職願の写し（一部）を提出すること。

4. 提出期日
昭和五八年二月二八日（月）

5. 提出先
京都府教育庁管理部教職員課長
（市町村教育委員会にあっては当該教育局長）

特別退職措置要綱

1. 目　的
後進に道を開き人事の刷新を図るため、年齢等からみて適当と考えられる者の特別退職を認めることとし、この趣旨に沿って退職する者に対する退職手当の支給等につき特別措置を定めることを目的とする。

2. 適用教職員の範囲
この要綱を適用する教職員の範囲は、公立学校教職員（府立の大学及び市町村費支弁職員を除く。）で次の各号の一に該当し、かつ退職の承認を受けた者とする。

(1) 毎年三月三一日現在において、年齢が五〇歳以上六一歳未満（現業職員協約給料表適用者については六六歳未満）の者

(2) 毎年三月三一日現在において、年齢が五〇歳未満で勤続二〇年以上の者

3. 退職手当の額
この要綱の適用を受けて退職する者の退職手当の額は、その者の次の各号に掲げる勤続期間又は年齢に応じた当該各号に掲げる額とする。

(1) 二五年以上勤続した者又は五〇歳以上で一〇年以上勤続した者
職員の退職手当に関する条例（昭和三一年京都府条例第三〇号以下「条例」という。）第五条の規定の例により計算した額

(2) 前号以外の者
条例第四条の規定の例により計算した額

4. 特別昇給
この要綱の適用を受けて退職する者のうち、特別昇給をさせることを適当と認める者については、その者の次の各号に掲げる勤続期間に応じ、当該各号に掲げる号給数を退職の日に昇給させるものとする。
なお、退職発令の日から引き続き勤務したと仮定した場合に、四月一日付けで昇給することとなる者については、別に一号給上位に昇給させるものとする。

(1) 勤続一〇年以上二〇年未満で勤務成績が良好な者　一号給

(2) 勤続二〇年以上二五年未満で勤務成績が良好な者　二号給

(3) 勤続二五年以上で勤務成績が良好な者　三号給

5. 退職の申出
この要綱の適用を受けて退職しようとする者は、毎年二月末日までに退職願により所属長を経て任命権者に申し出るものとする。

6. 退職発令日
退職を承認した者については、毎年三月三一日付けで退職発令を行うものとする。

7. 退職発令日の特例

(1) 第五項に基づく退職の申出をしたにもかかわらず、その承認を受けることができなかった者については、その不承認の事由がなくなった日に、この要綱の定めるところによる退職の取扱いをするものとする。

8. 退職手当の支給
退職手当は、事務手続完了次第全額を支給する。

9. その他
この要綱の実施に関し必要なことは、教育長が定める。

（資料(41)）

高校教職員定数法の概要（1980年～1994年の計画）

〈教頭〉

o全日制・定時制

（6学級以上課程数）×1

o通信制　1

〈教諭〉

＜全日制＞　乗ずる数　最低保障

	乗ずる数	最低保障
1学級～6学級	2,500	1学級　5人
7〃～15〃	2,000	2学級　7人
16〃～24〃	1,667	
25〃以上	1,500	

＜定時制＞

11〃～6学級	2,162	1学級　5人
7〃～15〃	1,509	2学級　7人
16〃～24〃	1,250	3学級　8人
25〃以上	1,143	

＜通信制＞

生徒数　1～600　$\frac{(生徒数)}{462}$

601～1,200　$13+\frac{(生徒数)-600}{667}$

1,201～　$22+\frac{(生徒数)-1200}{100}$

※　小数点第1位が0のときは切り捨てる

＜教諭補正＞（学級規模補正）

o　全日制

9学級～17学級　加算　1
18〃～20　〃　2
21〃～29　〃　3
30〃　〃　4
31〃以上　〃　5

＜教諭補正＞（小学科補正）

(1)　農業・水産　（全日制・定時制）
（小学科数）×1……………加算
6学級以上の全日制……………1加算

(2)　工業　（全日制・定時制）
（小学科数）×2＋1……………加算
24学級以上の全日制……………加算

(3)　商業・家庭（学級数の合計数）

o　全日制

2学級～5学級　加算1
6〃～8〃　〃2
9〃～17〃　〃3
18〃～29〃　〃4
30〃以上　〃5

o　定時制

4学級～5学級　加算1
6〃～11〃　〃2
12〃～27〃　〃3
28〃以上　〃4

＜寄宿舎教諭補正＞

寄宿する生徒数　51人以上　加算1

o　職業科

＜教諭補正＞

(1)　農業・水産・工業

9学級以上の学科

o　（小学科数）×1　加算

o　$\frac{(学級数)-9}{3}$（1未満端数切りすて）　加算

(2)　美術・音楽・体育

o　全日制

3学級　…加算2　10学級　…加算7
4〃～6学級　…加算4　11〃～13学級…〃8
7〃　…〃5　14〃～17〃…〃9
8〃　…〃6　18〃～　…〃10

o　定時制

4学級　…加算3　10学級～11学級…加算6
5〃～7学級　…〃4　12〃～　加算7
8〃～9学級　…〃5

(3)　理数科（略）

(4)　衛生看護科（略）

(5)　情報処理科（略）

(6)　農業自営者養成学科（1年以上の宿泊を伴う）
（全日制・定時制）

o　（課程数）×3　加算

o　2年以上の宿泊を伴うもの　加算1

〈実習助手〉

＜全日制・定時制＞

6学級～24学級　1
25学級以上　2

＜実習助手補正＞（小学科補正）

(1)　農業、水産
（小学科数）×2　加算
18学級以上　加算1

(2)　工業
（小学科数）×2＋1　加算
1,8学級以上　加算1

(3)　商業、家庭
15学級以上　加算1

(4)　分校
（農業、水産・工業）
（分校数）×1　加算

＜実習助手補正＞（政令による補正）

(1)　農業

①　9学級以上

o（小学科）×1

o$\frac{(学級数)-9}{3}$（1未満端数切りすて、以下同じ）　加算

②　家畜・家きん飼育施設　532.23㎡以上
温室　829.75㎡以上

o家畜・家きん

532.23㎡×$\frac{130}{100}$＞施設面積……加算1

532.23㎡×$\frac{130}{100}$＜　〃　……加算2

o温室

829.75㎡×$\frac{130}{100}$＞施設面積……加算1

829.75㎡×$\frac{100}{100}$＞　〃　……加算2

③　農業自営業者養成（1年以上の宿泊を伴うもの）
（全日制・定時制）

o課程数×3　加算

(2)　水産

①　9学級以上

o（小学科数）×1　加算

$\frac{(学級数)-9}{3}$

②船舶加算

（総トン数　150トン以上の船舶数）×2　加算

(3)　工業

①　9学級以上

o（小学科数）×1　加算

o$\frac{(学級数)-9}{3}$　加算

②　機械実習施設　1642.98㎡以上

o1642.98㎡×$\frac{130}{100}$＞（施設面積）加算1

o1642.98㎡×$\frac{130}{100}$＜（施設面積）加算2

(4)　情報処理科（略）

(5)　理数科（略）

(6)　衛生看護科（略）

〈養護教諭〉

＜全日制・定時制＞

o 4学級以上の課程数（本校）×1

o 3学級の全日制の課程数（本校）×$\frac{3}{4}$

〈事務職員〉（司書を含む）

＜全日制・定時制＞

1学級～5学級　1

6学級以上　$1+\frac{(学級数)-5}{9}$

（小数点以下切り下げ）

＜事務職員補正＞（学校規模補正）

o 18学級以上の全日制課程　加算1
o　〃　定時制　〃　加算1

＜事務職員補正＞（学科補正）

（農業・水産・工業）
6学級以上　加算1

＜通信制＞

$\frac{(生徒数)}{400}$（1未満端数切り上げ）

（資料(42)）

高校教職員定数早見表

（注　※印12ヶ年計画で措置（　）内旧法定数）

1）全日制

学級数	教諭定数				実習助手	事務職員	
	※9条1項（教頭）	9条2項	※9条4項	※10条（養護教諭）本校のみ	11条1項	12条1項	12条2項（司書）
1		5				1	
2		7				1	
3		8		3／4		1	
4		10		1（　）		1	
5		13		1（　）		1	
6	1	15		1（　）	1	2	
7	1	17		1（　）	1	2	
8	1	19		1（　）	1	2	
9	1（1）	21	1（1）	1（　）	1	2	
10	1（1）	23	1（1）	1（　）	1	2	
11	1（1）	25	1（1）	1（　）	1	2	
12	1（1）	27	1（1）	1（　）	1	2	
13	1（1）	29	1（1）	1（　）	1	2	
14	1（1）	31	1（1）	1（　）	1	2	
15	1（1）	33	1（1）	1（　）	1	3	
16	1（1）	35	1（1）	1（　）	1	3	
17	1（1）	37	1（1）	1（　）	1	3	
18	1（1）	38	2（1）	1（　）	1	3	1
19	1（1）	40	2（1）	1（　）	1	3	1
20	1（1）	42	2（1）	1（　）	1	3	1
21	1（1）	43	3（2）	1（　）	1	3	1
22	1（1）	45	3（2）	1（　）	1	3	1
23	1（1）	47	3（2）	1（　）	1	3	1
24	1（1）	48	3（2）	1（　）	1	4	1
25	1（1）	50	3（2）	1（　）	2	4	1
26	1（1）	51	3（2）	1（　）	2	4	1
27	1（1）	53	3（2）	1（　）	2	4	1
28	1（1）	54	3（2）	1（　）	2	4	1
29	1（1）	56	3（2）	1（　）	2	4	1
30	1（1）	57	4（2）	1（　）	2	4	1
31	1（1）	59	5（3）	1（　）	2	4	1
32	1（1）	60	5（3）	1（　）	2	4	1
33	1（1）	62	5（3）	1（　）	2	5	1
34	1（1）	63	5（3）	1（　）	2	5	1
35	1（1）	65	5（3）	1（　）	2	5	1
36	1（1）	66	5（3）	1（　）	2	5	1
37	1（1）	68	5（3）	1（　）	2	5	1
38	1（1）	69	5（3）	1（　）	2	5	1
39	1（1）	71	5（3）	1（　）	2	5	1
40	1（1）	72	5（3）	1（　）	2	5	1

（注）　1.　養護教諭については、旧法では全日制・定時制の課程の数の$\frac{3}{4}$の人数が県単位（市町村単位）で配置されている。（定時制についても同様）

2.　12条2項の事務職員の加配は司書としては明確とはなっていない。

3.　分校は9条2項、3項、6項は一つの学校とみなし算定するが、あとの定数については本校と合算して算定する。
（以下の定数の算定について同様）

Ⅱ〕定時制

学級数		教諭定数			実習助手	事務職員	
		※9条1項（教頭）	9条2項	※10条（養護教諭）−本校のみ−	11条1項	12条1項	12条2項
1			5			1	
2			7			1	
3			8			1	
4			9	1（ ）		1	
5			11	1（ ）		1	
6		1	13	1（ ）	1	2	
7		1	15	1（ ）	1	2	
8		1	16	1（ ）	1	2	
9		1（1）	18	1（ ）	1	2	
10		1（1）	19	1（ ）	1	2	
11		1（1）	21	1（ ）	1	2	
12		1（1）	22	1（ ）	1	2	
13		1（1）	24	1（ ）	1	2	
14		1（1）	25	1（ ）	1	2	
15		1（1）	27	1（ ）	1	3	
16		1（1）	28	1（ ）	1	3	
17		1（1）	29	1（ ）	1	3	
18		1（1）	31	1（ ）	1	3	1
19		1（1）	32	1（ ）	1	3	1
20		1（1）	33	1（ ）	1	3	1
21		1（1）	34	1（ ）	1	3	1
22		1（1）	36	1（ ）	1	3	1
23		1（1）	37	1（ ）	1	3	1
24		1（1）	38	1（ ）	1	4	1
25		1（1）	39	1（ ）	2	4	1
26		1（1）	40	1（ ）	2	4	1

Ⅲ〕通信制

生徒数	教諭定数		旧法による生徒数	事務職員
	9条1項1号	9条1項2号		12号4号
5～50	1	1	5～54	1
51～97	1	2	55～104	1
98～143	1	3	105～154	1
144～189	1	4	155～204	1
190～235	1	5	205～254	1
236～281	1	6	255～304	1
282～328	1	7	305～354	1
329～374	1	8	355～404	1
375～420	1	9	405～454	1 400人まで
421～466	1	10	455～504	2
467～512	1	11	505～554	2
513～559	1	12	555～607	2
560～607	1	13	608～682	2
608～674	1	14	683～757	2
675～740	1	15	758～832	2
741～807	1	16	833～907	2 800人まで
808～874	1	17	908～982	3
875～940	1	18	983～1.057	3
941～1.007	1	19	1.058～1.132	3
1.008～1.074	1	20	1.133～1.211	3
1.075～1.141	1	21	1.212～1.331	3
1.142～1.207	1	22	1.332～1.451	3 1.200人まで
1.208～1.307	1	23	1.452～1.571	4
1.308～1.407	1	24	1.572～1.691	4
1.408～1.507	1	25	1.692～1.811	4
以下100人増すご			以下120人増すご	
とに1人増加に			とに1人増加	

---

② 農業・工業の実習施設による実習助手の加配（5条1～2項）

	実習施設の区分	実習助手の加配
農業	A、家畜・家きんの飼育施設の総面積 (1) 53225㎡～69189㎡ (2) 69190㎡以上 B、農場の総面積 (1) 82975㎡～107867㎡ (2) 107868㎡以上	(1) 1名 (2) 2名 (1) 1名 (2) 2名
工業	機械実習のための施設の総面積 (1) 164298㎡～215587㎡ (2) 215587㎡以上	(1) 1名 (2) 2名

	実習船	実習助手
水産	150総トン以上の船舶	船舶の数×2

③ 農業自営者養成を目的とし、1年以上の宿泊を伴う場合の加配（5条1～3項）

1年～2年の宿泊を伴う場合		2年以上の宿泊	50人以下の寄宿舎
教諭	課程×2	課程×3（旧法×2）	1
実習助手	課程×3		

4） 減ずる数

政令5条1項第5及び第6……減算数

①農・水・工で、学科の新設又は、生徒の募集停止等のため1以上の学年の生徒が欠けている場合（② に該当するものを除く。）

当該小学科数×1を減ずる

②農・水・工で授業を分校のみで行っている場合

当該小学科数×2を減ずる

② 美術・音楽・体育に関わる学科

（課程ごとに計算）（5条2－1項）

学級数	教諭
1学級	1
2～3	2
4	3
5～6	4
7	5
8～9	6

5） 現業職員……1校（標準規模）4名

6） 栄養職員……完全給食実施校1名

● （現業職員・栄養職員については、交付税措置）

Ⅳ〕 農業・工業・水産科における教諭等加配（9条1項5号、7号）

学科数（小学科）	農業・水産		工業			寄宿舎	事務職員
	5学級以下の全日制及び定時制	6学級以上の全日制	23学級以下の全日制	24学級以上の全日制	定時制	51人以上	学級の合計数6学級以上（12条5号）
1	（教諭） 1	2	3	4	2		
2	2	3	5	6	4	学校に1名	
3	3	4	7	8	6	（旧法は0名）	
4	4	5	9	10	8		
5	5	6	11	12	10		
6	6	7	13	14	12		
7	7	8	15	16	14		
8	8	9	17	18	16		

Ⅴ〕 農業・工業・水産科における実習助手加配

学科（小学科）	農業・水産		工業		農業・工業・水産に関わる授業をしている分校
	17学級以下	18学級以上	17学級以下	18学級以上	
1	2	3	3	4	
2	4	5	5	6	
3	6	7	7	8	分校に1名
4	8	9	9	10	
5	10	11	11	12	
6	12	13	13	14	
7	14	15	15	16	
8	16	17	17	18	

Ⅵ〕 商業・家庭に関する学科 （9条1項6号）（11条1項2号）
の教諭等加配

全日制		定時制		実習助手（全日制・定時制）
学級数	教諭	学級数	教諭	
2～5	1 （1）	4～5	1 （0）	
6～8	2 （1）	6～11	2 （1）	15学級以上
9～17	3 （2）	12～27	3 （2）	1名
18～29	4 （3）	28学級以上	4 （3）	
30学級以上	5 （4）			

Ⅶ〕 政令による教職員加配

1） 非常勤講師（施行令4条）

当該学校ごとに計算

（非常勤講師の担当時数）÷18＝

（減ずる教諭定数）

非常勤講師時数	減ずる教諭定数
1～8	0
9～26	1
27～44	2
45～62	3

2） 農業・水産・工業に関わる学科（施行令5条1～6項）

① 教職員の加配

農業・水産・工業科（5条1項イ、ロ）

学級数	教諭	学級数	実習助手
9～17	1	9～11	1
18～26	2	12～14	2
27～35	3	15～17	3
36～44	4	18～20	4
		21～23	5
		24～26	6
		27～29	7
		30～32	8
		33～35	9
		36～38	10

7教職第148号
昭和57年7月21日

各府立学校長
各教育局長　殿

京都府教育委員会
教育長　川　本　邵

公立学校教員採用選考試験特別選考
試験の取り扱いについて

昭和58年度公立学校教員採用選考試験特別選考試験の取り扱いについては、7教職第118号（昭和57年6月1日付け）で通知したところでありますが、府下公立学校の講師経験者及び教員以外の学校勤務者の特別選考の取り扱いについて、下記のように経過措置を行うこととしましたので、通知します。

記

1．講師経験者
昭和59年度採用試験（昭和58年7月実施予定）においても、昭和58年度と同様に、特別選考の取り扱いを行う。ただし、昭和57年度中に、府下公立学校の講師として3か月以上勤務した者に限る。

2．教員以外の学校勤務者
昭和60年度採用試験（昭和59年7月実施予定）まで、昭和58年度と同様に、特別選考の取り扱いを行う。

（参考）

経過措置一覧表

区分	今後の措置			備考
	59年度採用試験（58年7月実施予定）	60年度採用試験（59年7月実施予定）	61年度採用試験（60年7月実施予定）	
講師経験者	※ ○	×	×	※57年度中に、講師として3か月以上勤務した者に限る。
学校勤務者	○	○	×	
	19・4・2〜29・4・1生まれの者	20・4・2〜30・4・1生まれの者		

（資料㊺）

（資料㊻）

御用組合幹部の分裂攻撃の意図をみぬき多くの労働者・労働組合との団結を強め軍拡・臨調・人勧凍結反対の闘いの前進を

京都総評第32回定期大会の流会について

京教組副委員長　湯浅　晃

1982年12月20日　京都新

日本の将来かけた労働運動上の二つの路線の対決

周知のように、全国でも京都でも、労働戦線をめぐって、二つの運動が激しくぶつかりあっています。その一つは、同盟が中心となり、総評・中立労連・新産別の労組幹部が追随する労働戦線の右翼的再編の動きで、彼らは、財界が高く評価する「基本構想」（別項解説参照）を旗印に、軍拡・臨調を支持する立場をとっています。

もう一つの動きは、労働者・国民の生活をまもり、平和をまもるために軍拡・臨調路線反対の旗をかかげて、労働者・労働組合の大連合を訴え、労働者の立場にたったナショナルセンターの確立をめざす統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）を先頭とした運動です。

京都総評の前進を必死になって妨害する新産別など一部労組幹部の策動

京都総評（三九単産、十四万人）は、昨年らい常任幹事会（執行委員会）で、「『基本構想』については賛成できない」との運動方針案を決定し、昨年十一月と今年七月の大会に提案してきました。このような運動方針案がきめられると、自分たちの京都での右翼的再編の動きに不利に働くと考えて、新産別など一部の御用組合幹部が、他の組合に圧力をかけ、大会成立を徹底的に妨害してきたのです。今度の十二月の定期大会にあたっても、常任幹事会は、再度同じ運動方針案の提案を確認していました。大会は、三分の二以上の出席によって成立しますが、この成立要件にわずかながら達しなかったのです。

しかし、新産別らの妨害をはねのけて、大会を成立させようとする単産は、この七月の臨時大会のときは二一であったが、この十二月の定期大会では二四にふえています。大会成立まで、あと二単産不足だったのです。

新産別など中心になって大会成立を妨害した勢力が、京都総評の圧倒的多数の単産が、この四月の知事選挙で川口支持でたたかったにもかかわらず、最後まで革新の立場にたたず、川口批判に終始したことも、あらためてここに付言しておきたいと思います。

新産別は、すでに同盟中心の全民労協参加を決定し、同盟と一緒に京都で右翼的再編の策動をはじめています。

新産別の総評解体をねらった分裂策動に反対し、たたかう労働組合の団結の輪を広げて労働者・国民の立場にたった運動を

私たちは、右翼的再編の攻撃をはねかえすために、広くたたかう労働者、労働組合の大連合を訴えています。統一労組懇運動の急速な発展は、京都総評にもいい影響を与え、総評の中でも一層たたかう組合がふえていくことでしょう。労働者が団結して力をつけ、敵とたたかう以外に、労働者・国民の要求実現の道は開けません。この立場から、たたかいを大きく前進させていきましょう。

（資料(47)）

1983年４月19日　（昭和46年５月23日第三種郵便物認可）　京都教育　（月３回発行10・20・30日）　号外　（２）

日教組は全国統一闘争に参加した すべての組合員に救援を行え

日教組へ抗議・要請し、三県教組組合員に連帯しよう

埼玉県教職員組合
奈良県教職員組合
和歌山県教職員組合

全国のなかまのみなさん

わたしたちは、さる十二月十六日実施された公務員共闘全国統一行動には、「軍拡・臨調路線反対・人勧完全実施」の要求をかかげて、午後戦術で参加しました。

わたしたちは、自分の県教組の実状にそった戦術を最も有効なものと確信し、実行しました。

事実、三県とも、かってない数の組合員が結集し、全国目標とあわせてかかげた対県目標・対市町村要求は、すでに大きな前進をみせています。

この闘争に対して、埼玉県では一月、奈良・和歌山県では二月に県教委当局が賃金カットを行いました。今後、若干名の行政処分も予想されます。

日教組本部の態度は理不尽

ところが、この賃金カットや行政処分について、日教組指導部は救援しないとの態度をとっています。

全国のなかまのみなさん。

三県の組合員は、闘わなかったのではなく、全国統一闘争に参加して闘ったのです。

しかも、その戦術は幹部の独断できめたのではありません。批准投票で圧倒的多数の組合員の賛成を得たそれぞれの戦術で闘ったのです。

それに対して救援しないのは、日教組指導部のいう午前二時間か、さもなくば、午前二十九分という指示に従わなかったからというわけです。

ご承知のように、日教組は、当初、午前半日ストを批准投票で確定しました。その直後、責任執行の名で早朝二時間二波にわけ、最後は、第二波を二十九分に変更するという、実に独断的な行動をとりました。しかも、それについては三月中央委員会で事後承認をうけ救援も行うというわけです。

こんな理不尽なことがあってよいでしょうか。

日教組指導部にとっては、わたしたちがとった午後戦術は、闘いでないとでもいうのでしょうか。

戦術決定権は各県教組と組合員の自主的な権利

三県教組は、多くの県・高教組とともに、一九七四年以来、全国統一行動の戦術は、教育の特殊性と各県の実状に応じて、各県教組が自主的に決定した最も効果的なものを内容とすべきであり、画一的なストライキ戦術は採用すべきでないと主張しつづけてきました。

今日、教職員にふさわしい闘争形態、運動路線の正しさは、現実の運動の成果、組織の強化によって証明されています。

何が団結と連帯であるのか見なおしが迫られている

わたしたちは、画一ストライキの押しつけに反対してきましたが、救援資金は納入してきました。それは、弾圧反対については、とくに労働者の闘う連帯を大切にしてきたからです。

三県教組が、一九七七年から八一年までの五年間日教組に納入した救援資金総額（闘争資金を除く）と受け取った救援資金総額は、次のとおりです。

埼玉県教組（高教組をふくむ）は、納入額約一三億五千万円、受け取り額七千九百万円。

奈良県教組（高教組をふくむ）は、納入額約六億五千万円、受け取り額約八百八十万円。

和歌山県教組は、納入額約五億円、受け取り額約五百万円。

ところが今度は、闘って損失をうけた三県教組組合員に対して、日教組指導部は救援しないといっているのです。

全国のなかまのみなさん。

労働者の連帯とは、いったいなんなのでしょうか。

日教組には、も早、労働者の連帯も民主主義もなくなったのでしょうか。

組合の主人公は、いったい誰なのでしょうか。

三県教組は、自らの権利・組合員を組合の主人公として扱うことをもとめ、日教組が態度を改めるよう要求します。

全国のなかまのみなさんの大きなご支援を。そして、日教組本部の理不尽な態度への抗議と要請をしていただくよう、心から訴えます。

教組運動に民主主義を回復する西日本決起集会

▼五月三日　一時～四時
▼兵庫県尼ヶ崎市　尼ヶ崎アルカイックホール
主催　西日本集会実行委員会

（資料(48)）

（1）　第2号　全国教職員あり方懇ニュース　1983年4月22日

全国教職員あり方懇ニュース

「三県問題」特集第二号

発行責任者
真の労働戦線統一を考える全国教職員懇談会
代表委員　増田孝雄
（事務局東京都教組内）

日教組の重大事態にあたり全組合員の皆さんに訴えます。

危機におち入った日教組の連帯と民主主義

日教組組合員のみなさん、いま、私たちの連帯のきづなと民主主義が、日教組指導部によって大きくそこなわれ、破壊されるという重大な危機が生まれています。

埼玉、奈良、和歌山の三県教組は、昨年十二月十六日の公務員共闘全国統一行動に参加し、県教委から不当にも処分・賃金カットをうけました。

これにたいして、日教組本部は、救援を不適用にしたばかりか、日教組が救援しないのでやむをえず、三県教組が上納救援資金のなかから賃金カット補償分を差引いたことを理由に、三月に開かれた日教組中央委員会に三県教組が出席することを拒み、組織的に排除するという措置をとりました。こうして日教組指導部は、私たち組合員がこれまでの長い闘いの歴史のなかでつちかってきた労働者の連帯と日教組の民主主義的運営にとりかえしのつかない傷あとをつくろうとしています。

労働者連帯とはなにか それがとわれる「三県教組問題」

私たち日教組組合員は、月々困難な生活と闘いながら、日教組組合費と救援資金を拠出しています。それは、共通の要求にもとづいて、その要求の実現を阻害している共同の敵と闘うためです。一人ひとりでは弱い立場の労働者が団結し、弾圧をうけてもその犠牲をおぎなえるようにたすけあい、心を通わせあって闘いを前進させようとするのが、労働組合の救援だと私たちは思います。

私たちは、救援にこめられた一人ひとりの組合員の連帯を心の糧にしながら、明日の闘いへの確信と意欲をわきたたせます。だからこそ、埼玉、奈良、和歌山の三県教組の仲間たちは、その声明でもあきらかにしているように、この五年間に埼玉の場合には、自分たちが救援をうけた額の一七倍、奈良の場合は七四倍、和歌山の場合は百倍、合計して三五億円もの救援資金を拠出してきました。

おそらく、三県教組の仲間たちは、この救援資金を拠出するにあたって、各県の闘いや弾圧に思いをはせ、「今日は他県の仲間を支援しているが、明日は必ず他県の仲間たちが自分たちの闘いを救援してくれるにちがいない」と確信していたと思います。ところが、こんど、これら三県教組が共通の要求をかかげ、統一闘争をたたかって処分をうけたのにたいして、日教組指導部は、「中央本部の指令に反して午後戦術をとったから」という理由で救援しない態度をとっているのです。

ある人は、「組合機関の決定とちがう闘い方をしたのだから、救援しないのは当然だ」といっています。はたしてそうでしょうか。三県教組がまったく闘おうとせず、日教組に敵対して行動したとでもいうのなら救援が不適用になるのも、あるいはやむをえぬことかもしれません。

ところが、事実はまったく反対です。これら三県教組はいずれも全国統一行動に参加し、それぞれの県や組織の実情、職場組合員の意思にもとづいて、立派に闘い、運動を前進させているのです。

にもかかわらず、この闘いの弾圧に対して、救援しないというのであれば三県教組の組合員がこれまで、日教組組合員の連帯を確信して拠出してきた救援資金は一体なんのためのものだったのだろうかという疑問がうまれるのではないでしょうか。

私たちは、こうしたやり方を日教組本部があらためなければ、日教組における労働者連帯の基礎、組合員相互の信頼が根底からくずれ去ると思います。

「三県教組問題」はなぜ起きたのか

それは、日教組指導部が労働組合運動の原点ともいうべき労働者の利益をまもることや、労働組合の主人公が組合員一人ひとりだということを、見失っていることにあると私たちは考えます。

こんどの三県教組の問題は要するに日教組指導部のいうとおりに闘って弾圧をうけたところは救援するが、少しでもそれと違った方法で闘ったところはいっさい救援しないということです。そこには、日教組組合員の団結や連帯を強化しようとするひとかけらの配慮もなく、組合指導部のいうとおりに組合員を統制し、幹部の思ったとおりにだけ組合をうごかそうとする、非民主的な考え方がむきだしになっていると思います。

組合員のみなさん

こうした日教組指導部のやり方で、ほんとうの日教組の団結、心が通いあえる労働運動が前進するでしょうか。

「三県問題」はまさにこうした、日教組運動の前途にかかわる重大問題であると思います。

日教組に民主主義を回復しよう。そして、一人ひとりの組合員が主人公となる教職員組合の運動、北海道で働いていても、東京で働いていても、あるいは、九州・沖縄で教壇にたっていても、一つの心にむすばれ、はげましあって闘える日教組組合員の連帯をつよめよう。これが私たちのもっとも期待しかちとらなければならないことではないでしょうか。

私たちは訴えます

いま中曽根内閣のもとでわが国の平和と民主主義の教育は重大な危機に直面しています。

非行と校内暴力問題が深刻化し、他方、人勧凍結をはじめ、臨調路線の強行によって、私たち教職員の生活と労働条件がおびやかされています。こうした情勢の進展が重大であればあるほどこれにたちむかっている私たちの団結と闘いはつよめられなければなりません。

それだけに、この重大な労働者の連帯をきづつける日教組指導部の誤った非民主的なやり方をこれ以上放置するわけにはいきません。

全国の日教組組合員のみなさん

私たちは、いま、心をこめて、みなさんに訴えます

いわゆる「三県問題」について、職場の仲間たちと話しあい、分会で支部で、日教組本部が埼玉・奈良・和歌山の三県教組にたいする救援不適用の措置をただちに撤回し、五月開催予定の中央委員会に出席をみとめるよう決議し、日教組本部に送りましょう。

日教組に民主主義の回復を！

ほんとうに心の通いあった日教組組合員の階級的連帯を！

一九八三年四月一五日

青森県教職員組合
東京都教職員組合
長野県教職員組合
岐阜県教職員組合
京都教職員組合
大阪教職員組合
島根県教職員組合
高知県教職員組合
青森県高等学校教職員組合
宮城県高等学校教職員組合
福島県立高等学校教職員組合
茨城県高等学校教職員組合
埼玉県高等学校教職員組合
岐阜県高等学校教職員組合
京都府立高等学校教職員組合
大阪府立高等学校教職員組合
兵庫県高等学校教職員組合
高知県高等学校教職員組合
愛知県高等学校教職員組合

京都府議選選挙区別・党派別得票・得票率

★は無投票当選

		共産党 革新共同				自民党				社会党				公明党				民社党				新政会				新自ク				社民連				無所属				計		
		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回	前回	
		得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	有効数	有効数	
京都市	北区	11.199	25.0	10.797	24.1	13.753	30.7	7.741	17.3	6.494	14.5	4.742	10.6	6.977	15.6	5.892	13.1	6.319	14.1	5.440	12.1	—	—	—	—	—	—	5.036	11.2	—	—	—	—	—	—	5.163	11.5	44.742	44.811	北区
	上京区	10.667	28.0	10.102	25.4	11.468	30.1	9.407	23.7	5.502	14.5	3.583	9.0	—	—	—	—	—	—	—	—	10.436	27.4	12.243	30.8	—	—	4.400	11.1	—	—	—	—	—	—	—	—	38.073	39.735	上京区
	左京区	17.019	28.3	18.051	32.9	18.638	31.0	14.796	27.0	4.987	8.3	5.718	10.4	8.006	13.3	7.898	14.4	7.663	12.7	8.326	15.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.840	6.4	—	—	60.153	54.789	左京区
	中京区	10.626	27.5	10.432	27.3	12.722	32.9	11.977	31.4	—	—	4.171	10.9	7.729	20.0	—	—	7.568	19.6	7.110	18.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.576	6.7	—	—	1.904	5.0	38.645	38.170	中京区
	東山区	6.869	30.9	6.944	28.0	10.789	48.5	11.786	47.5	—	—	6.065	24.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.589	20.6	—	—	—	—	—	—	22.247	24.795	東山区
	山科区	9.991	25.8	9.204	24.5	13.868	35.7	13.999	37.3	10.344	26.7	10.156	27.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.170	11.1	4.591	11.8	—	—	—	—	—	—	38.794	37.529	山科区
	下京区	6.692	20.5	★	★	13.611	41.7	★	★	6.614	20.3	★	★	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.690	17.5	—	—	32.607	—	下京区
	南区	9.227	25.4	8.799	24.4	13.323	36.6	12.170	33.7	5.371	14.8	6.840	19.0	8.454	23.2	8.265	22.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36.375	36.074	南区
	右京区	14.451	22.1	14.189	22.7	19.984	30.6	19.826	31.7	3.419	5.2	4.060	6.5	10.497	16.1	10.216	16.4	8.811	13.5	7.842	12.6	—	—	—	—	2.342	3.6	6.323	10.1	—	—	—	—	5.752	8.8	—	—	65.256	62.456	右京区
	西京区	11.178	29.4	★	★	21.043	55.4	★	★	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.739	15.1	—	—	—	—	—	—	37.960	—	西京区
	伏見区	21.180	25.1	20.922	29.4	22.213	26.3	22.944	32.3	10.600	12.6	9.372	13.2	17.338	20.6	14.738	20.7	6.921	8.2	—	—	2.223	2.6	—	—	—	—	—	—	—	—	3.072	4.3	3.843	4.6	—	—	84.318	71.048	伏見区
	京都市計	129.099	25.9	109.440	26.7	171.412	34.3	124.646	30.4	53.331	10.7	54.707	13.4	59.001	11.8	47.009	11.5	37.282	7.5	28.718	7.0	12.659	2.5	12.243	3.0	2.342	0.5	19.929	4.9	14.919	3.0	5.648	1.4	19.125	3.8	7.067	1.7	499.170	409.404	京都市計
	福知山市	6.679	21.5	6.312	21.1	11.962	38.5	12.700	42.5	12.406	40.0	10.855	36.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31.047	29.867	福知山市
	天田郡三和町	647	19.6	690	21.7	1.338	40.6	1.285	40.4	1.308	39.7	1.208	38.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.293	3.183	三和町
	〃 夜久野町	613	16.5	679	18.3	1.186	31.9	1.320	35.6	1.917	51.6	1.707	46.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.716	3.706	夜久野町
	加佐郡大江町	830	19.3	964	22.9	1.652	38.4	1.650	39.3	1.819	42.3	1.589	37.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.301	4.203	大江町
	計	8.769	20.7	8.645	21.1	16.138	38.1	16.955	41.4	17.450	41.2	15.359	37.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42.357	40.959	計
	舞鶴市	5.752	11.6	6.376	13.7	25.887	52.0	18.820	40.4	—	—	—	—	—	—	—	—	8.901	17.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.256	18.6	21.406	45.9	49.796	46.602	舞鶴市
	綾部市	4.555	24.0	4.828	26.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14.456	76.0	13.299	73.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19.011	18.128	綾部市
	宇治市	11.700	21.7	10.324	21.1	13.204	24.5	10.194	20.9	6.805	12.6	6.218	12.7	10.039	18.6	8.889	18.2	12.157	22.6	11.832	24.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.399	2.9	53.905	48.856	宇治市
	久世郡久御山町	904	15.6	750	14.2	1.472	25.3	1.037	19.6	502	8.6	1.138	21.6	1.175	20.2	973	18.4	1.760	30.3	1.241	23.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	141	2.7	5.813	5.280	久御山町
	計	12.604	21.1	11.074	20.5	14.676	24.6	11.231	20.7	7.307	12.2	7.356	13.6	11.214	18.8	9.862	18.2	13.917	23.3	13.073	24.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.540	2.8	59.718	54.136	計
	宮津市	2.383	15.7	3.972	26.1	6.314	41.7	5.933	39.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.303	35.0	5.316	34.9	—	—	—	—	—	—	—	—	1.157	7.6	—	—	15.157	15.221	宮津市
	与謝郡加悦町	728	16.0	861	19.3	1.564	34.3	1.346	30.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.124	46.6	2.244	50.4	—	—	—	—	—	—	—	—	146	3.2	—	—	4.562	4.451	加悦町
	〃 岩滝町	384	9.4	472	11.4	674	16.5	889	21.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.884	70.5	2.773	67.1	—	—	—	—	—	—	—	—	149	3.6	—	—	4.091	4.134	岩滝町
	〃 伊根町	415	15.5	658	24.6	1.250	46.7	930	34.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	983	36.7	1.087	40.6	—	—	—	—	—	—	—	—	31	1.2	—	—	2.679	2.675	伊根町
	〃 野田川町	781	12.8	947	15.7	2.192	36.0	2.709	44.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.744	45.1	2.385	39.5	—	—	—	—	—	—	—	—	365	6.0	—	—	6.082	6.041	野田川町
	計	4.691	14.4	6.910	21.2	11.994	36.8	11.807	36.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14.038	43.1	13.805	42.4	—	—	—	—	—	—	—	—	1.848	5.7	—	—	32.571	32.522	計
	亀岡市	4.887	15.9	6.547	28.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13.398	43.6	16.253	71.3	—	—	—	—	—	—	—	—	12.450	40.5	—	—	30.735	22.800	亀岡市
	城陽市	9.122	34.5	8.101	33.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17.310	65.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.992	66.4	26.432	24.093	城陽市
	向日市	5.212	34.3	4.723	35.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.990	65.7	8.685	64.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.202	13.409	向日市
	長岡京市	6.723	34.1	7.022	35.6	8.074	40.9	7.789	39.5	4.941	25.0	4.887	24.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19.738	19.698	長岡京市
	乙訓郡大山崎町	1.495	33.8	1.451	27.7	1.798	40.7	1.394	26.6	1.124	25.4	2.388	45.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.417	5.233	大山崎町
	計	8.218	34.0	8.473	34.0	9.872	40.9	9.183	36.8	6.065	25.1	7.275	29.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24.155	24.931	計
	八幡市	6.931	33.5	3.555	18.3	13.739	66.5	—	—	—	—	7.955	41.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.877	40.6	20.670	19.387	八幡市
	綴喜郡田辺町	5.785	37.8	3.989	34.1	9.513	62.2	7.705	65.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.298	11.694	田辺町
	〃 井手町	981	30.5	999	33.5	2.231	69.5	1.986	66.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.212	2.985	井手町
	〃 宇治田原町	919	25.4	836	25.0	2.702	74.6	2.503	75.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.621	3.339	宇治田原町
	計	7.685	34.7	5.824	32.3	14.446	65.3	12.194	67.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22.131	18.018	計
	相楽郡山城町	1.601	33.0	1.975	42.3	1.892	39.0	1.050	22.5	—	—	—	—	—	—	—	—	1.360	28.0	1.640	35.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.853	4.665	山城町
	〃 木津町	3.040	39.0	2.685	38.2	2.705	34.7	1.529	21.8	—	—	—	—	—	—	—	—	2.052	26.3	2.813	40.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.797	7.027	木津町
	〃 加茂町	1.491	24.8	1.210	24.4	2.106	35.1	1.484	30.0	—	—	—	—	—	—	—	—	2.406	40.1	2.257	45.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.003	4.951	加茂町
	〃 笠置町	267	18.7	316	24.3	639	44.8	472	36.3	—	—	—	—	—	—	—	—	519	36.4	514	39.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.425	1.302	笠置町
	〃 和束町	463	11.6	759	20.6	1.228	30.8	1.108	30.0	—	—	—	—	—	—	—	—	2.291	57.5	1.826	49.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.982	3.693	和束町
	〃 精華町	1.483	18.9	1.611	23.2	5.078	64.7	4.134	59.6	—	—	—	—	—	—	—	—	1.292	16.5	1.191	17.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.853	6.936	精華町
	〃 南山城村	498	24.2	542	26.5	876	42.5	589	28.8	—	—	—	—	—	—	—	—	685	33.3	917	44.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.059	2.048	南山城村
	計	8.843	26.0	9.098	29.7	14.524	42.8	10.366	33.9	—	—	—	—	—	—	—	—	10.605	31.2	11.158	36.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33.972	30.622	計
	北桑田郡京北町	1.371	31.9	1.195	28.5	1.186	27.6	1.473	35.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.745	40.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.531	36.5	4.302	4.200	京北町
	〃 美山町	1.012	26.2	887	23.8	618	16.0	1.007	27.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.232	57.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.826	49.1	3.862	3.721	美山町
	船井郡園部町	2.636	30.3	2.792	34.3	5.099	58.7	4.431	54.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	954	11.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	920	11.3	8.689	8.144	園部町
	〃 八木町	1.432	25.2	1.341	26.2	3.056	53.8	2.474	48.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.188	20.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.305	25.5	5.676	5.121	八木町
	〃 丹波町	1.110	21.5	1.035	22.4	1.472	28.5	1.856	40.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.576	49.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.720	37.3	5.158	4.612	丹波町
	〃 日吉町	1.970	47.7	2.085	52.9	1.167	28.3	1.062	27.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	991	24.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	790	20.1	4.128	3.938	日吉町
	〃 瑞穂町	808	21.1	816	21.7	1.214	31.8	1.632	43.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.801	47.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.309	34.8	3.823	3.758	瑞穂町
	〃 和知町	401	11.4	318	8.9	111	3.2	211	5.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.996	85.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.044	85.2	3.508	3.574	和知町
	計	10.743	27.4	10.473	28.3	13.925	35.6	14.149	38.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14.483	37.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12.445	33.6	39.151	37.068	計
	中郡峰山町	1.732	25.6	2.316	34.4	5.022	74.4	4.421	65.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.754	6.737	峰山町
	〃 大宮町	1.797	29.1	1.759	32.9	4.382	70.9	3.593	67.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.179	5.352	大宮町
	熊野郡久美浜町	2.003	28.9	3.060	37.6	4.939	71.1	5.076	62.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.942	8.136	久美浜町
	計	5.532	27.8	7.135	35.3	14.343	72.2	13.090	64.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19.875	20.225	計
	竹野郡網野町	1.550	20.9	1.890	23.3	5.859	79.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.218	76.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.409	8.108	網野町
	〃 丹後町	1.693	35.5	1.240	26.4	3.073	64.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.458	73.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.766	4.698	丹後町
	〃 弥栄町	878	25.4	984	29.2	2.581	74.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.388	70.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.459	3.372	弥栄町
	計	4.121	26.4	4.114	25.4	11.513	73.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12.064	74.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.634	16.178	計
	府下計	107.665	23.9	105.876	25.3	161.057	35.7	117.795	28.1	30.822	6.8	37.945	9.1	11.214	2.5	9.862	2.4	33.423	7.4	24.231	5.8	83.675	18.5	64.106	15.3	—	—	—	—	—	—	—	—	23.554	5.2	59.260	14.1	451.410	419.078	府下計
	総計	236.764	24.9	215.316	26.0	332.469	35.0	242.441	29.3	84.153	8.9	92.652	11.2	70.215	7.4	56.871	6.9	70.705	7.4	52.949	6.4	96.334	10.1	76.349	9.2	2.342	0.2	19.929	2.4	14.919	1.6	5.648	0.7	42.679	4.5	66.327	8.0	950.580	828.485	総計

京都市議選選挙区別・党派別得票・得票率

	共産党				自民党				社会党				公明党				民社党				新自ク				社民連		無所属				計	
	今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		前回（1979年）		今回（1983年）		前回（1979年）		今回（1983年）	前回（1979年）
	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	得票	率	有効総数	有効総数
北区	11.808	26.5	11.653	26.0	13.788	30.9	16.473	36.8	5.220	11.7	3.789	8.5	6.538	14.7	5.775	12.9	—	—	3.750	8.4	5.217	11.7	2.770	6.2	609	1.4	2.053	4.6	—	—	44.624	44.819
上京区	8.809	22.5	9.205	22.7	11.019	28.1	18.789	46.2	2.184	5.6	2.251	5.5	4.988	12.7	5.287	13.0	4.642	11.9	5.104	12.6	—	—	—	—	—	—	7.511	19.2	—	—	39.153	40.636
左京区	15.285	25.3	15.242	27.7	19.006	31.4	17.616	32.0	7.394	12.2	7.116	12.9	8.028	13.3	6.835	12.4	4.286	7.1	4.380	8.0	—	—	2.153	3.9	—	—	6.468	10.7	1.661	3.0	60.467	55.003
中京区	9.358	23.9	9.375	23.9	13.570	34.7	12.194	31.1	5.817	14.9	5.362	13.7	7.089	18.1	6.254	16.0	3.313	8.5	3.955	10.1	—	—	1.207	3.1	845	2.2	—	—	—	—	39.147	39.192
東山区	5.063	22.1	3.987	15.6	10.796	47.2	10.663	41.7	2.273	9.9	4.594	18.0	4.733	20.7	4.662	18.2	—	—	945	3.7	—	—	—	—	698	2.7	—	—	—	—	22.865	25.549
山科区	8.911	22.0	8.354	21.5	11.193	27.7	9.160	23.6	7.188	17.8	7.400	19.0	7.404	18.3	7.202	18.5	5.721	14.2	3.622	9.3	—	—	2.540	6.5	616	1.6	—	—	—	—	40.417	38.894
下京区	6.257	18.8	6.955	21.3	12.253	36.9	11.292	34.5	4.537	13.7	4.124	12.6	5.336	16.1	5.245	16.0	4.842	14.6	3.803	11.6	—	—	—	—	—	—	—	—	1.282	3.9	33.225	32.701
南区	7.697	20.9	7.264	20.0	11.993	32.6	12.732	35.0	5.858	15.9	5.104	14.0	6.574	17.9	6.673	18.4	4.476	12.1	—	—	—	—	—	—	—	—	187	0.5	4.569	12.6	36.785	36.342
右京区	15.385	23.5	14.167	22.6	18.164	27.8	18.293	29.2	5.948	9.1	5.510	8.8	11.395	17.4	11.311	18.1	11.716	17.9	9.623	15.4	—	—	3.249	5.2	—	—	2.773	4.2	463	0.7	65.381	62.616
西京区	9.678	24.6	7.336	26.6	19.457	49.4	14.537	52.7	2.863	7.3	—	—	7.353	18.7	4.765	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	926	3.4	39.351	27.564
伏見区	21.252	25.1	18.018	25.1	24.081	28.5	20.151	28.0	11.856	14.0	11.922	16.6	18.246	21.6	13.019	18.1	5.582	6.6	3.901	5.4	—	—	1.603	2.2	—	—	3.521	4.2	3.273	4.6	84.538	71.887
計	119.503	23.6	111.556	23.5	165.321	32.7	161.900	34.1	61.138	12.1	57.172	12.0	87.684	17.3	77.028	16.2	44.578	8.8	39.083	8.2	5.217	1.0	13.522	2.8	2.768	0.6	22.513	4.5	12.174	2.6	505.954	475.203

府議 党派別当選者数推移

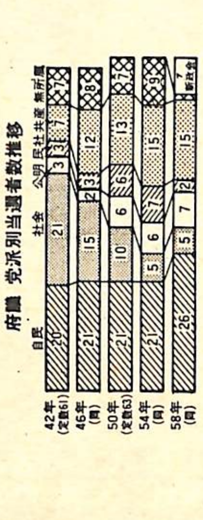

※共産党には革新共同を含む
※無所属には旧純政会など諸派を含む

京都市議 党派別当選者数推移

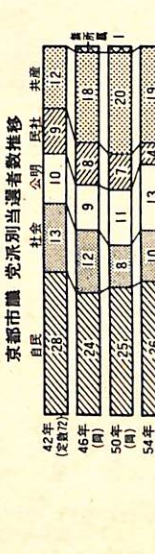

党派別当選者数

	京都府議選（定数63）					京都市議選（定数72）				
	現	元	新	計	改選前議席	現	元	新	計	改選前議席
共産党	15	0	0	15	15	14	1	4	19	19
自民党	20	1	5	26	21	23	0	1	24	24
社会党	4	0	2	6	6	5	1	0	6	10
公明党	5	0	2	7	6	10	0	4	14	13
民社党	2	0	0	2	7	4	0	3	7	4
新自ク	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
社民連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新政会	7	0	0	7	8	0	0	0	0	0
無所属	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
計	53	1	9	63	63	57	2	13	72	71（欠1）

【注】府議選の共産党には革新共同、社会党には府民クをふくむ。

道府県議会・政令市議会の新勢力分野

（東京都、茨城県、沖縄県と北九州市は除く）

	定数	共産	自民	社会	公明	民社	新自ク	社民連	諸派	無所属
北海道	110(105)	1(2)	52(58)	29(28)	6(5)	—(0)	0(0)	—(0)	—(0)	22(12)
青森	52(52)	2(2)	32(34)	7(6)	2(1)	1(0)	—(1)	—(0)	—(0)	8(8)
岩手	52(51)	1(1)	33(27)	6(7)	—(0)	1(1)	—(0)	—(0)	—(0)	11(15)
宮城	59(59)	1(2)	34(35)	7(12)	3(3)	2(2)	—(0)	—(0)	—(0)	12(5)
秋田	49(49)	1(0)	26(26)	14(12)	1(1)	1(1)	—(0)	—(0)	—(0)	6(9)
山形	49(49)	2(2)	30(28)	8(9)	1(1)	1(0)	1(0)	4(4)	—(0)	2(5)
福島	58(59)	1(2)	32(41)	9(9)	3(1)	3(4)	—(0)	—(0)	—(0)	10(2)
栃木	55(55)	0(1)	32(33)	7(6)	1(1)	1(3)	1(0)	—(0)	—(0)	13(11)
群馬	57(56)	0(2)	41(39)	6(6)	2(2)	—(0)	—(0)	—(0)	—(0)	8(7)
埼玉	94(94)	7(7)	43(42)	6(10)	11(9)	1(2)	4(5)	—(0)	—(0)	22(19)
千葉	79(79)	4(4)	49(53)	9(3)	7(8)	2(3)	—(1)	—(0)	—(0)	8(7)
神奈川	115(115)	3(6)	37(35)	23(25)	13(16)	12(9)	10(16)	—(0)	0(0)	17(8)
新潟	65(65)	1(1)	43(45)	10(13)	1(1)	1(1)	—(0)	—(0)	2(2)	7(2)
富山	47(47)	1(2)	30(34)	10(6)	1(1)	2(1)	—(0)	—(0)	—(0)	3(3)
石川	47(44)	1(1)	36(36)	4(4)	1(1)	1(1)	—(0)	—(0)	—(0)	4(3)
福井	40(40)	0(0)	26(23)	3(3)	1(1)	2(3)	—(0)	—(0)	—(0)	8(10)
山梨	42(41)	0(1)	18(18)	5(5)	2(1)	—(0)	—(0)	—(0)	—(0)	17(16)
長野	61(60)	0(2)	31(26)	17(20)	2(1)	1(1)	—(0)	—(0)	—(3)	10(7)
岐阜	50(50)	1(1)	37(35)	5(5)	2(2)	2(1)	—(0)	1(1)	0(0)	2(5)
静岡	78(78)	1(2)	53(50)	11(13)	7(5)	3(3)	—(0)	—(0)	—(0)	3(5)
愛知	106(106)	3(3)	66(61)	10(9)	7(7)	11(11)	—(1)	1(1)	2(0)	6(13)
三重	54(54)	0(3)	25(25)	7(5)	2(2)	1(3)	—(0)	—(0)	—(0)	19(16)
滋賀	46(43)	2(2)	27(22)	2(1)	1(1)	—(1)	—(0)	0(0)	10(12)	4(5)
京都	63(63)	15(15)	26(21)	5(5)	7(6)	2(6)	0(0)	0(0)	7(0)	1(10)
大阪	113(113)	9(19)	40(38)	15(15)	25(19)	10(10)	—(0)	—(0)	9(7)	5(5)
兵庫	91(91)	4(6)	32(38)	12(12)	14(11)	9(7)	—(0)	—(0)	—(0)	20(17)
奈良	45(44)	1(1)	25(25)	7(7)	4(3)	1(0)	—(0)	—(0)	—(0)	7(8)
和歌山	47(47)	4(4)	27(23)	3(3)	3(4)	1(0)	—(0)	—(0)	—(0)	9(13)
鳥取	40(40)	1(2)	28(22)	7(10)	2(2)	—(0)	—(0)	—(0)	—(0)	2(4)
島根	41(41)	1(1)	26(23)	6(4)	1(2)	0(0)	—(0)	—(0)	—(0)	7(12)
岡山	57(57)	3(3)	36(29)	6(7)	5(5)	3(3)	—(0)	0(0)	—(0)	4(10)
広島	69(69)	0(2)	42(32)	9(8)	5(6)	2(4)	—(0)	—(0)	0(1)	11(16)
山口	54(53)	2(2)	31(26)	5(6)	5(5)	2(2)	—(0)	—(0)	—(0)	8(12)
徳島	42(42)	1(1)	21(26)	6(6)	2(2)	—(0)	—(0)	—(0)	—(0)	12(7)
香川	45(45)	2(3)	30(27)	8(9)	3(2)	1(2)	0(0)	—(0)	—(0)	1(2)
愛媛	53(52)	1(2)	35(38)	3(5)	3(2)	3(2)	—(0)	—(0)	—(0)	8(3)
高知	42(42)	3(4)	28(23)	5(6)	3(3)	1(1)	—(0)	—(0)	—(0)	2(5)
福岡	89(89)	2(3)	36(31)	16(19)	8(9)	4(5)	—(0)	—(0)	11(14)	12(8)
佐賀	42(42)	0(1)	29(28)	6(5)	1(1)	0(0)	—(0)	—(0)	—(0)	6(7)
長崎	54(54)	1(1)	29(17)	8(8)	3(3)	5(5)	—(2)	—(0)	—(3)	8(15)
熊本	56(56)	1(1)	40(35)	6(5)	3(3)	0(1)	0(1)	—(0)	—(0)	6(10)
大分	48(48)	2(2)	27(23)	8(9)	2(2)	2(2)	—(0)	—(0)	—(0)	7(10)
宮崎	47(47)	1(2)	26(21)	8(6)	3(3)	4(4)	—(0)	—(0)	—(0)	5(11)
鹿児島	57(56)	1(1)	39(35)	8(7)	3(3)	1(1)	—(0)	—(0)	—(0)	5(9)
合計	2660(2645)	88(125)	1486(1407)	372(379)	182(166)	100(106)	16(27)	6(6)	41(42)	368(337)
東京(補欠)	1		1							
札幌	70(68)	4(7)	26(23)	20(15)	10(10)	0(0)	—(1)	—(0)	—(0)	10(12)
川崎	64(64)	9(10)	17(16)	12(12)	10(11)	6(5)	0(0)	—(0)	0(0)	10(10)
横浜	96(96)	6(11)	30(27)	18(19)	17(16)	18(17)	4(4)	—(0)	0(0)	3(2)
名古屋	75(77)	6(7)	23(25)	16(15)	14(13)	14(16)	—(0)	—(0)	0(0)	2(1)
京都	72(72)	19(19)	24(26)	6(10)	14(13)	7(4)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)
大阪	92(94)	11(18)	37(34)	11(12)	21(20)	11(8)	1(2)	—(0)	—(0)	0(0)
神戸	72(72)	10(11)	22(26)	13(9)	16(13)	11(11)	0(1)	0(0)	0(0)	0(1)
広島	60(60)	4(6)	30(11)	7(4)	8(9)	2(2)	—(0)	—(0)	0(1)	9(27)
福岡	64(64)	5(6)	22(16)	9(9)	12(12)	—(0)	—(1)	1(0)	13(7)	2(13)
合計	665(667)	74(95)	231(204)	112(105)	122(117)	69(63)	6(9)	1(0)	13(8)	37(66)

（注）①カッコ内は前回定数および前回当選者数 ②広島市は前回、一般市議選 ③日本共産党の道府県議の当選者のうちには、埼玉、京都、滋賀の革新共同をふくむ ④山口県の議席が定数に1足りないのは、同点得票で12日にくじ引きで決めるため

京都府内各自治体の党派別議員数

（1983．4．25現在・本社調べ）

		任期満了日	定数	共産	自民	社会	公明	民社	新自ク	社民連	諸派	無所属	欠員
	★京都府	○	63	15	26	6	7	2	0	0	7	0	0
	★京都市	○	72	19	24	6	14	7	1	0	0	1	0
	★福知山市	○	26	4	0	1	1	1	0	0	0	19	0
	舞鶴市	86·12·4	36	4	5	4	4	0	0	0	1	18	0
	★綾部市	86·8·31	28	4	1	2	1	2	0	0	0	18	0
	★宇治市	○	32	6	5	4	5	7	0	0	0	5	0
	宮津市	86·7·9	26	3	0	2	2	1	0	0	0	18	0
	★亀岡市	87·2·4	30	4	0	0	2	1	0	0	0	23	0
	★城陽市	○	28	7	3	2	3	5	0	0	0	8	0
	★向日市	83·8·9	26	6	1	2	1	2	0	0	0	14	0
	★長岡京市	85·10·14	26	6	1	3	3	1	0	0	0	12	0
	★八幡市	○	24	5	2	2	2	2	0	0	0	11	0
	10市計		282	49	18	22	24	22	0	0	1	146	0
	★乙訓郡大山崎町	86·10·23	20	5	2	1	1	1	0	0	0	10	0
	★久世郡久御山町	○	20	3	0	1	1	0	0	0	0	15	0
綴喜郡	★田辺町	○	24	3	3	2	2	0	0	0	0	14	0
	井手町	86·4·28	18	2	1	0	0	0	0	0	0	15	0
	宇治田原町	84·11·14	18	1	0	0	0	0	0	0	0	16	1
相楽郡	山城町	85·3·31	20	1	0	1	1	0	0	0	0	17	0
	木津町	○	22	2	0	1	1	0	0	0	0	18	0
	加茂町	○	18	2	0	1	1	0	0	0	0	14	0
	笠置町	84·10·31	12	1	0	0	0	0	0	0	0	11	0
	和束町	○	18	1	0	0	0	0	0	0	0	17	0
	精華町	85·5·19	22	2	0	1	1	1	0	0	0	17	0
	★南山城村	84·3·31	16	2	0	0	0	0	0	0	0	13	1
北桑田郡	★京北町	○	18	3	0	0	1	0	0	0	0	14	0
	★美山町	○	16	3	0	0	1	0	0	0	0	12	0
船井郡	園部町	○	20	2	0	0	1	0	0	0	0	17	0
	★八木町	83·11·9	22	3	0	0	0	1	0	0	0	18	0
	丹波町	○	18	2	0	0	1	0	0	0	0	15	0
	★日吉町	○	18	3	0	0	1	0	0	0	0	14	0
	瑞穂町	○	18	1	1	0	1	0	0	0	0	15	0
	和知町	87·2·1	16	0	0	0	1	0	0	0	0	15	0
天田郡	★三和町	○	16	2	0	0	0	0	0	0	0	14	0
	★夜久野町	87·1·22	16	2	0	1	1	0	0	0	0	12	0
加佐郡	大江町	○	16	1	0	0	0	0	0	0	0	15	0
与謝郡	加悦町	86·12·18	20	2	0	0	1	0	0	0	0	17	0
	★岩滝町	○	16	2	0	0	1	0	0	0	0	13	0
	★伊根町	86·11·30	16	3	0	0	0	0	0	0	0	13	0
	野田川町	○	20	2	0	0	1	0	0	0	0	17	0
中郡	★峰山町	87·2·12	24	3	0	1	1	1	0	0	0	18	0
	大宮町	○	20	2	0	2	1	0	0	0	0	15	0
竹野郡	★網野町	87·5·9	26	4	0	2	0	0	0	0	0	20	0
	★丹後町	○	20	3	0	0	1	0	0	0	0	16	0
	★弥栄町	○	18	3	0	0	0	0	0	0	0	15	0
	★熊野郡久美浜町	87·2·9	24	7	0	1	1	0	0	0	0	15	0
	郡部計		626	78	7	15	23	4	0	0	0	497	2
	京都府計 （女性議員数）		1.043	161 (26)	75 (2)	49 (0)	68 (4)	35 (0)	1 (0)	0 (0)	8 (0)	644 (4)	2

※ ○印は一斉地方選挙。★印は共産党が議案提出権を有する自治体。

※ 共産党には同党推薦をふくむ。府会社会党は府民クを含む。府会諸派は新政会。

京都府高
府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル 教育会館内
TEL(751) 1645
1982年
11月29日
40号
(№279)

障害者や親の願い実らせよう

障害者の舞鶴集会に520人

11月3日

十一月三日、盲聾舞鶴分校の中学部つぶしをはじめとする、府下の障害児教育の切りすてを許さない意気ごみにもえて、障害児教育関係者・父母ら五二〇人が舞鶴につどいました。

集会には、障教部はもとより、それぞれの学校の育友会員・舞教組・府舞鶴支部の仲間が要求をもちより大きく成功し、ひき続いて要求実現をめざす共闘を進める土台を築くものとなりました。

府は、今日、これまでつみあげてきた京都の障害児教育の成果を一つひとつきりくずそうとしています。高等部教育を制限する動きや福祉施設の民間委託など、極めて重要な段階をむかえています。

盲聾分校のたたかいをはじめとする障害児福祉・教育の切りすては、単に障害児者の問題ではなく、すべての府民の生活・教育の基盤がきりくずされるものです。一層大きな闘いの輪の拡大が求められています。

生れ育った町で学べる学校を守ろう

「つどい」は盲聾分校育友会の合唱「明日のために」（盲聾分校校舎改築の歌）で開幕、聴覚障害者や参加者の中からも歌ごえがわきおこり、大きく盛り上りました。

記念講演に立たれた、大矢暹氏（京都府ろうあ協会福祉対策部長）は、小学校三年生以後に聴覚障害を負われた自らの体験にもとづき、「障害者と地域」と題して、次のように話されました。

「舞鶴盲聾分校、そこは私たち聴覚障害者にとって故郷のようなものです。私は、小学校三年の終わり頃より耳が悪くなり、医者通いをし手術を受けましたが、悪くなる一方でした。友だちの態度は一変し、下級生にまでバカにされいじめられ、私はひどい人間ギライになりました。中学三年生になり、同級生が進学だ就職だと騒ぎだしても、私には縁のないことでした。

そんな私に、かつて私を診察してくれたお医者さんが、聾学校を勧めて下さいました。「こんなにも沢山の聞こえない人がいる」「しゃべる手と聞く目——手話」この二つとの出逢いは、私に何としても聾学校へという思いをつのらせました。聾学校の先生は、「聞えないこと、しゃべれないことはつらいことだ。そのつらさは耐えなければならない。しかし、そのことでうける差別は、耐えるためにあるのではなく、なくすためにあるのだ。」と、いつも話してくれました。聾学校は、私に人間とは何かを教えてくれたのです。

みなさん、育った町で学べ働ける、これは当り前のことです。学べる所なくして地域はありません。今、当り前のことがつぶされようとしています。舞鶴の力がためされています。障害者も人として大切にされる町づくりめざして、心ひとつにがんばりましょう。」

次に、特別報告として盲聾分校校舎改築推進委員会から「府教委が十一月に中学部廃止の方針をごり押ししようとしている時、皆さんのひとまわり大きなご支援をおねがいします」と訴えがありました。

続いて、丹波養護学校亀岡分校からは、改築のメドをたてさせるところまできたが、全日授業の課題がのこされており、高等部教育や過年齢児の教育保障への不安が訴えられました。また、南山城養護学校城陽分教室「しらうめ」からは、今なお訪問教育で教室すらないこと、病弱児とともに養護学校化が緊急の課題となっているにもかかわらず、府教委の教育切り捨ての方針の前に、運動の手を休めれば、すぐ切り捨てられる危険な状況にあることが報告されました。

障害者と父母・市民のつどい

地域で励まされながら育つ姿くっきりと

その後、各障害者団体から意見発表を行ない、障害児を持つ親や障害者の苦しみと社会福祉充実の必要性を訴え、また、舞鶴地域に障害者の学校の必要性と、中学部廃止の不当性を明らかにしました。

「七歳から京都の盲学校で過した。夜中、蒸気機関車の音がするととても淋しかった。面会によく来てもらえる家の近い生徒が羨ましかった」（盲人協会舞鶴支部・井上氏）

「福祉が削られながら軍拡のほうはどんどん進むことの危険性」（両丹ろうあ協会・高倉氏）

「舞鶴の障害者で海を見たことがなかったという人がいた。これが日本の障害者の置かれている実態だ」（舞鶴障害児者団体連絡協議会・大村氏）

「十数年来改築をお願いしてきました、風が吹けば壁が落ちる、戸を開けば戸が傾いてくる。教室が足りなく、図書室も本棚を廊下に出して教室として使っている。そのため何度も校舎改築運動をしてきました。私の子どもは汽車で綾部から通学しています。学校から帰ると近所の子が、「いっしょに遊ぼう」とゆっくり話しかけてくれます。そ

（資料53）

の子に、手話を教えてあげたりして自分から遊ぶようになってきています。通学の途中でおばあさんに「しっかり勉強しといで」と励まされています。」（盲聾分校育友会・小原氏）

「分校の中学部を廃止するということは、立場を変えたら、私たちの子供を京都から遠く離れた舞鶴に送ることです。分校の御父兄の気持はよくわかります。」（聾学校（本校）育友会・松本氏）

「丹波では、地域の子どもと父母の願いに応えて養護学校が建設されたこと、分校廃止反対の運動と同時に府下各地で様々な要求をかかげて共に運動を展開しましょう」（丹波養護学校育友会・小松氏）

また、盲聾分校開校運動にとりくまれ、現在、ろうあ大阪機関紙の編集をされておられる渋谷氏は、「三〇年前の舞鶴分校創立の運動では五百人の署名を集めるのに通訳もなしにとりくみ、塩をまかれたこともあった。今日の署名数やこの集会の成功は、地域の暖い理解の表れ。私に子供の頃から親子の触れあいがあれば、大阪なんかに行かずに、地域で暮している」と地域や親との触れあいの重要性を訴えられました。

最後に、「すべての子どもたちの輝く未来のために！」という市民アピールを採択し、舞鶴の市街をパレードしました。

「つどい」の参加者からは、「私は兵庫県立豊岡聾学校へ一時間かけて通いました。学校は近い所にほしいです。舞鶴の聾学校をなくならないようにしたいです。」（網野の聴覚障害者）「聾学校廃止問題について集会だから沢山の人が集まっているだろうと思っていたが五百人と聞いて感激した。これからもがんばりたい。」（綾部の聾協の人）「帰ろうかと思ったが最後まで行進しとても良かった。」（舞鶴養護学校北吸分校の保護者）「受付けで「南山城から来ました」という声を聞き、この小さな学校の事で南の方からも参加されていることに驚いた。」（同）「障害児をもつ父母の精一杯に子どもを育てていきたいという願いが、しみじみ伝わってきました。」（地元府会議員）等々の声がよせられました。

全分会から抗議・要請電の集中を！

＜抗議・要請電の例＞

「聾学校舞鶴分校中学部の廃止計画を断念されたい」

＜打電先＞

◎林田悠紀夫・京都府知事宛
京都市上京区下立売新町西入ル
薮ノ内町　京都府庁内
◎大槻弥一郎・京都府教育委員会委員長
右に同じ

いよいよ、分校の闘いも山場に入りました。十一月二十五日には、「つどい」のアピールをもって府教委へ大型陳情団を出すとともに、記者会見も行ない、とりくみをつよめています。各分会からの大きな支援が求められています。

（資料49）

労働戦線右より再編のあゆみ

一九七八・一	同盟大会が①労働組合主義②左右の全体主義反対③国際自由労連志向を条件とする民間先行の再編統一の方針をうちだす。
七九・八	自動車総連塩路会長が「統一をすすめる会」の結成を提唱
七九・一一	統一労組懇が「真に労働者の利益を守るナショナルセンターのあり方について全国的討論」とのよびかけ発表
八〇・二	総評臨時大会で「社公政権構想」支持、「労働組合主義」の是認、国際自由労連加盟志向をうちだす。
八〇・九	ゼンセン同盟、電機労連、鉄鋼労連など民間六単産の委員長・会長による「統一推進会」が発足
八一・五・一	「統一推進会」が、「労働戦線統一の基本構想」を発表
八一・五・二〇	統一労組懇が「『労働戦線統一の基本構想』について（草案）」を発表。
八一・六・三	統一推進会が「民間先行による労働戦線統一準備会への参加要請」を発表。
八一・七	総評第六三回定期大会、準備会参加の方向をかかげた執行部原案と、統一労組懇系単産の修正案をともに採決せず。
八一・一〇	同盟が安保体制堅持、軍備拡張、大企業奉仕の新運動方針発表。
八一・一一・四	総評臨時大会、ふたたび執行部原案、統一労組懇系単産の修正案とも採決できず。
八一・一一・七	総評第三回拡大評議員会、留保条件つきで「準備会参加」の方針を強行採決。
八一・一二・九	第十七回統一推進会、「基本構想」を再確認、団体間協議の経過を「理解し尊重する」などのまとめを確認。
八一・一二・一四	「統一準備会」発足。総評幹事会で槙枝議長は、宇佐見発言の撤回などの留保条件を同盟も了解したとしてこの留保条件を解除、「準備会」参加を決定。
八二・三・二六	私鉄、全金など七単産が準備会加盟を申請。
八二・四・一	第四回統一準備会幹事会で新規参加について「中央経過の尊重」など二条件を確認。
八二・五・八	第五回統一準備会は七単産が「経過の尊重」に同意したと、加盟を承認。
八二・七・二八	総評第六六回定期大会。「基本構想と補強五項目の論議は凍結された」などの方針を確認。
八二・八・七	全国一般、全造船、全海運が「統一準備会」に加盟申請。
八二・一一・二九	第十二回「統一準備会」、「全民労協の活動は『基本構想』にもとづいてすすめる」ことを確認。十二月十四日の全民労協発足をきめる。
八二・一一・三〇	第九回統一準備会総会、三単産の準備会参加を承認。
八二・一二・一四	民間四一単産、四二三万人が結集する全日本民間労組協議会（全民労協）の結成総会が開かれ発足にいたる。

（資料54）

八二年十二月五日の府高養護教諭委員会において、各職場から切実な要求が出されました。役員会において要求を集約し、下記のような要求書にまとめましたので、各職場で活発な討論をされ、意見を上げて下さい。

一九八三年二月　日

京都府知事　林田悠紀夫殿
京都府教育委員会委員長　大槻弥一郎殿

京都府立高等学校教職員組合
執行委員長　井上進
婦人部部長　寺田理子
養護教諭委員会委員長　西山幸代

養護教諭・保健室などに関わる要求書（案）

子ども達のからだがすくすく伸びて、生きる力をしっかり身につけていくことが教育の目的です。その条件の一つである児童・生徒の健康を保持増進し、より発展させていくことが私達の任務であります。そのためにも私達が安心して教育に専念できる諸条件を整備することは極めて重要だと考えます。私たちの緊急かつ切実な下記要求事項について誠意をもって応え、解決をはかられるようここに申し入れます。

記

Ⅰ　養護教諭の定員増について

1．分校、定時制・通信制の各課程等について養護教諭の未配置・兼務については早急に解決され、全ての分校・課程に養護教諭を配置されたい。

(1)　通信制をもつ学校（朱雀・西舞鶴）については、生徒の深刻な健康破壊の現状に鑑み、ただちに通信制課程に一名の養護教諭を配置されたい。

2．大規模校（当面二十四学級以上の学校）、教育困難校に養護教諭を複数配置すると共に、障害児学校には各学部毎に一名の養護教諭を配置されたい。

Ⅱ　施設・設備について

1．全日制・定時制・通信制等が共用している保健室については、各課程所属の養護教諭が充分仕事ができるよう保健室の拡張、備品・施設・消耗品等の整備・拡充をはかられたい。

2．保健室の設置がない分校などについては、施設・設備の整った保健室を早急に設置されたい。

3．学校需要費を大幅に拡充し、生徒の安全と健康に関わる保健室の備品・消耗品などに支障のないように配慮されたい。

Ⅲ　生活・権利について

ほとんどの職場で、養護教諭が一名という立場を十分理解し、

1．自主的な研修の機会を保障されたい。

2．日・祝日等に行なわれる学校行事等への参加に対する代休（回復措置）を保障されたい。

3．年休が取りにくい現状をただちに解決されたい。

Ⅳ　民主的な職場づくりについて

保健部長（主事）の任命制をただちに廃止し、民主的な学校保健体制を確立されたい。

（資料55）

実習助手・寮母、現業職員の

署名活動に分会の総力を

実習職員委員会・寮母委員会が合同で
二等級わたり等で決起

実習職員・寮母は、三等級賃金の二等級へのわたりと三等級賃金の改善、および、農・水・工実習助手の資格取得のための講習を府内で実施することを求めて、組織を上げた署名活動のとりくみの意思統一をおこないました。三等級賃金は高年齢になると二年間で二、二〇〇円しか昇給しないなど、極めて不合理な内容になったまま放置されており、昨年の交渉の中でも改善の必要性を府教委に認めさせてきたものです。

学校現業労働の民間委託と対決を確認
現業職員職場代表が意思統一

府立高教組現業委員会は、二月三日に現業職員の職場代表を集め、学校現業労働の民間委託化反対等を柱にした署名活動のとりくみを、各職場で現業職員が先頭に立って集めることを意思統一しました。

臨調路線の公務員攻撃を最も集中的に受け反対運動を展開してきた全国の現業労働者は、特に三月七日の臨調の最終答申にむけて全国的なうねりを作るための大運動をおこすため奮闘しています。

署名にとりくむ少数職種の職員を激励しよう

実習職員・寮母、現業職員の組合員は、自ら訴えてそれぞれの署名を短期間に集めることを意思統一しています。職場で奮闘している組合員や未組合員の方々を激励しましょう。

署名用紙はそれぞれの職員のところにあります。署名用紙がまわって来ない場合は、自ら行って署名し、激励しましょう。

それぞれの専門部の組合員がいないところでは、分会として署名活動の援助と、それぞれの職員に署名行動への参加の呼びかけをおこなうとともに組合加入の訴えをしましょう。

実習職員・寮母、現業職員が
署名活動で意思統一
（2月3日）

実習助手・寮母の署名活動への
御協力の訴え

人事院・文部省も不合理性を認めています

教育職(二)表・三等級賃金は、現在京都では府立高校（農・工・水・普・障害児諸学校）の実習助手・寮母・図書館司書（定時制）等の職種に適用されています。三等級賃金は、四十歳頃から急激な横ばいとなり、退職時には、全ての職種の最底辺に落ち込む賃金体系にあります。これは、三等級賃金が、本来臨時職としての講師及び助教諭に適用されるものだからです。

実習助手及び寮母等の三等級適用が不当なものであることは、文部省のみならず、人事院でもまた府教委も認めています。が、実習助手・寮母等の制度が、不十分・不明瞭なものであることや、一職種一等級を取っている現在の職務職階級制度などが賃金改善の大きな壁となっています。

私たちは、「学校教育法」等諸法令で規定されたそれぞれの職務を学校教育としてさらに充実・発展してゆくものとするため、職務の確立と専門性を高める研究・研修の積極的な取りくみをしています。

制度そのものがもつ準職員扱いの矛盾を克服し、それぞれが教育活動領域を拡大し、教育実践を通して教諭との協力・共同をつくりだし信頼を深めてきています。そのことが、さらに次の教育課題へ取りくんでいく力となっています。府教委も、採用基準にその職務の専門性を要求するものとなってきています。

全国的に二等級わたりが実現してきています

私たちは、すでに農・工・水産の実習助手には、教育職員免許法改正により、附則十一項にもとづいて教諭の免許を取得する道が開かれていることや、さらに、山梨・山形・滋賀…等全国十五県に於て、それぞれの自治体独自で省令改正も含めて、教育職(二)表二等級賃金適用を実現させていることを十分研究し賃金改善運動への力としたと考えています。

うららかな陽光のなかの新年でしたが、人事院勧告は凍結したまま今だ溶けず、日経連は不況を背景に「雇用を維持したければ、賃上げ要求は自粛しろ！」と企業側の理論で脅迫してきています。

厳しい情勢でも頑張ります

補正予算にもみられるように軍事費と大企業優遇の予算は増し、教育をはじめ働く者の生活要求はすべての面で削減されるといった情勢にあります。

今、この時の私たちの賃金改善要求運動の厳しさは肌で感じられますが、私たちは全ての国民に我慢しろ！と言っているのは何なのか、をしっかりと学びつつ、もうこれ以上安あがり教育は許さない！ ほんとうのむだと腐敗の根源をつく行革を！ と訴え、すべての教育職員のみなさんの理解と連帯を願っています。

教諭と三等級職員の賃金比較

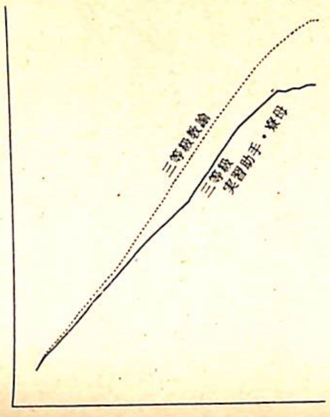

（資料56）

京都教育
発行
京都教職員組合
京都市左京区丸太町新町上る 教育会館内
電話（752）0011
発行人 湯浅 晃
号外
1983年
5月14日

府教委交渉特集

教職員の生活実態に根ざした
83年 第1次要求書を府教委に提出

教職員賃金の大幅引き上げ、労働条件、教育条件の改善、民主教育つぶしの攻撃をやめよという教職員の切実な要求を掲げて、本年度第一回目の府教委交渉が、五月十一日午後三時から、府庁第三会議室で開かれました。

交渉ではまず、「一九八三年度第一次要求書」を提出。佐藤委員長をはじめ各担当部から、要求内容の切実さ、重要さを具体的事例も出して説明、当局の誠意ある回答を求めました。

次に、82人勧凍結問題など当面の具体的課題について交渉を行いました。

府教委交渉
人勧凍結撤回

82人勧凍結損失補てん、
83賃金大幅引き上げを要求

交渉団は、①82人勧凍結によって平均二十万円以上の損害を与えている。教職員の生活改善に責任を持つ使用者としてどう考えているのか明らかにせよ。②八三年給与財源として予算化されている一％十六億円の具体的使用について明らかにせよ。③八三賃金引上げへ、当局としてどう行動していこうとしているのか、と府教委をただしました。

府教委は、82人勧凍結で教職員に被害を与えている責任はほうかむりしたまま、一％財源の使途は83人勧後に論議すべきもの、八三賃金引上げには諸条件が整う必要があるなど、当局としての責任ある姿勢を一切示しませんでした。

交渉団は重ねて、①府職連交渉で、一％財源の使用は、労使間で検討することを約束しているのだから、明確にする責任がある。②八三賃金引き上げについては、昨年の轍を踏まないためにも、現段階から使用者としての責任を具体的に果たすことが求められている、と追求しました。

府教委は、六月府職連交渉に向けて、一％財源の使用を具体化するよう当局内での打合わせにのぞみたい、とこたえました。

交渉団は、①一％十六億円は前渡しすべきである。②当局の姿勢を示す意味で、⑴人事院・京都府人事委員会へ、給与改善へ適正な勧告を行うこと、四週五休問題で前進的な勧告をすることを文書で申し入れること、⑵政府に対して、人勧給与改善部分は速やかに実施すべきことを文書で申し入れることを要求しました。これに対して府教委は、検討することを約束しました。

物損補償、研修費支給、体育用品・
備品支給、生徒指導費の支給を要求

府教委は、生徒指導費について府立高校関係で「生徒指導緊急対策費」として五十万円予算計上した。市町村教委は指導する。メガネ補償は、互助組合事業の現行四十歳以上五千円を、四十歳以上六千円、三十九歳以下三千円に改善できるよう、現在依頼中であると回答しました。

交渉団は、メガネ補償枠拡大は福利厚生事業としての改善であって、生徒指導にともなう物損保償とは関係ない。物損については、使用者として実費補償して当然である、と指摘しました。

府教委は、物損補償は具体的に検討すると約束しました。

四週五休制は、「まとめ取り」の強制をやめ、組合との協議を再開するよう要求

府教委は、四週五休制検討委員会は試行時に可能な方法を検討していたものであり、制度化された現在、まとめ取りを考えていると、教職員組合との協議、合意もないままにまとめ取りを強行する姿勢を示しました。

交渉団は、四週五休実施は勤務条件そのものであり、労使間の協議・合意抜きではできないものだ、年間労働時間を短縮するという本来の趣旨を生かすべきであり、夏期休業中の研修権圧迫の手につかうなと要求しました。

府教委は、京教組と協議することを約束しました。

人事異動は「希望・納得」の基本を守れ

交渉団は82年度人事異動において、これまで京教組と当局との間で合意してきていた本人の「希望・納得」による人事異動の基本が守られず、異議申し立てまで無視して不当な異動が強行された事態を、具体例も出しながら追求しました。

府教委は、「希望・納得」が基本と認めざるを得なかったにもかかわらず、本年度の異動は問題なかった、教職員側にも理解してもらって異動してもらったなどと、これまでの組合との協議の中で練り上げられてきた基本を、なしくずしにする姿勢に終始し、交渉団からきびしい批判を浴びました。**交渉団は**、今後も「希望と納得」を原則とすることを重ねて申し入れました。

府民無視の三原則つぶしを直ちにやめよ

交渉団は府民や現場教職員の声を全く無視して、高校三原則つぶしを強行するのは許せない、直ちに中止せよと要求しましたが、**府教委**は、現場の教職員に理解してもらう性格の問題ではないと、現場を無視したままの三原則つぶしに固執しました。交渉団は、教職員らの協議をも拒否するのは不当だ、指導部交渉で協議しようと申し入れ、府教委は検討することを約束しました。

今後、新採研や校長会での仲管理部長発言、福知山市教委の新採への発言など、不当労働行為をきびしく追求することを通告して、今回の府教委交渉を終わりました。

府教委

「団体交渉」規制を企図

府教委は四月二十五日午後、京教組との交渉のもち方について制限を加える「職員団体との交渉について」なる文書を京教組執行委員会に一方的に提示してきました。

「交渉について」は(1)交渉事項、(2)交渉に当たる者の範囲、(3)予備交渉、(4)交渉時間及び員数の基準、(5)交渉の場所の五つからなっており、これまで府教委と京教組との間で、合意され、慣行となっていた交渉形態を大幅に制限するものとなっています。

(1)交渉事項では、「職員の給与、勤務時間、その他の勤務時間及び附帯する社交的・厚生的活動に関する事項」として限定し、これまで民主教育推進のため、双方の立場をふまえつつ論議してきた教育制度や教育内容等を一切除外できるものとなっています。また、(4)交渉時間及び員数の基準では、「(1)交渉時間、三時間の範囲内とする。(2)員数　京教組本部交渉二十五名　府立高教組交渉二十名上記団体の専門部交渉十名…」とし、いかなる課題での交渉もこの範囲内で員数を制限しようとしています。

これまで府教委交渉は職場代表参加を基本にしておこなわれ、参加者も京教組が指定する人数で参加し、府教委もこれを認めてきたところです。

京教組は、十一日の交渉に先立ち、五月七日、今回の府教委提示の「交渉について」問題に関し、仲管理部長に申し入れをおこない、従前の交渉のあり方で何ら不都合な問題がおこっていないにもかかわらず、一方的に労働組合活動の基本に係る「団交」を規制することについては反対である。しかし交渉当事者である府教委から正式に提示された問題でもあり、今後検討することはやぶさかではないが、少くとも双方が一致するまでは従前通り進めたい」旨の態度表明をしてきました。

その結果、十一日の交渉は従前通りの規模での交渉としておこなわれました。

（資料(57)）

府高'83春闘の構想と方針（案）

府立高教組

一、私たちと'83春闘をめぐる情勢の特徴

1．戦後最悪の反動内閣である中曽根政権が、体制的危機打開の道を、戦争と侵略、国民生活圧迫の軍拡・臨調路線にもとめ、この二ヵ月余、日本列島の不沈空母化・四海峡封鎖発言が武器技術の輸出、田中角栄擁護、憲法攻撃策動をはじめ次々に露骨な反動路線を打ち出し、労働者・国民との矛盾を深めている。

2．財界が人勧凍結をテコに、すでに破綻した生産性基準原理をかかげ、「春闘賃上げは定昇分のみ、ベースアップは根本的に見直せ」という賃金抑制攻撃をかけ、ひき続く倒産と国民の購買力の低下など労働者・国民への犠牲をしいる一方で、独占・大企業は莫大な利益をためこむといった、最悪の状況が進行しつつある。

3．林田府政は、中央での自民党の悪政をストレートに府政にもちこみ、臨調路線を評価し、府立洛南寮・勤労会館の民間委託、労働セツルメントの廃止、老人医療の国並み有料化、高校三原則つぶしの策動など、露骨な反府民的施策を強行し、中央直結・臨調路線の姿をあらわにしている。京都を財界の食いものにする「三府総」を推進し、庁内・学校現場の管理体制強化、舞鶴の京都における核安保体制推進の窓口化の策動など、財界奉仕・軍国主義復活策動の強まりと府民生活は一層の困難化にみられるように、林田府政と府民との矛盾・対立はますます激しくなっている。

4．反共・分裂主義者、体制擁護路線の「基本構想」にもとづく全民労協が、経済整合性に立つ賃上げ自粛路線、軍拡・臨調路線断行など、労働者・国民の利益に背をむける方向をますます鮮明にし、労働者との矛盾を拡大している。

京都でも新産別など右派組合の妨害によって地評大会が流会、その機能が麻ひさせられる一方で、同じその勢力によって全民労協の地域組織づくりがすすめられるなど、労戦問題はいよいよその舞台を地域段階に移しつつある。

5．全国革新懇の三つの共同目標にもとづくとりくみ、反核・平和の草の根運動など、平和と政治革新を求める世論は、大きな連合を形成しうる可能性を示し始めている。同時に、三六年ぶりともいわれる三大選挙（地方選挙・参・衆）での政治戦が春闘とともにたたかわれ、経済要求での闘いと政治革新をめざす課題での闘いを統一して強化し、国・地方レベルの革新統一勢力の拡大・強化、政治革新の展望をきり開いていく条件がかつてなく広がっている。

二、私たちのめざす八三春闘

1．「大企業の利益還元・軍事費削って、くらしと福祉・教育の充実を」基本とした運動を進め、政府・自民党、独占・大企業、全民労協路線と対決する春闘。

2．要求闘争（経済闘争）と革新統一の力を拡大・強化する闘い（政治闘争）とをしっかり結んだ春闘。

3．父母・府民諸階層・民間労組等と連帯し、要求にもとづく多様な共同闘争を発展させる春闘。

4．要求を出しきり、要求と闘い方をみんなのものにする闘う職場づくりをめざす春闘。

三、八三春闘重点要求（別途府高要求書として作成）、

四、たたかいの基調と主要なとりくみ

1．**基調～二つの共同闘争～**

(1) 職場要求を基礎に、人勧凍結・軍拡・臨調路線と対決し、教職員・府民（国民）の生活・教育を守る共同のたたかい。

(2) 自民党政治の転換をめざし、全国革新懇の三つの共同目標にもとづき、革新統一の力を拡大・強化をすすめる共同のたたかい。

2．**主要なとりくみ～四つのとりくみ～**

(1) 年度末・新年度にむけて、組織の拡大・強化のとりくみを強めるとともに、民主的人事と民主的学校運営の確立・前進を図るとりくみ。

(2) 高校三原則闘争とも結んだ職場・地域の生活・教育要求実現、賃金確定のとりくみ。

① 二月府会・通常国会にむけ、人勧凍結撤回・臨調紛砕、府民（国民）生活・高校三原則擁護をめざす統一労組懇・京教組・府高の活動の強化。

② 広範な労働者・労働組合・民主団体との総行動・共同闘争をすすめる。

③ 春闘重要段階での全国的・全府的統一行動を成功させる。

(3) 中曽根反動内閣に対する糾弾闘争、平和・民主主義擁護のとりくみ。

(4) 四月における大阪・東京など首長選挙・一斉地方選・六月参院選など国政選挙を重視し、労働組合としての正しい選挙闘争を発展させ、政治の革新を図るとりくみ。

五、たたかいの具体的とりくみの方向とその展開

1．**人勧凍結撤回、職場・地域の要求実現のとりくみ**

(1) 人勧凍結撤回・賃金確定をめざすたたかい

① 府職連を軸とした対府・府議会闘争を強化する。

(イ) 府職連・府教委交渉をつよめる。（2／8・2／18）

(ロ) 議会決議をテコに、議会要請行動を行なう。
(ハ) 議会重要段階に全府下統一行動を展開。
② 中央行動に参加する。
③ 多様な宣伝行動にとりくむ。
④ ㋑ 2／15～17　府職連一斉地域（行政区）集会
㋺ 2／22　府職連統一行動（㋺は一斉職場集会）

(2) 八三春闘の要求集約・討議・実現をめざすたたかい。
① ダブルアンケート方式による要求の集約
(イ) 要求記入集会　二月一九日(土)まで（分会要求書、(府)・府高八三春闘アンケートを活用）
(ロ) 要求確定投票集会　二月二八日(月)まで
・一回集約した要求一覧に、◎・○・△で投票
・新たな要求を記入する欄もつくる。
・七〇％以上○・◎印のついたものを、（春闘）要求として確定する。
・組合員・未組を問わず全教職員を対象とする。
② 学習・討論を旺盛に開く。
(イ) 各分会・ブロック（支部）・専門部で学習会等を開く。
(ロ) 府高主催の学習・討論集会の開催（第三次まで開催）
③ 府高要求書をあらたに作成（分会要求を反映させた新たな様式のもの）
④ 要求実現のとりくみを強力におしすすめる。
(イ) 要求交流集会を必要に応じて開催。
・府高要求別交流集会の開催
(ロ) 要求実現にむけて。
(A) 校長交渉を強化する。
・大衆団体を基本に、要求該当者を軸に、波状的に行なう。
・全国要求もふくめ、全ての要求を交渉にのせる。
(B) 対行政交渉をつよめる。
(C) 二月府・市町村議会へむけての要求行動。
・各分会・ブロック・専門部で議会へもちこむ重点要求を決める。
・請願・陳情などあらゆる手段を講じて、その実現を迫る。
・その際、議員工作を重視し、要求に対する態度表明を明確にさせ、そのことを組合員・地域住民にニュース等で知らせる。
・ここでは、高校三原則・人勧凍結問題は共通事項として、その態度表明を迫る。
・要求実現の闘いは、地域統一労組懇の役割を重視し、要求をそこへもちこみ、共同の闘いをくむ
(D) 宣伝を強化する。
⑤ 統一労組懇全府的・全国的統一行動の展開（詳細は別途）
(イ) 第一次全国統一行動　二月二二日(火)前後
(ロ) 第二次　〃　三月一四日(月)
(ハ) 第三次　〃　三月下旬

2．**組織の拡大・強化、民主的人事と民主的学校運営の確立のとりくみ**
(1) 要求集約・実現のとりくみと結んで未組合員の組合員化を意識的に追及する。
(2) 民主的人事の実現
(イ) 人対委を確立・校長交渉を強化。
(ロ) 人事異動に関する確認書の締結の追及。
(3) 民主的学校運営の確立・強化。
① 来年度学校体制の確立・部長の選出等校内人事の民主的体制確立をめざす。
② 教職員の意思を無視・軽視する管理職の言動は厳しく追及する。

3．**中曽根反動内閣糾弾、平和・民主主義擁護、政治革新のとりくみ。**
(1) 全国革新懇の「三つの共同目標」を支持し、政治革新の世論づくりをすすめる。
(2) 「くらしと平和を守る」署名（安保破棄実行委員会）にとりくむ。
(3) 地方選・国政選挙での革新の勝利をめざす。
① 東京・大阪等首長選挙を積極的に支援し、カンパ・動員・激励行動等々にとりくむ。
② 自民党政治の実態暴露など政治宣伝等を旺盛に行ない、職場での政治論議を活発にする。

4．**闘う体制づくり**
(1) 分会春闘委員会をつくる。
① 新・旧役員を中心に、必要な人材で構成する。
② 次の担当者は必らずおく。
(イ) 統一労組懇（大運動）担当。　(ロ) 中学校区共闘担当。　(ハ) 情宣担当。
(ニ) 父母・育友会担当。
(2) 少数職種要求実現の闘争委員会を再編する。
(3) 職場新聞の週二回刊体制を定着させる。

5．**闘いをすすめる上での留意点**
(1) 執行部・役員会の「請け負い主義」「おしつけ主義」を排除し、徹底して大衆討議を重視する。
(2) 圧倒的宣伝をつよめる。
(3) 三原則闘争も、教育要求実現の闘いとして、春闘と結んで、より広範な府民の課題とする。

（資料58）

高校三原則を守り発展させることを求める要請署名

一、**趣旨**　子どもたちの発達のゆがみや非行のことが心配されている今、私たちは何よりも子どものすこやかな成長を願っています。そのためには、子ども自身が誇りをもって地元の高校に通え、親と地域住民と先生が共に手を結ぶことができ、小・中学校の高校の先生が協力し合うことができる高校三原則を守り、発展させていくことがとりわけ大切です。

公立高校に入学する時、点数ごとに一流校、二流校、三流校……などと振り分けられ、兄弟も友だちもバラバラにされる制度には反対します。

一、**要請事項**
高校三原則を守り、発展させて下さい。

一九八　年　月　日
氏名（　　　　　）
住所（　　　　　）

（ひとこと欄）

たしかな学力
豊かな高校生活づくりへの
早く高校増設を
施設不足の解消を
せめて一学級40人に
教職員の定員増を
私学助成のひきあげを
高校三原則を守り
まっすぐ伸ばそう
京都の子ども
まっすぐ伸びる高校生

1．健康であること　58.3%
2．友だちに好かれること　43.1%
3．性格が素直であること　39.5%
4．忍耐力があること　38.3%
5．さまざまな考え方、生き方から学ぶことができること　31.2%
6．意志が強いこと　29.4%
7．気持がやさしいこと　27.7%

（市内A高校PTA アンケートより）S57.1実施

◀パンフレット
「まっすぐ伸びる高校生」
どうか御活用下さい。

お問合せ ご相談は　京都府立高等学校教職員組合　京都市左京区丸太町新道東入ル上ル　京都教育会館内　TEL075−751−1645

お父さん、お母さんにうったえます。

お父さん、お母さん、
初々しい新入生の息吹き、歓声が学校中にあふれる今日この頃、
私たち教職員も新鮮な気持ちになると同時に大きな責任感と緊張感でいっぱいです。
お子さんがこれから歩む高校生活、
私たちも共にがんばる決意です。
さて、今日はお願いがあり、
このリーフを配布させていただきます。

★京都の高校を ★守ってください。

京都府の教育委員会は今、公立高校の小学区制をやめる計画をすすめています。

今の公立高校は通学区域が大体決まっていて、地元の高校へ通うことになっています。これが小学区制です。おかげで公立高校の間には、一流校、二流校のランクがなく、誰でも胸をはって自分の学校名を言えます。

この小学区制をやめると高校の間に必ずランクがつけられます。たとえば府下にある約五十の公立高校は、一流校から五十流校までレッテルがはられます。小学区制をやめた他の県の例を見ると、歴史の古い高校が一流校になり、新しい高校は下位にランクづけされているのがほとんどです。

お父さん、お母さん

他の県では、通っている高校の名前によってその子の価値が決めつけられてしまいます。人間としての大切さは変わらないのに「ああ、○○高校生か」という目で見られるわけです。高校受験を前にした、あの心の痛いような毎日を思い出して下さい。中学・高校時代は誇れる自分を他の人にみて欲しいという気持と共に「他の人が自分をどう見ているか」が一番気になる、傷つきやすい年代です。

その大切な時に、入学する高校によってレッテルをはられることがどんなに辛いことか、自分の通っている高校の名さえ堂々といえないことがどんなに悲しいことか、思うだけでも胸が痛みます。

お父さん、お母さん

私たちは教育にたずさわる者として、こんな状態になることを黙って見ていることはできません。何としても、京都府と教育委員会の計画をストップして、誰もが自分の学校に誇りを持てる今の小学区制を守りたいと切に願っています。

お父さん、お母さん

力を貸して下さい。教育委員長宛の要請ハガキの趣旨にぜひご賛同いただき、御記入のうえ、御投函いただくか本校の教職員に御提出下さい。よりくわしいことは、本校の教職員におたずね下さい。

一九八三年　春
京都府立高等学校教職員組合

郵便はがき

602-□□

京都市上京区下立売新町西入ル
京都府教育委員会

京都府教育委員会
委員長　大槻弥一郎　殿

40円切手を貼って下さい

第三号議案

一九八三年度運動方針（案）